

盛岡市玉山地域の農業・農村と地域社会

2021 年度 地域経済フィールドワーク実習報告書

東京大学農学部
環境資源科学課程
農業・資源経済学専修

2022 年 3 月

はじめに

2021年度の地域経済フィールドワーク実習（FW実習）は、農業・資源経済学専修3年生6名が履修した。調査対象地は、岩手県盛岡市玉山地域である。本報告書は、地域の直面する課題に彼ら6名が1年間にわたって取り組んだ研究成果を取りまとめたものである。

これまでのFW実習は、多数の履修者による現地調査を中心に、対象地域の農業や農村の実態を面的に捉えることが主眼とされてきた。しかし本年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の帰趨が見通せないことに加え、過年度と比較して履修者が少なかったこともあり、個人ごとにテーマを絞って研究に取り組むこととした。受け入れ先となっていた盛岡市玉山総合事務所産業振興課からのアドバイスを受けつつ、担当教員やティーチング・アシスタント（TA）の大学院生ともディスカッションを重ねた上でテーマを設定した。

6名が選んだテーマは、それぞれ、地域景観、中山間地域、土地改良区、地域おこし協力隊、新規就農者、農産物直売所と幅広い。報告書にはこのほか、地域の概要をまとめた序章と実習の記録およびTAとして参加した大学院生のあとがきが収録されている。ご協力いただいた地域の皆様にとって、本報告書が今後の地域の発展に対して少しでも役立つことができれば、担当教員一同、望外の喜びである。

FW実習の大きな目的の一つは、教室の座学では学ぶことのできない農業や地域の実情を、調査地を実際に訪れ、その空気を肌で感じ、人々との交流を通じて学び取ることにある。実習を通じて、教科書に書かれた専門用語が地域の中でどのように受け止められ、またどのように運用・活用されているのか、そしてどのような人たちがそこに携わっているのかを具体的に理解できるようになる。

「現地を訪れること」にかすかな望みをもちつつ始まった今年度のFW実習は、拡大と縮小を繰り返しながら一向に収束しないCOVID-19の趨勢に翻弄されることとなった。縮小期をにらんで計画した現地調査も、感染者数の急増を受けて直前に延期あるいは中止を決断する状況が繰り返された。このような中でも、文献調査やオンラインによるインタビュー調査、調査票を配布してのアンケート調査を中心に、学生たちの研究が続けられていった。後掲の実施記録にまとめたように、オンラインでのインタビュー調査は22名の方にご協力いただき、合計18回、のべ約33時間に及ぶ充実したものとなった。さらには、COVID-19第5波がおおむね収束した11月下旬には、3班に分かれて日帰りで念願の現地調査を行うことができた。各種調査に際しては、多忙な業務や日常生活の合間を縫って、多くの方々にご協力いただいた。

COVID-19と対峙する中でFW実習を実施し、このように報告書として取りまとめることができたのも、盛岡市の熊谷俊彦政策統括特別参与をはじめとする同市職員の方々、特に盛岡市玉山総合事務所産業振興課の工藤貢課長、同課農商工係の佐々木努係長、勝又洸樹様、高原庸輔様、高橋直人様による献身的なご尽力のおかげである。同課の皆様には、オンライン調査や現地調査の調整だけでなく、調査への同席・同行をはじめ、各種文献の依頼、些細な質問などに対しても、ご多忙中、きめ細やかにご対応いただいた。FW実習の前段階である2020年度の農村調査概論（2年生向け必修科目）でも、地域の現状をご報告いただくなどのご協力いただいている。

さて、FW実習の記録が残る1976年以降に岩手県が調査対象地となったのは、2000年の遠野市、2013年の雫石町に続いて3回目である。本年度は、明治期の歌人・石川啄木の縁によって、盛岡市玉山地域が選ばれることとなった。石川啄木は、1886年（明治19年）に現在の玉山地域日戸（ひのと）地区に生まれ、1912年（明治45年）に現在の文京区小石川で亡くなっている。石川啄木の縁によって、盛岡市と文京区との間では2019年に友好都市提携が結ばれるなど、さまざまな交流が続いている。この中に、玉山地域の農業資源掘り起こしならびに農業の発展を目的とする産学官連携事業である「文京区学生と創るアグリイノベーション事業」（2021年度から3カ年度計画）があり、その一環として本専修にお声掛けいただいた。本専修の卒業生で盛岡市在住の米内紘正氏（岩手県議会議員）には、本専修の研究内容を担当部署に紹介いただくなどのご支援をいただいた。

COVID-19の先行きが見通せない中での実習は、履修した学生たちだけでなく、私たち担当教員も、当初は不安を拭うことができなかった。しかしながら、このように成功裡にFW実習を終えることができたのも、先に記した方々をはじめ、本実習をご支援いただいた地域の皆様のお力添えがあつてのことである。担当教員一同、美辞麗句ではなく、「ありがとうございました」という感謝の気持ちを素直にお伝えしたい。願わくは、このあと3月下旬に予定されている現地報告会が開催され、今や貴重となった「対面の場」でお礼を直接お伝えできれば幸いである。

本報告書に掲載した研究成果は、学術的に見れば荒削りな部分が残るものの、農学部に進学して農業経済学に入口に立ったばかりの3年生が取りまとめた成果として見れば、完成度は高いといえるだろう。FW実習を履修した6人には、この一年を通じて、座学では知ることのできない生きた農業・農村の様子とともに、研究を取りまとめる上での注意点などを身をもって学習したことで、今後の研究活動や社会生活でも必ず役に立つ経験をしてもらえたのではないかと自負している。

FW実習の遂行には、TAとして教員の業務をサポートする大学院生の働きが必要不可欠である。本年度は、金東律君（博士課程2年）、伏木優介君（同1年）、近藤諒一郎君（修士課程1年）、山下智也君（同）の4名がTAを担当した。彼らのサポートによって、それぞれの研究報告が卒論にも匹敵するような形で取りまとめることができた。自らの授業や研究と並行しての指導は、スケジュール確保だけでも難儀したことは想像に難くない。皆さんのサポートに深く感謝したい。

玉山総合事務所からは、FW実習終了後も、私たち専修の調査・研究にご協力いただける旨のお申し出をいただいている。実際、履修学生やTAの中には、玉山地域をフィールドとして研究を進めていく動きが始まっている。これを契機に、玉山地域および盛岡市の皆様と本専修との更なる交流が深まっていくことを期待したい。

玉山地域ならびに盛岡市の皆様の益々のご発展を祈念して

2022年2月

中谷朋昭

竹田麻里

齋藤勝宏

2021 年度 地域経済フィールドワーク実習 実施記録

1. 参加者

学部3年生（6名）

磯道 駿介 尾上 晴紀 甲斐 晴 工藤 一樹 丹羽 凌太郎 二見 純平

大学院生ティーチング・アシスタント（4名）

金 東律 伏木 優介 近藤 諒一郎 山下 智也

教員（3名）

中谷 朋昭 竹田 麻里 齋藤 勝宏

2. 日程

農村調査概論

2020 年 11 月 19 日 農村調査概論開始

2021 年 1 月 14 日 農村調査概論終了

1 月 19 日 2020 年度地域経済フィールドワーク実習報告会

地域経済フィールドワーク実習

2021 年 4 月 7 日 地域経済フィールドワーク実習（S1・S2 ターム）開講

6 月 16 日 リサーチプロポーザル発表・意見交換会

（オンライン開催：玉山総合事務所ご担当者様ご出席）

6 月 30 日 聞き取り調査（オンライン）開始 終了：10 月 22 日

8 月 6 日 アンケート調査開始 終了：10 月 4 日

9 月 30 日 文京区学生と創るアグリイノベーション事業 実施報告会
（オンライン開催）

10 月 6 日 地域経済フィールドワーク実習（A1・A2 ターム）開講

10 月 26 日 ティーチング・アシスタント現地視察①

10 月 28 日 ティーチング・アシスタント現地視察②

11 月 21 日 学生現地調査①

11 月 25 日 学生現地調査②

11 月 26 日 学生現地調査③

2022 年 1 月 19 日 2021 年度地域経済フィールドワーク実習報告会
（ハイブリッド開催）

3 月 29 日 現地報告会

3. 調査の概要

今回の実習では、6月16日に実施したリサーチプロポーザル発表・意見交換会において、調査テーマ、調査の対象・方法について発表し、意見交換を行った。そこでの助言を受け、聞き取り調査（オンライン・対面）、アンケート調査、現地視察を組み合わせて実習を実施した。その概要を下記に記す。

1) オンラインの聞き取り調査

下記に記す18回、22名の方にご協力いただき、総計約1,960分（約32.7時間）にわたるオンラインの聞き取り調査を実施した。オンライン会議システムはZoomを利用した。

日時	聞き取り調査の回答者（敬称等略）	実施者
6/30 9:00－12:00	地域おこし協力隊員①②（2名）	工藤一樹
8/11 13:00－16:00	地域おこし協力隊員③④（2名）	工藤一樹
8/17 10:00－11:30	地域おこし協力隊元隊員①（1名）	工藤一樹
8/19 10:00－12:00	農産物直売所①代表者（1名）	丹羽凌太郎
8/20 14:00－16:00	農産物直売所②代表者（1名）	丹羽凌太郎
8/23 13:00－14:30	岩手山麓土地改良区代表者（1名）	甲斐晴
8/30 14:00－16:00	農産物直売所③代表者（2名）	丹羽凌太郎
8/31 13:00－15:00	中山間地域等直接支払集落協定①代表者（1名）	尾上晴紀
8/31 15:00－15:40	中山間地域等直接支払集落協定代表者②（1名）	尾上晴紀
9/15 10:00－12:00	地域おこし協力隊（元）担当自治体職員（2名）	工藤一樹
9/21 10:30－12:00	農産物直売所④代表者（1名）	丹羽凌太郎
9/21 16:15－17:45	新規就農者①（1名）	二見純平
9/27 10:00－12:00	中山間地域等直接支払集落協定③代表者（1名）	尾上晴紀
9/27 13:30－15:00	新規就農者②（1名）	二見純平
9/29 13:30－15:30	旧玉山土地改良区代表者（1名）	甲斐晴
10/11 13:00－14:30	新規就農者③（1名）	二見純平
10/13 10:30－12:00	地域おこし協力隊受入地域①の代表者（1名）	工藤一樹
10/22 10:30－12:00	地域おこし協力隊受入組織①の代表者（1名）	工藤一樹

2) アンケート調査

アンケート調査は、下記の2種類を実施した。新規就農者に対するアンケート調査は、玉山総合事務所担当者から各新規就農者へ配布していただいた。一方、景観に関するアンケート調査は、玉山総合事務所を通じて4つの旧村地区の施設等にアンケート用紙および回収箱を設置していただき、およそ1か月間を回答期間として実施した。

●8月6日：新規就農者アンケート調査 8部発送 8月30日7部回収（終了）

（実施者：二見純平）

●8月27：景観に関するアンケート調査 200部発送 10月5日120部回収（終了）

（実施者：磯道駿介）

3）ティーチング・アシスタント現地視察

ティーチング・アシスタントによる現地視察（日帰り）は、2班に分けて実施した。

10月26日（参加者：近藤諒一郎，山下智也，中谷朋昭）

時間	内容
9:24	盛岡駅着
10:00 10:30	新規就農者①への聞き取り調査・圃場視察
10:50 11:30	中山間地域等直接支払協定⑤代表者への聞き取り調査・現地視察
11:40 13:00	昼食
13:20 14:00	新規就農者⑤への聞き取り調査・圃場視察
14:20 15:00	新規就農者③への聞き取り調査・圃場視察
15:20 15:40	啄木ゆかりの場所（旧斎藤家・旧洪民尋常小学校・道の駅建設予定地）の視察
16:00 16:40	地域おこし協力隊④の活動視察
16:50 17:20	中山間地域等直接支払協定①の農村景観視察
17:20 17:40	姫神山の農村景観視察（天峰山・公共牧野）
18:20	盛岡駅着

10月28日（参加者：金東律，伏木優介，竹田麻里）

時間	内容
9:24	盛岡駅着
10:30 11:00	岩洞湖視察
11:10 12:10	地域おこし協力隊受入地域代表者①への聞き取り調査・直売所①の視察（昼食）
	姫神山の農村景観視察（天峰山・公共牧野）
13:10 13:40	中山間地域等直接支払協定③の現地視察
14:00 14:40	中山間地域等直接支払協定①代表者への聞き取り調査・圃場等視察
15:10 15:30	農産物直売所②の視察
15:50 16:30	岩手山麓土地改良区の分水施設（南北円筒分水工）視察・現地説明
18:20	盛岡駅着

4) 学生現地調査

学生による現地調査（日帰り）は、3班に分けて実施した。なお、現地調査での聞き取り調査の回答者には、はじめて聞き取り調査にご回答いただく方と、すでにオンラインによる聞き取り調査で1度聞き取り調査を行わせていただいた方の両方が含まれている。

11月21日（参加者：甲斐晴，二見純平，金東律，竹田麻里）

時間	内容	調査者
9:44	盛岡駅着	二見純平
10:30 12:00	新規就農者様④聞き取り調査・圃場視察	
12:10 13:00	昼食	
13:10 14:40	新規就農者様⑤聞き取り調査・圃場視察	二見純平
15:00 16:30	旧玉山土地改良区代表者様聞き取り調査	甲斐晴
17:30	盛岡駅着	

11月25日（参加者：磯道駿介，丹羽凌太郎，近藤諒一郎，竹田麻里）

時間	内容	調査者
9:44	盛岡駅着	磯道駿介
10:30 12:00	景観計画担当者への調査報告・玉山地域振興会議委員への聞き取り調査	
12:10 13:00	昼食	
13:10 14:40	農産物直売所②③出荷者①への聞き取り調査・圃場視察 農産物直売所②の視察	丹羽凌太郎
15:00 16:30	農産物直売所①運営者・農産物直売所①出荷者②③④への聞き取り調査・直売所視察	丹羽凌太郎
17:30	盛岡駅着	

11月26日（参加者：尾上晴紀，工藤一樹，中谷朋昭）

時間	内容	調査者
9:44	盛岡駅着	工藤一樹
10:20 11:30	地域おこし協力隊員③④への聞き取り調査	
12:10 13:00	昼食	
13:10 14:40	地域おこし協力隊受入組織②への聞き取り調査・現地視察	工藤一樹
15:00 16:30	中山間地域等直接支払協定④代表者への聞き取り調査・圃場視察	尾上晴紀
17:30	中山間地域直接支払協定①対象地の景観を車内から視察 盛岡駅着	

近年の地域経済フィールドワーク実習（学生農村調査）報告書

1976 年度	喜連川町の農業構造	(栃木県塩谷郡喜連川町)
1977 年度	大栄町の農業構造	(千葉県香取郡大栄町)
1978 年度	小川町の農業経営の分析	(栃木県那須郡小川町)
1979 年度	玉村町の農業経営	(群馬県佐波郡玉村町)
1980 年度	干潟町の農業経営	(千葉県香取郡干潟町)
1981 年度	神栖町の農業構造	(茨城県鹿島郡神栖町)
1982 年度	東庄町の農業構造	(千葉県香取郡東庄町)
1983 年度	大滝村の経済と生活	(埼玉県秩父郡大滝村)
1984 年度	岩間町農業の現状と分析	(茨城県西茨城郡岩間町)
1985 年度	多古町の農業経営	(千葉県香取郡多古町)
1986 年度	三春町の農業経営	(福島県田村郡三春町)
1987 年度	富岡町の農業経営	(福島県双葉郡富岡町)
1988 年度	富里町の農業経済	(千葉県印旛郡富里町)
1989 年度	変貌する神川町農業	(埼玉県児玉郡神川町)
1990 年度	山田町の農業構造	(千葉県香取郡山田町)
1991 年度	佐倉市農業の現状と課題	(千葉県佐倉市)
1992 年度	海上町の農業構造	(千葉県海上郡海上町)
1993 年度	白子町農業の現状と展望	(千葉県長生郡白子町)
1994 年度	甘楽町の農業白書	(群馬県甘楽郡甘楽町)
1995 年度	湯津上村の農業白書	(栃木県那須郡湯津上村)
1996 年度	北浦村の農業白書	(茨城県行方郡北浦町)
1997 年度	鹿沼市農業の現状と展望	(栃木県鹿沼市)
1998 年度	昭和村農業	(群馬県利根郡昭和村)
1999 年度	北橘村農業	(群馬県勢多郡北橘村)
2000 年度	遠野市附馬牛町を中心とした農業と地域社会	(岩手県遠野市)
2001 年度	農家の経営と暮らし	(福島県相馬郡飯舘村)
2002 年度	岩井市農業	(茨城県岩井市)
2003 年度	中山間地域農業の展開と展望	(群馬県吾妻郡吾妻町)
2004 年度	挑戦する角田農業	(宮城県角田市)
2005 年度	大規模野菜生産地域の農業経営	(千葉県銚子市)
2006 年度	地域農業の多様な展開	(長野県飯田市)
2007 年度	山梨県南アルプス市における農業と経済	(山梨県南アルプス市)
2008 年度	長野県伊那市の農業経営と農村問題	(長野県伊那市)
2009 年度	茨城県水戸市の農業経営	(茨城県水戸市)
2010 年度	大規模畑作地帯における農業経営とその展開	(群馬県沼田市利根町)
2011 年度	伊佐沢における農業・農村活動と地域活動	(山形県長井市)
2012 年度	八丈島の経済活動とくらし	(東京都八丈町)
2013 年度	雫石町の農業と地域社会	(岩手県雫石町)
2014 年度	鮫川村の食と農を活かしたむらづくり	(福島県鮫川村)
2015 年度	豪雪中山間地域の農業振興と地域活性化	(新潟県十日町市)
2016 年度	茨城県八千代町の農業経営	(茨城県八千代町)
2017 年度	千葉県南房総市の農業経営と展望	(千葉県南房総市)
2018 年度	山梨県南アルプス市の農業と地域経済	(山梨県南アルプス市)
2019 年度	転換期の島田市における農業経営と社会	(静岡県島田市)
2020 年度	山形県白鷹町の農業と地域づくり	(山形県白鷹町)

目次

はじめに	i
2021 年度 地域経済フィールドワーク実習 実施記録.....	iii
近年の地域経済フィールドワーク実習（学生農村調査）報告書タイトル一覧	vii
目次.....	viii
序章 盛岡市玉山地域の概要 磯道駿介・工藤一樹	1
第1章 住民が捉える玉山らしい景観 磯道駿介	18
第2章 集落協定の規模別にみた中山間地域等直接支払制度利用の現状とこれから 尾上晴紀.....	38
第3章 土地改良区の合併と運営体制・施設管理 甲斐晴	63
第4章 盛岡市玉山地域における地域おこし協力隊事業を通じた各主体の変化 工藤一樹	84
第5章 新規就農者の営農に関する情報の獲得と利用 二見純平	106
第6章 盛岡市玉山地域における直売所の現状とその機能 丹羽凌太郎	127
あとがき	144

序章 玉山地域の概況

磯道 駿介・工藤 一樹

1. 玉山地域の地勢

1) 地理

玉山地域は、岩手県の中央部に位置する盛岡市の北部にある(図序-1)。玉山地域は、2006(平成18)年に県庁所在地である盛岡市に編入合併された旧玉山村地域に該当し、滝沢市、八幡平市、岩手郡岩手町、岩手郡葛巻町、下閉伊郡岩泉町と接している。

玉山地域の総面積は397.32km²で、盛岡市の総面積の44.8%を占めている。玉山地域は東西を山に囲まれた北上盆地のほぼ中央に位置しており、南北に流れる北上川の東側には姫神山をはじめとする北上高地の山々、西側には奥羽山脈系の岩手山へと続く丘陵地が広がっている。農地や市街地は北上川沿いの平坦地に広がっている(盛岡市, 2018b)。



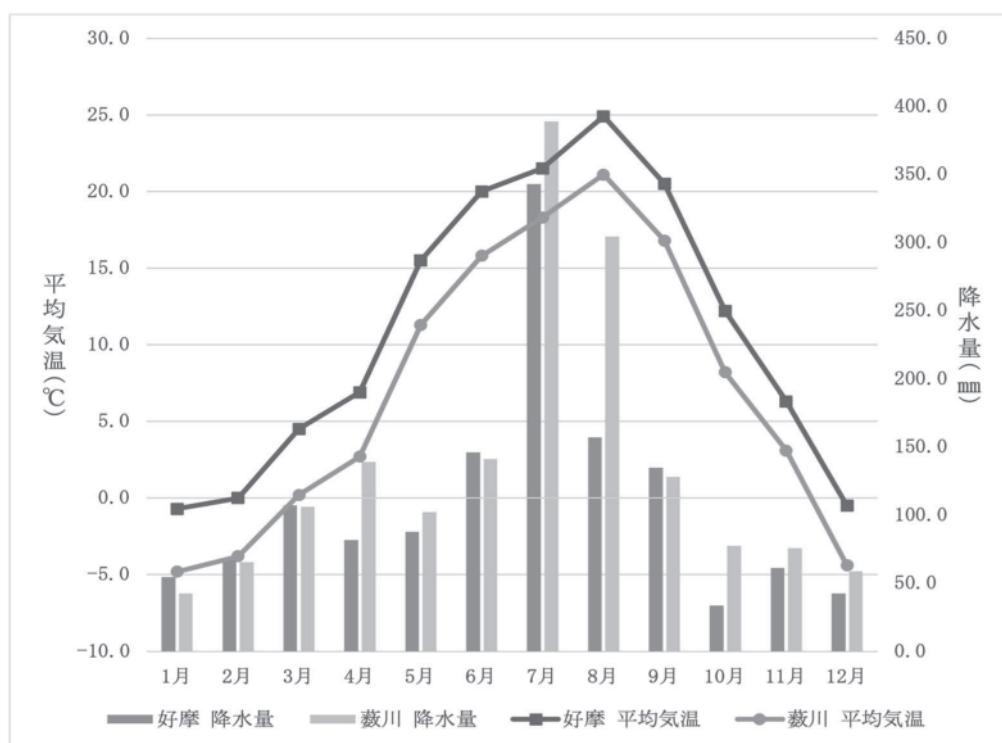
図序-1 玉山地域の地図

資料：Google Earth Pro より筆者作成。

2) 気候

玉山地域平坦部は北上盆地に位置し、内陸性の気候となり、平坦部に位置する好摩では夏の最高気温が30℃を超えるが、冬は最低気温が-13℃程度にもなり、寒暖の差が大きい。また、北上高地に位置する葦川では、夏の最高気温が30℃程度になり、冬には-20℃程度に

もなる。特に薮川は本州一寒い場所と言われ、1945年には-35℃を記録したとされる。平坦部では冬の積雪は多くなく、最寄りの盛岡の計測地点では20cmを超える積雪はほとんど見られない（気象庁，2021）。



図序-2 玉山地域の雨温図（2020年）

資料：気象庁「過去の気象データ」より筆者作成。

3) 歴史

本節の（１），（２）については別途記載がない限り，玉山村役場（1979），玉山村議会（2005），玉山村（2005）に依拠する。

（１）玉山地域の沿革

岩洞湖付近で発掘された小石川遺跡から，玉山地域では旧石器時代には既に人類が居住を始めていたことが確認されている。その後，玉山地域が位置している陸奥には蝦夷が居住していたが，中央政權が平安時代に勢力を拡大させ，803年に征夷大將軍の坂上田村麻呂が志波城を現在の盛岡市域に築いたことで中央政府の支配下に入った。しかし，平安末期に重税や政治の乱れが見られるようになると，豪族の安倍氏が地域の支配を獲得した。その後は前九年の役，後三年の役，奥州合戦を経て地域の支配者が清原氏，奥州藤原氏，鎌倉幕府へと移ろい，河村氏が地頭として玉山一帯を統治するようになった。姫神山をはじめとした地域の山々での金の採掘と，北上川流域の好摩付近の肥沃な土地を活かした良馬の生産は奥州藤原氏の栄華を支え，鎌倉時代以降も地域の重要な産業であった。応仁の乱以降は南部氏

が台頭し、江戸時代になり南部盛岡藩に属していた 18 世紀半ばには、現在の字名に該当する玉山地域の 16 村が確認できる。特に渋民は奥州街道の、薮川は盛岡と三陸海岸を繋ぐ小本街道の宿場町として発展した。

平安時代から名馬の産地であった玉山地域では、明治維新後の 1876 年に薮川に岩手県営外山牧場が設置され、1891 年から約 30 年間は御料牧場となった。さらに、岩手山麓は軍馬を育成するための軍用地とされ、日清戦争以後、馬産地玉山の名は広まることとなった。また、住民の生活の基盤は稲作、畑作の農業と薪炭生産の林業であった。しかし、戦後の燃料の転換と馬の需要の低下は、玉山地域の産業基盤を大きく揺るがしたが、一方で玉山地域の開発という契機をもたらした。

戦後の食糧難や復員軍人の失業問題は軍用地の解放、農地への転用で解決が試みられ、岩手山麓から北上川流域まで広がっていた軍用地を農地に転用する農林省岩手山麓開拓建設事業が始まった。この地域は軍用地があったことに加え、岩手山麓の標高が周囲の河川より高かったこと、岩手山の北側を西から東へ流れ北上川に渋民付近で合流する松川が、上流の松尾鉱山の影響で酸性度（＝水素イオン濃度、pH）が高く、農業用水に活用できなかったことの 3 点が原因で開拓が進んでいなかった。そこで、岩手山麓開拓建設事業では、約 12,000ha¹の農地を開拓するだけでなく、農業用水確保を目的としたダムの建設が必要となり、岩洞ダムの建設が決定された。岩洞ダムの建設は 1956 年に始まり、1960 年に完成すると、岩手山麓に農業用水を供給するだけでなく、水力発電による電力の供給源としても用いられた（東北農政局岩手山麓開拓建設事業所（1968））。

（２）市町村合併

玉山地域に該当する地域は明治維新後、廃藩置県によって誕生した盛岡県に含まれた。その後、盛岡県は岩手県へと名を変え、1876 年に一関県を併合したことで、岩手県は現在の県域となった。1878 年の郡区町村編制法に基づき、玉山地域は全域が岩手郡に含まれたが、翌年には郡の再編成に伴い寺林村、永井村、好摩村、巻堀村、馬場村、渋民村、芋田村、門前寺村、下田村、川崎村、松内村が北岩手郡に、上田村、川又村、日戸村、玉山村、薮川村が南岩手郡に分割された。10 年後に市町村制が施行されると、北岩手郡の前半 5 村が合併して巻堀村に、後半 6 村が合併して渋民村に、南岩手郡の薮川村を除く 4 村が合併して玉山村になり、薮川村が単独で村制を敷いた。しかし、薮川村は財源が乏しかったため玉山村とともに、玉山村薮川村組合村を発足させた。その後、1897 年に北岩手郡と南岩手郡が合併し、玉山地域は全域が岩手郡に含まれた。

戦後は町村合併促進法に促され、1953 年に玉山村、薮川村、渋民村が合併し、翌年に巻堀村が編入されることで、新生玉山村が発足した。1954 年の初めには上田地区（黒石野地区）が盛岡市に編入されており、1961 年には盛岡市から一部編入されたことで現在の玉山地域に該当する玉山村が誕生することとなった。その後 21 世紀に入ると盛岡市との合併が

註 1 玉山地域外、岩洞湖用水を利用しない農地も含む。旧玉山村の開発面積は約 2,600ha。

協議されるようになり、2006年に盛岡市に編入された。その後10年間は地域自治区である盛岡市玉山区が旧玉山村域に設置されていたが、2015年度末に廃止された。

（3）石川啄木

石川啄木は玉山地域の16村が4村になる前の1886年に日戸村(1889年以降は玉山村)の常光寺で生まれた。その翌年、渋民村の宝徳寺に家族で住まいを移し、啄木は幼少期を渋民で過ごすこととなった。幼い頃から優秀であった啄木は、1895年に盛岡市内に移り住み高等小学校²に、1898年から中退する1902年までは岩手県盛岡尋常中学校³に籍を置いた。この頃、学校の先輩で盛岡出身の金田一京助と出会い、文学に傾倒するようになった。1902年、与謝野晶子の夫である与謝野鉄幹を訪ねて上京し、次第に詩人として名が売れると、1905年には19歳で初の詩集である「あこがれ」を刊行した。翌年帰京した啄木は斎藤佐五郎宅（＝斎藤家）に間借りし、母校でもある渋民尋常高等小学校⁴で代用教員を務めた。その後は北海道を転々としたのちに上京し、1910年に歌集「一握の砂」を刊行した。この頃から体調が悪化し、啄木は1912年に肺結核のため当時の小石川区（現在の文京区）で亡くなった。死後に最後の歌集「悲しき玩具」が刊行された。（岩手県立図書館、2017；盛岡市、2018a）

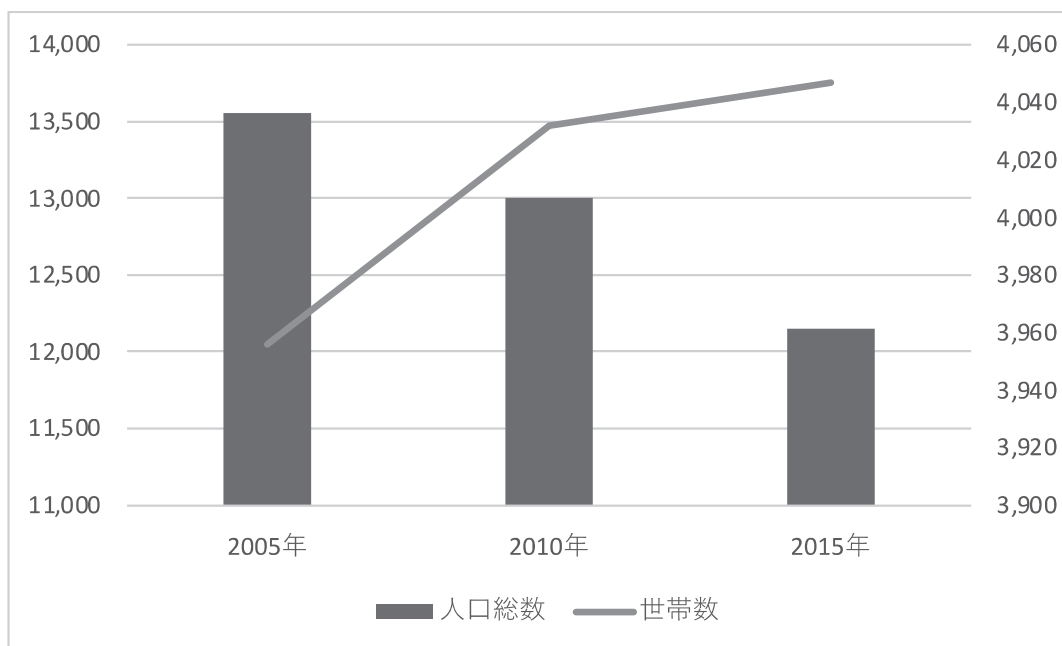
4）人口と産業

国勢調査によると、玉山地域の人口総数は、盛岡市との合併前の2005年に13,554人であったのが、2015年には12,151人となっており、10年間で1,400人ほど減少している。また、世帯数においては、2005年には3,956戸、2015年には4,053戸と、10年間で約100戸増加している。このため、玉山地域では一世帯あたりの人数が減少している。5年ごとのデータを以下の図序-3で示す。表序-1は玉山地域の年齢層別人口割合を表したものである。盛岡市、岩手県、全国と比べ、玉山地域では15歳未満の割合が少なく、65歳以上の割合が大きくなっている。

註2 現在の盛岡市立下橋中学校。

註3 啄木が入学した翌年、岩手県盛岡中学校に改名。現在の岩手県立盛岡第一高等学校。

註4 啄木入学当時は公立渋民小学校。現在の盛岡市立渋民小学校。



図序-3 玉山地域の人口推移・世帯数推移

資料：総務省統計局「平成 17 年度・平成 22 年度・平成 27 年度国勢調査」より筆者作成。

表序-1 年齢層別人口割合

	玉山地域(%)	盛岡市(%)	岩手県(%)	全国(%)
15 歳未満	11.4	12.6	11.9	12.6
15～64 歳	56.0	62.6	57.8	60.7
65 歳以上	32.7	24.8	30.4	26.6

註：盛岡市は 2006 年の合併以前の盛岡市域を対象とする。

資料：総務省統計局「平成 27 年度国勢調査」より筆者作成。

表序-2 は、玉山地域、盛岡市、岩手県、全国において、第一次産業、第二次産業、第三次産業別の就業者数の割合を人口総数及び男女別に整理したものである。第一次産業は、玉山地域、岩手県共に、盛岡市、全国よりもかなり就業率が高く、岩手県で人口の 1 割ほど、玉山地域では 2 割弱が従事している。第二次産業は、盛岡市の就業率が低く、また、どの地域においても男女の差が顕著で、15%前後の差がある。第三次産業では、玉山地域、岩手県、全国、盛岡市の順に就業率が低く、特にどの地域においても女性の就業率が 15%ほど高くなる。従って、玉山地域は、盛岡市、岩手県や全国と比べ、第一次産業の就業率が高く、第三次産業の就業率が低いと言える。男女間での産業別就業者数構造の違いについては、玉山地域、盛岡市、岩手県、全国の間に大きな違いは見られない。

表序-2 産業別従事者数割合

	第1次産業の割合 (%)	第2次産業の割合 (%)	第3次産業の割合 (%)
玉山地域（総数）	19.0	26.1	54.9
男	19.1	33.0	47.9
女	18.8	17.5	63.6
盛岡市	2.7	13.8	83.5
男	2.8	19.1	78.1
女	2.7	7.5	89.8
岩手県	10.8	25.4	63.8
男	11.5	32.9	55.6
女	9.9	16.0	74.1
全国	4.0	25.0	71.0
男	4.3	32.9	62.8
女	3.5	14.8	81.6

註1：盛岡市は2006年の合併以前の盛岡市域を対象とする。

註2：小数点第二位で四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはならない。

資料：総務省統計局「平成27年度国勢調査」より筆者作成。

玉山地域の特産品としては、短角牛や黒平豆、行者にんにくなど、様々な農産物が挙げられる。

玉山地域を含む盛岡市で生まれ育った短角牛で、ブランド基準を満たした短角牛は「もりおか短角牛」と呼ばれ、市内で盛んに育成されている。特に玉山地域は合併以前から短角牛の子牛生産が盛んであり、現在、盛岡市は県内4番目の産地となっている。旧南部藩で飼育されていた南部牛と、アメリカから輸入されたショートホーン種をルーツに持つ短角牛は放牧による飼育が容易で、脂肪分が少なく、タンパク質や旨味成分が豊富な点が評価されている(盛岡市, 2020c)。

黒平豆は別名、雁喰豆とも呼ばれ、豆の表面にあるシワが特徴の大豆品種の一つである。玉山地域の在来種である黒平豆は農家により栽培され、郷土料理に活用されてきたが、他の大豆品種に比べて収量が少なく、生産加工も手作業に限られるために栽培農家が減少傾向にある。現在は黒平豆を玉山地域の特産品として広めるため、玉山地域の農業関係者が発足させた「黒平豆研究会」や盛岡市が情報発信を続けている(東北農政局, 2016；美食王国もりおか)。

春が旬の行者にんにくは、5月から6月の短い期間に蕨川の山で採ることができる。林間に種を蒔いたあとは自然栽培され、7年後に収穫できるようになる(JA 岩手県中央会, 2011)。

栄養分が豊富で、岩洞湖周辺の飲食店で提供される行者にんにくを使った料理はリピーターがいるほど人気だという(盛岡市, 2020a).

また、岩洞湖のワカサギ釣りは玉山地域の観光資源として有名である。岩手県の観光ポータルサイト「いわての旅」によると、本州一寒いと言われる蕨川の岩洞湖は冬になると氷が張り、多くの人が氷上でのワカサギ釣りのために岩洞湖を訪れる。氷上でのワカサギ釣りは1月から3月まで、ドーム船によるワカサギ釣りは前年12月から5月まで楽しむことができ、釣ったワカサギはその場で揚げて食べることも、持ち帰ることもできる。

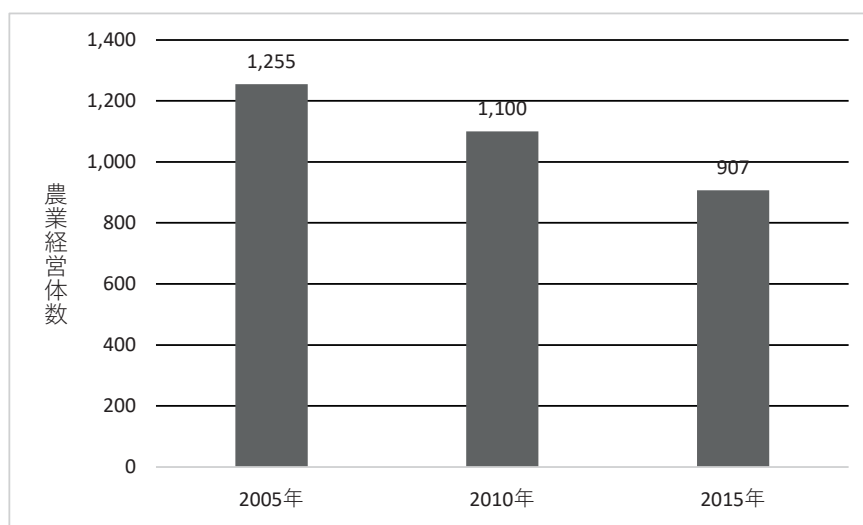
2. 玉山地区の農業

本節では、玉山地域の農業について農林業センサスのデータを用いて概観する⁵。

1) 農業経営体

はじめに玉山地域の農業経営体について概観する。

図序-4は、玉山地域の農業経営体数の推移を示したものである。玉山地域では、農業経営体数が2005年から2010年にかけて約12%、2010年から2015年にかけて約18%減少しており、農業経営体は減少傾向にある。



図序-4 玉山地域の農業経営体数の推移

資料：農林業センサス 2005 年，世界農林業センサス 2010 年，農林業センサス 2015 年より筆者作成。

次に、表序-3は、玉山地域、盛岡市、岩手県それぞれについて2015年度における農業経営体数とそのうちの家族経営体、組織経営体の内訳を示したものである。2015年度時点で

註5 玉山地域の値は、旧市区町村単位の区分のうち、旧玉山村2-1、旧蕨川村、旧渋民村、旧巻堀村の値を集計して求めた。なお、旧市区町村単位の区分には旧玉山村2-2という区分があるが、昭和30年に盛岡市に編入された地域であるため、玉山地域の値に含めなかった。

玉山地域には 907 の農業経営体が存在し、2,866 ある盛岡市の農業経営体数のおよそ 3 分の 1 を占めている。農業経営体数に占める家族経営体数の割合は玉山地域が 97.4%，盛岡市が 97.9%，岩手県が 97.2%であり、いずれの地域においても経営体数としては家族経営体を中心となっている。

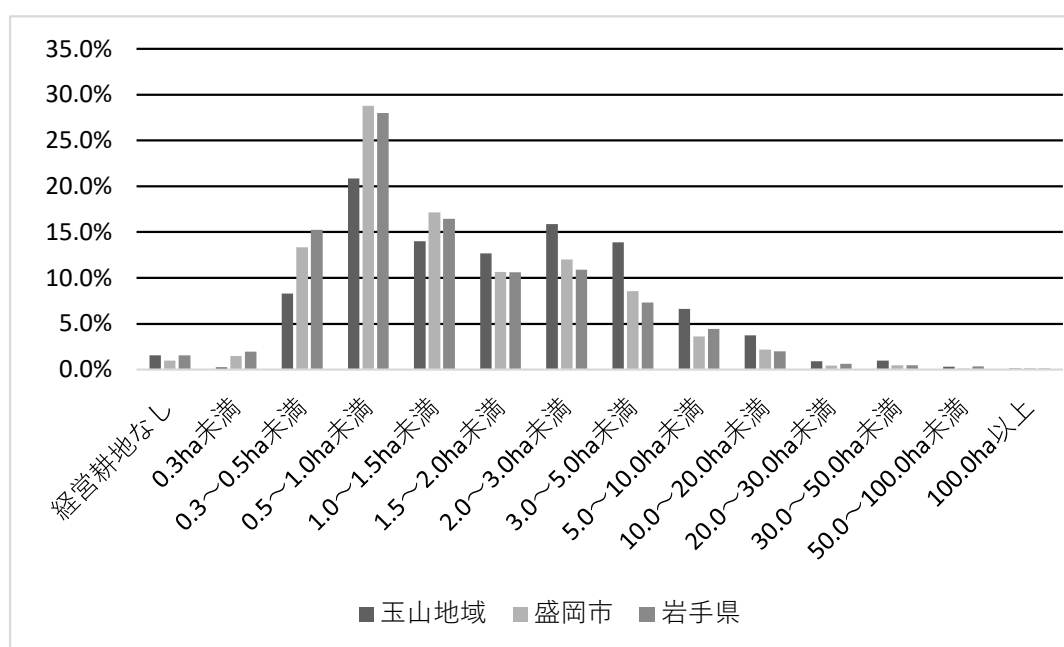
表序-3 農業経営体数と内訳

	玉山地域	盛岡市	岩手県
農業経営体	907	2,866	46,993
家族経営体	883(97.4)	2,806(97.9)	45,657(97.2)
組織経営体	24(2.6)	60(2.1)	1,336(2.8)

註：括弧内は農業経営体総数に占める割合（百分率）を示す。

資料：農林業センサス 2015 年より筆者作成

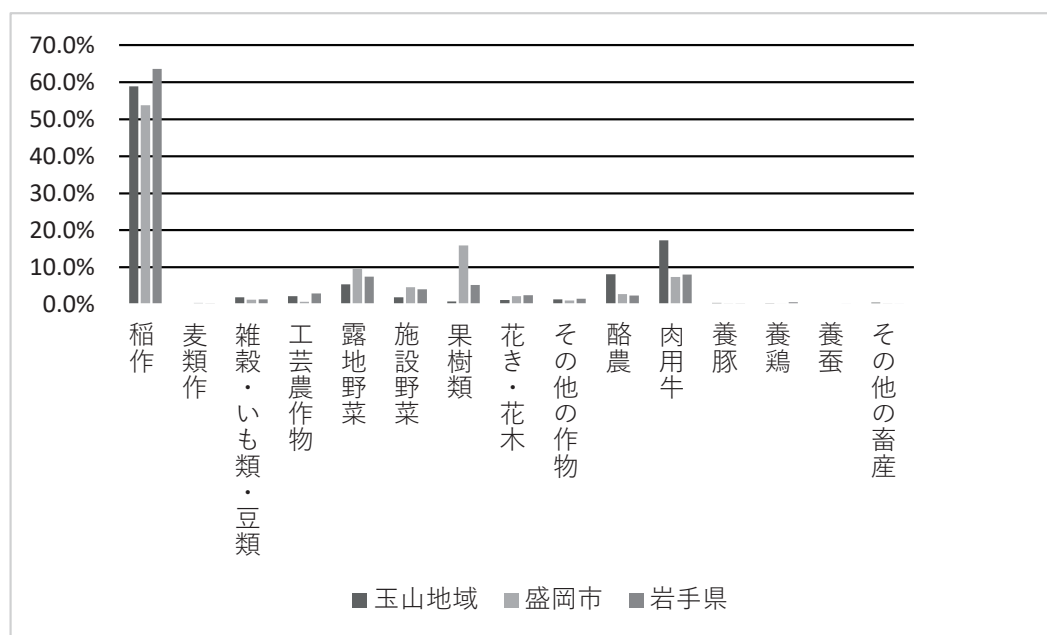
次に、図序-5 は、2015 年度の玉山地域、盛岡市、岩手県において、経営耕地面積規模別に農業経営体の割合を示したものである。玉山地域では、1.5ha 以上の規模の概ねすべての階級において、農業経営体総数に占める割合が盛岡市、岩手県よりも大きくなっており、玉山地域には比較的規模の大きい農業経営体が多い。



図序-5 経営耕地面積規模別の農業経営体割合

資料：農林業センサス 2015 年より筆者作成。

次に、図序-6 は、2015 年度の玉山地域、盛岡市、岩手県における農産物販売金額 1 位の部門ごとの農業経営体の割合を示したものである。玉山地域では、稲作を主とする経営体の割合が 58.9%であり、盛岡市や岩手県と同様に、稲作を主とする農業経営体の割合が大きい。また、玉山地域では、露地野菜、施設野菜、果樹を主とする経営体の割合がそれぞれ 5.4%、1.9%、0.7%と盛岡市や岩手県と比べて小さく、酪農や肉用牛の部門を主とする農業経営体の割合がそれぞれ 8.1%、17.3%と盛岡市や岩手県と比べて大きくなっている。



図序-6 農産物販売金額 1 位の部門別の農業経営体割合

資料：農林業センサス 2015 年より筆者作成。

2) 販売農家

次に、玉山地域の販売農家⁶について概観する。

はじめに、表序-4 は、2015 年度の玉山地域、盛岡市、岩手県の販売農家における主副業別農家数を整理したものである⁷。主業農家の割合は、玉山地域、盛岡市、岩手県の順にそれぞれ 23%、22%、19%、準主業農家の割合は同じ順にそれぞれ 28%、26%、25%であり、玉山地域では、盛岡市や岩手県に比べて主業農家や準主業農家の割合が大きい。

註6 販売農家とは、経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 50 万円以上の農家を指す(農林業センサス 2015 年「利用者のために」)。

註7 調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家のうち、農業所得が所得の 50%以上を占める農家を主業農家といい、農業所得が所得の 50%未満を占める農家を準主業農家という。そのような世帯員がいない農家を副業的農家という(同上)。

表序-4 販売農家における主副業別農家数

	玉山地域	盛岡市	岩手県
主業農家	204(23)	603(22)	8,425(19)
65歳未満の農業専従者がいる	167	505	6,858
準主業農家	243(28)	726(26)	11,175(25)
65歳未満の農業専従者がいる	118	379	4,427
副業的農家	435(49)	1,452(52)	25,654(57)
計	882	2,781	45,254

註1：括弧内は販売農家総数に占める割合（百分率）を示す。四捨五入のため合計は必ずしも100でない。

註2：農業専従者とは、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した農業従事者をいう（農林業センサス2015年「利用者のために」）。

資料：農林業センサス2015年より筆者作成。

次に、表序-5は、同様に販売農家における専兼業別農家数を整理したものである⁸。玉山地域、盛岡市、岩手県の間で専業農家や兼業農家の割合に大きな違いは見られないが、岩手県でのみ第2種兼業農家の数が第1種兼業農家の数の4倍を超えていることから、盛岡市や玉山地域では、県と比較して兼業農家に占める第1種兼業農家の比率が高い。

表序-5 販売農家における専兼業別農家数

	玉山地域	盛岡市	岩手県
専業農家	226(26)	734(26)	11,519(25)
男子生産年齢人口がいる	105	305	4,135
女子生産年齢人口がいる	75	260	3,302
兼業農家	656(74)	2,047(74)	33,735(75)
第1種兼業農家	141	437	5,870
第2種兼業農家	515	1,610	27,865
計	882	2,781	45,254

註：括弧内は販売農家総数に占める割合（百分率）を示す。

資料：農林業センサス2015年より筆者作成。

註8 専業農家とは、世帯員に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事したもの又は自営農業以外の自営業に従事した者）を含まない農家のことを指し、兼業農家とは、世帯員に兼業従事者を含む農家のことを指す。兼業農家は、農業所得が農外所得より多ければ第1種、農外所得が農業所得より多ければ第2種となる（同上）。

次に、表序-6 は、同様に販売農家における農業後継者の有無を整理したものである。同居農業後継者がいる農家の割合は岩手県（36%）、盛岡市（34%）、玉山地域（33%）の順に大きく、若干の違いではあるものの、玉山地域では盛岡市や岩手県と比べて、農家の後継者不足がより深刻である可能性がある。

表序-6 販売農家における後継者の有無別農家数

	玉山地域	盛岡市	岩手県
同居農業後継者がいる	294(33)	942(34)	16,398(36)
男の同居農業後継者	258	833	14,452
女の同居農業後継者	36	109	1,946
同居農業後継者がいない	588(67)	1,839(66)	28,856(64)
他出農業後継者がいる	190	605	9,018
他出農業後継者がいない	398	1,234	19,838
計	882	2,781	45,254

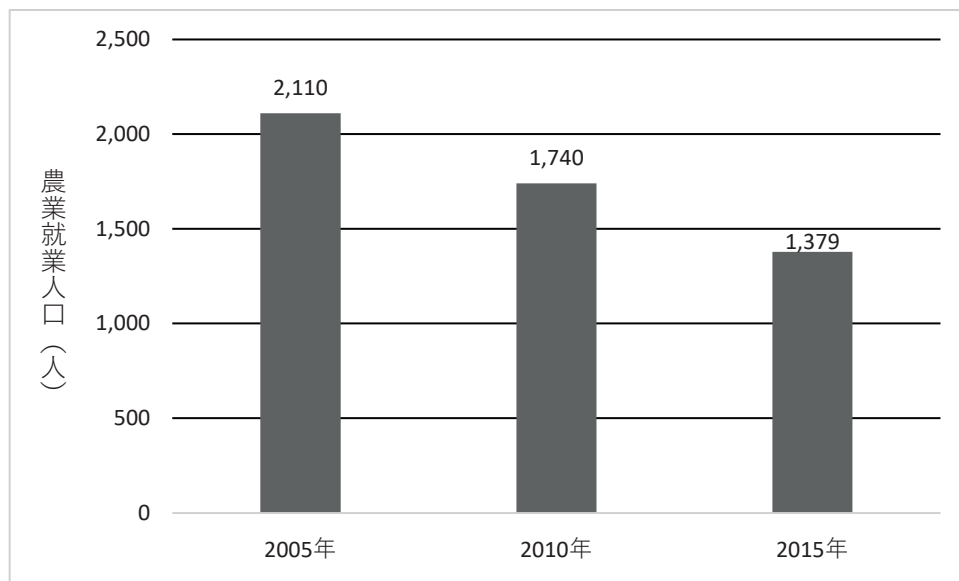
註：括弧内は販売農家総数に占める割合（百分率）を示す。

資料：農林業センサス 2015 年より筆者作成。

3) 農業労働力

次に、玉山地域の農業労働力について概観する。その際、農業就業人口と基幹的農業従事者に注目する。

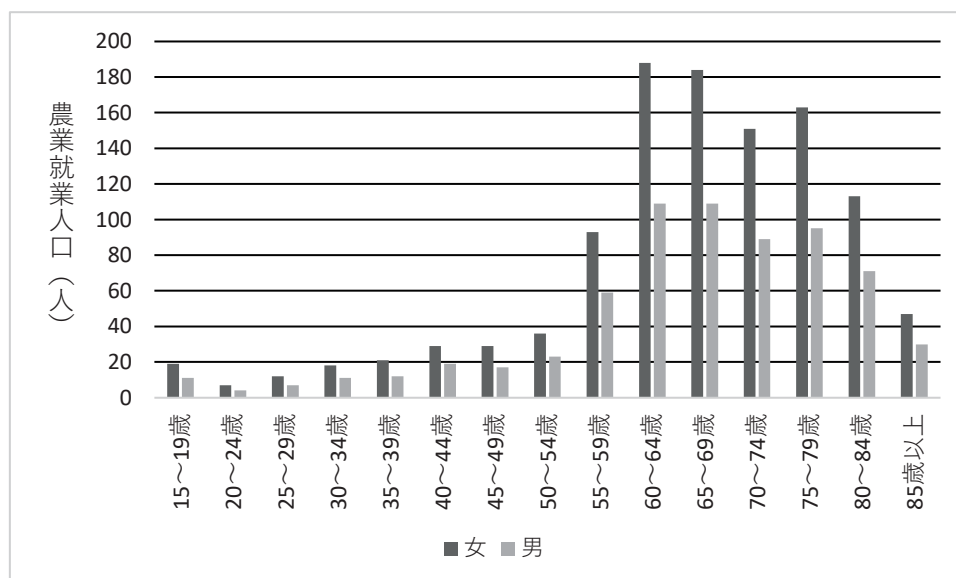
はじめに、図序-7 は、玉山地域の農業就業人口の推移を示したものである。玉山地域の農業就業人口は、2005 年から 2010 年にかけて約 18%、2010 年から 2015 年にかけて約 21% 減少している。



図序-7 玉山地域の農業就業人口の推移

資料：2005 年農林業センサス，2010 年世界農林業センサス，2015 年農林業センサスより筆者作成。

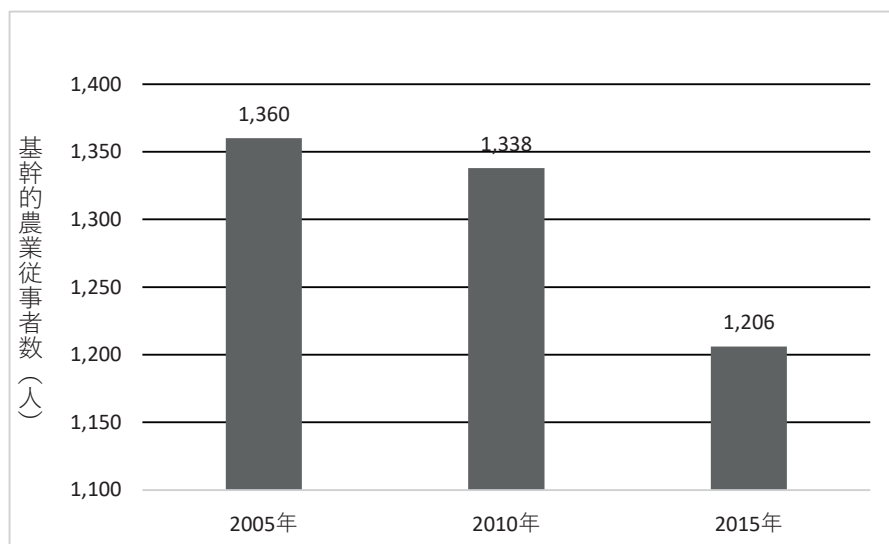
次に，図序-8 は，玉山地域の 2015 年度の農業就業人口を性別・年齢別に示したものである。すべての年齢層において男性よりも女性の就業人口が多くなっている。また，男女とも，60 歳から 79 歳までの就業人口が特に多い。



図序-8 玉山地域の性別・年齢別の農業就業人口

資料：農林業センサス 2015 年より筆者作成。

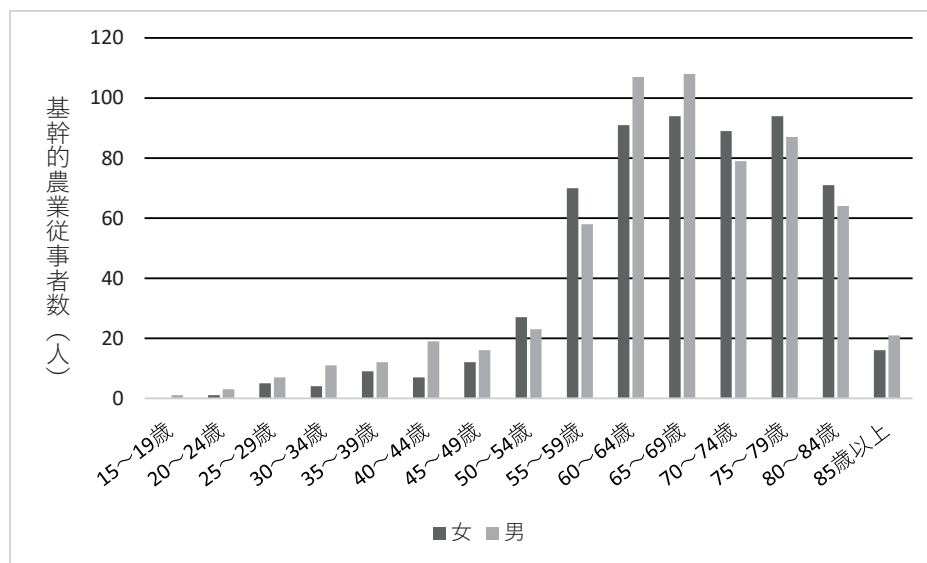
次に、図序-9 は、玉山地域の基幹的農業従事者数の推移を示したものである。玉山地域の基幹的農業従事者数は、2005 年から 2010 年にかけて約 1.6%，2010 年から 2015 年にかけて約 9.9%減少しているが、減少率は農業就業人口に比べると小さい。



図序-9 玉山地域の基幹的農業従事者数の推移

資料：2005 年農林業センサス，2010 年世界農林業センサス，2015 年農林業センサスより筆者作成。

次に、図序-10 は、玉山地域の基幹的農業従事者数を性別・年齢別に示したものである。基幹的従事農業者については、全体としては大きな男女差は見られないが、55 歳から 84 歳までの年齢の基幹的農業従事者が特に多く、農業就業人口と同様に農業者の高齢化を示している。



図序-10 玉山地域の性別・年齢別の基幹的農業従事者数

資料：農林業センサス 2015 年より筆者作成。

3. 実習の概要

1) 実習の経緯

2021 年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大と縮小を繰り返す状況であり、状況に応じて実習方法を検討しながらの実施となった。4 月 25 日から 5 月 31 日まで第 4 波への対策として緊急事態宣言が発令されたことにより、現地訪問による予備調査は困難であった。そこで、6 月 16 日にオンライン会議システム（Zoom）を利用し、玉山総合事務所担当者を招いてリサーチプロポーザル・意見交換会を開催し、各学生の調査テーマ・調査対象・調査方法についてのディスカッションおよび現地の状況に関する質疑応答の機会を持つこととした。

その後、夏休み期間中での実習実施も模索していたが、デルタ株の蔓延による第 5 波により 7 月 12 日から 9 月 30 日まで 4 回目の緊急事態宣言が発令されたため、オンライン会議システム（Zoom）を用いたインタビュー調査を開始した。調査は 6 月 30 日から 10 月 22 日の間に合計 18 回、21 名の方にご回答いただいた。またこの間、2 名の学生はアンケート調査を実施した。

10 月に入り、A1 タームの授業が開始されると、新型コロナウイルス感染症の感染が縮小したため、ティーチング・アシスタントの現地視察を実施した。また、A1 と A2 のターム切り替えの期間を利用して、学生による日帰りの現地調査も実施できることとなった。これによって、授業に参加する全員が 1 度は盛岡市玉山地域を実際に訪問し、対面でのインタビューも実施することができた。

今回の授業のもう一つの特徴は、2019 年 2 月に策定された文京区と盛岡市の友好都市提携を契機として実施されることになった「文京区学生と創るアグリイノベーション事業」と連動させて実施された点である。本事業は、啄木の生誕地である玉山地域と終焉の地である文京区を結びつけるという観点から、文京区内の大学と連携し、フィールドワーク等の研究・連携活動を通じた玉山地域の農業資源の掘り起こしと、大学の知見を活かした農業の発展を目的とした産学官連携事業であり、東京大学のほか、跡見学園女子大学、拓殖大学、東洋大学が参加している。学生の調査旅費の支援のほか聞き取り調査やアンケート調査の実施に関わる各種の調整の面でも多大なご協力をいただいた。9 月 30 日には上述の 4 大学が集まって、事業の実施状況報告会をオンラインで行い、各大学の取り組みの中間報告を行った。

2) 調査回答者の概要

調査回答者の概要について、インタビュー調査の概要を表序-7 に、アンケート調査の概要を表序-8 に整理した。インタビュー調査について、オンライン調査の回答者 21 名のうち 4 名は、学生による現地調査で対面でのインタビューにも対応していただいた。この重複を除くと、合計 32 名の方にオンラインもしくは対面での調査を実施し、紙面調査の回答者も含めると調査回答者は 34 名となった。

表序-7 インタビュー調査回答者の概要

テーマ	対象	方法	被調査者数	備考
景観	景観政策担当者	対面	1	
	玉山地域振興会議委員	対面	1	
中山間地域	中山間地域等直接支払 集落協定代表者	オンライン	3	日戸地区2か所，山谷川目地区
		対面	2	生出野地区，生出地区
土地改良区	岩手山麓土地改良区 (事務局長)	オンライン	1	
	旧玉山土地改良区 (元事務局長)	オンライン	1	
		対面	1 (1)	
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊員 (現役)	オンライン	4	
		対面	2 (2)	
	地域おこし協力隊 (元隊員)	オンライン	1	
	地域おこし協力隊 受入地域・組織	オンライン	2	藪川地区，ユートランド姫神
		対面	1	猟友会
		紙面調査	1	農業委員会
	地域おこし協力隊 (元) 担当職員	オンライン	2	
農産物直売所	直売所運営代表者	オンライン	4	ばっちゃん亭 / (株) 賢治の土 いずみ会 / JA 新しいわて産直部会
		対面	1 (1)	ばっちゃん亭
	直売所出荷者	対面	4	出荷先：(株) 賢治の土・いずみ会 (作目：リンゴ (1名)) 出荷先：ばっちゃん亭 (作目：トウモロコシ，行者ニンニク，きのこ，その他野菜など (3名))
新規就農者	新規就農者	オンライン	3	作目：トマト(1)，いちご(1)，肉用牛(1)
		対面	2	作目：水稲(1)，トマト(1)
		紙面調査	1	作目：水稲・乳用牛(1)

註1：被調査者数の()内の数字は，対面調査での回答者のうち，オンライン調査にも協力いただいた回答者の数を示す。

註2：対面調査には，11月下旬に実施した学部生による現地調査のみを含めた。

註3：紙面調査は，学部生の作成した調査票を玉山総合事務所を通じて調査者に配布・回答を収集する方法を示す。

資料：インタビュー調査の記録をもとに筆者作成。

調査回答者のうち 11 名は、中山間地域等直接支払の集落協定代表者や、農産物直売所の運営代表者、土地改良区の事務局長といった地域の農業に関わる組織の代表者であり、全体の約 3 分の 1 を占める。農産物直売所の出荷農家、新規就農者等の農業生産者は 10 名で約 3 分の 1 を占める。残りの 3 分の 1 は、地域おこし協力隊や自治体職員など、地域づくりに関わる方々である。

表序-8 アンケート調査回答者の概要

テーマ	調査対象	配布数	回収数
景観	玉山地域在住者	200	95
新規就農	2010 年以降の就農者かつ 行政で把握されている農業者	8	7

資料：アンケート調査の記録をもとに筆者作成。

アンケート調査については、表序-8 に記したとおり、玉山地域在住者に対するアンケートおよび新規就農者（2010 年以降の就農者で給付金などを活用して行政に把握されている方）に対するアンケートを実施した。

引用文献

- [1] JA 岩手県中央会(2011)「春編 行者にんにく（盛岡市玉山区薮川）」, <https://ja-iwate.or.jp/iwatenosyun/index.html> (2022 年 1 月 5 日参照).
- [2] 岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」「岩洞湖水上ワカサギ釣り」, https://iwatetabi.jp/event/detail.spn.php?event_id=364 (2022 年 1 月 5 日参照).
- [3] 岩手県玉山村議会(2005)『ふるさとに捧ぐ 玉山村議会史』
- [4] 岩手県玉山村(2005)『ふるさとに謳う 玉山村のあゆみ』
- [5] 岩手県立図書館(2017)「石川啄木」, <https://www.library.pref.iwate.jp/books/kyoudo/kentaku/takuboku.html> (2022 年 1 月 5 日参照).
- [6] 気象庁「過去の気象データ検索」, <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/> (2022 年 1 月 5 日参照).
- [7] 総務省統計局「平成 27 年国勢調査結果」
- [8] 玉山村役場(1979)『村誌「たまやま」』
- [9] 東北農政局「キッズコーナー」, <https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kokuei/kitakami/kids.html> (2022 年 1 月 5 日参照).
- [10] 東北農政局(2016)「岩手地域からの便り（平成 27 年度）」, https://www.maff.go.jp/tohoku/rin/tayori/27_iwate.html (2022 年 1 月 5 日参照)

- [11] 東北農政局岩手山麓開拓建設事業所(1968)「岩手山麓開拓建設事業誌」
- [12] 美食王国もりおか「つくる人（生産者）」, <https://oishii-morioka.com/tsukuruhito/>
(2022 年 1 月 5 日参照).
- [13] 盛岡市(2018a)「石川啄木」,
<https://www.city.morioka.iwate.jp/kankou/kankou/1037106/1009526/1024995/1024996/1025207.html> (2022 年 1 月 10 日参照)
- [14] 盛岡市(2018b)『盛岡市歴史的風致維持向上計画』
- [15] 盛岡市(2020a)「認定店「岩洞湖レストハウス」」,
<https://www.city.morioka.iwate.jp/kankou/kankou/1037104/1037143/1023466/1024235.html> (2022 年 1 月 5 日参照)
- [16] 盛岡市(2020b)『盛岡市統計書＜平成 30 年版＞』
- [17] 盛岡市(2020c)「もりおか短角牛振興事業」,
<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/1026070/chikusan/1008241/1008243.html> (2022 年 1 月 5 日参照).
- [18] 盛岡市都市整備部景観政策課(2018)『盛岡市景観計画』
- [19] 盛岡市まちづくり研究所(2016) 平成 27 年度研究報告書,
https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/675/houkokusyo-h27.pdf
- [20] 農林水産省「農林業センサス 2005 年」
- [21] 農林水産省「世界農林業センサス 2010 年」
- [22] 農林水産省「農林業センサス 2015 年」

第1章 住民が捉える玉山らしい景観

磯道 駿介

1. はじめに

1) 玉山地域における景観政策の流れ

景観法では、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。」(第1章第2条の2)と謳っている。無秩序な開発による地域固有のアイデンティティの喪失を避けるためには、景観について計画的に配慮することが必要である。

国土交通省(2014)によると、日本では戦後復興から高度経済成長期にかけての、景観への配慮を要求する社会的要請に応える形で景観に関する法整備が行われたが、これらは建築物等、自然・緑および歴史文化のそれぞれの枠組みの中で個別具体的な法を整備するにとどまった(図1-1参照)。1980年代になると、各自治体が独自の景観に関する条例や計画を策定するようになったが、景観を整備・保全するという国民共通の理念が未確立であったことや自主条例に基づくことによる手法の限界、国としての税・財政上の支援が不十分といったことから、各自治体による自主的な取り組みとしての景観政策では景観への配慮が及ばないことが明らかになっていった。その後、「美しい国づくり大綱」(国土交通省, 2003)や内閣の観光立国の方針(首相官邸, 2003)を受けて、2004年に景観法を制定する運びとなった。景観法では、自治体が景観計画を策定することで、総合的なまちづくりを一定の強制力をもって実施することができる。国土交通省(2021)によると、景観法施行から約16年が経過した2021年末時点で、630自治体(全自治体の約35%)が景観計画を策定している。

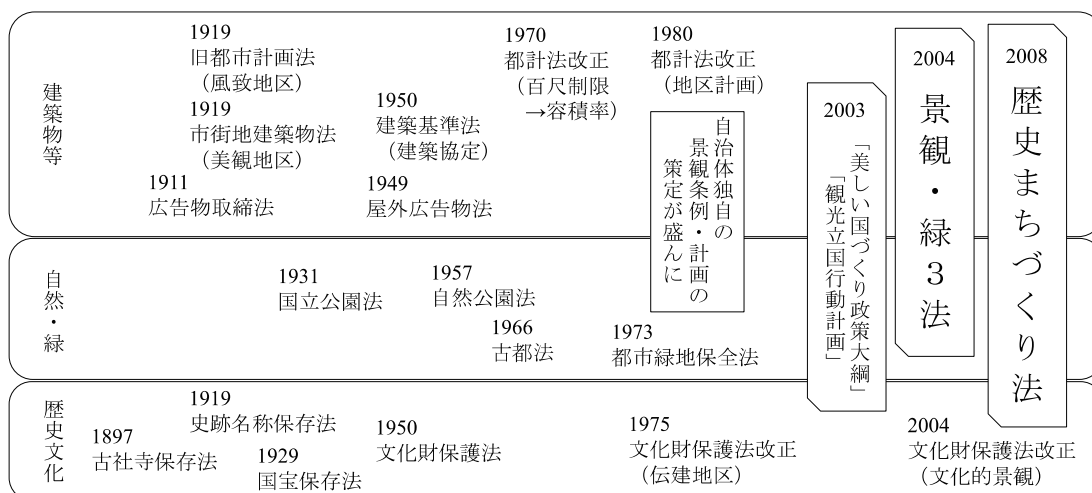


図1-1 国内の景観にかかる法整備の流れ

資料: 国土交通省(2014)より著者作成。

合併以前の旧玉山村では、玉山出身の歌人である石川啄木の歌碑付近の土地でも開発が進んでいたが、当地を岩手観光開発公社が村に代わり代理取得し啄木公園（現・渋民公園）を造成するなどの景観に配慮した動きも見られた（岩手県玉山村議会，2005）。しかし、それ以降は盛岡市景観計画の対象となるまで景観政策はほとんど取られず、1980年代の独自条例・計画の制定にも至らなかった（図1-2参照）。2006年の盛岡市への編入後、1984年に制定された「盛岡市都市景観形成ガイドライン」の玉山地域該当分を作成するため景観に関する基礎調査が実施され、「玉山地区景観形成ガイドライン」が作成された（盛岡市都市整備部景観政策推進事務局，2007）。そして2009年にはこれらのガイドラインに基づき、盛岡市景観条例・計画が制定されている⁹（盛岡市都市整備部景観政策課，2018）。

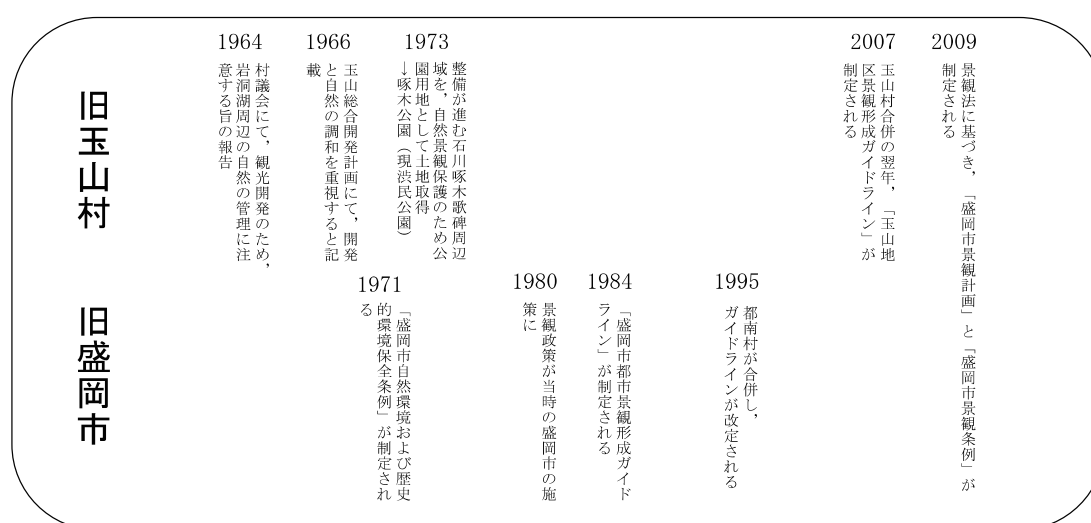


図1-2 玉山地域および盛岡の景観にかかる流れ

資料：岩手県玉山村議会（2005），盛岡市都市整備部景観政策課（2018）より著者作成。

2）調査の目的

しかし、玉山地域で景観に関する基礎調査が行われてからすでに約15年が経過している。庄司ら（2011）では、景観評価は、景観自体の経年変化により変化しうることが指摘されており、玉山地域の景観に対する住民の評価が変わっている可能性がある。また、盛岡市都市整備部景観政策推進事務局が2007年に発表した調査報告書では、自然景観が重視され、文化的景観や農業景観に関する記述が少ない。

農村地域の景観を評価している先行研究は、松本ら（1999）や渡邊（2012）のように調査対象地域内の住民による景観評価だけを分析するものと、岡橋（1993）や大石ら（2009）のように地域外住民の景観評価も分析しているものがある。本調査ではアンケート回収上の困難から地域外住民の評価を十分に収集できなかったが、景観法の2条3項では、地域の

註9 玉山地区景観形成ガイドラインが盛岡市景観計画に反映されたのは2018年の改定後からである（盛岡市都市整備部景観政策課）。

個性や特徴のさらなる発展につながるような良好な景観を形成するために、住民の意向を踏まえることの必要性が述べられており、調査の対象が地域住民のみであっても景観政策にとって大きな意味があると考える。

なお、森信・荒井（2010）では、景観評価において回答者は居住地域内の景観を高く評価したと結論づけている。本調査では、住民が日常的な関わり合いが深い景観を「玉山らしい」と捉えると考えられ、多様な景観特性を有する玉山地域では住民の居住地域により評価が異なると考えられる。

1) 玉山地域の景観をめぐる概況

玉山地域はその西部を北上川が北から南へと流れており、その流域に平坦地が形成されている（図 1-3, 1-4）。この北上川に沿って市街地が形成され、さらにその周辺に農地が広がっている様子が確認できる。平坦地の東側には北上高地の山々が広がり、この高地に姫神山や岩洞湖が位置している。北上川から西側へは岩手山麓の丘陵状の地形が分布しており、玉山地域は山地に囲まれた南北に伸びる谷のような景観構造となっている（図 1-5）。

図 1-3 玉山地域の地図



図 1-4 玉山地域平坦地の地図

資料：Google Earth Pro より筆者作成.

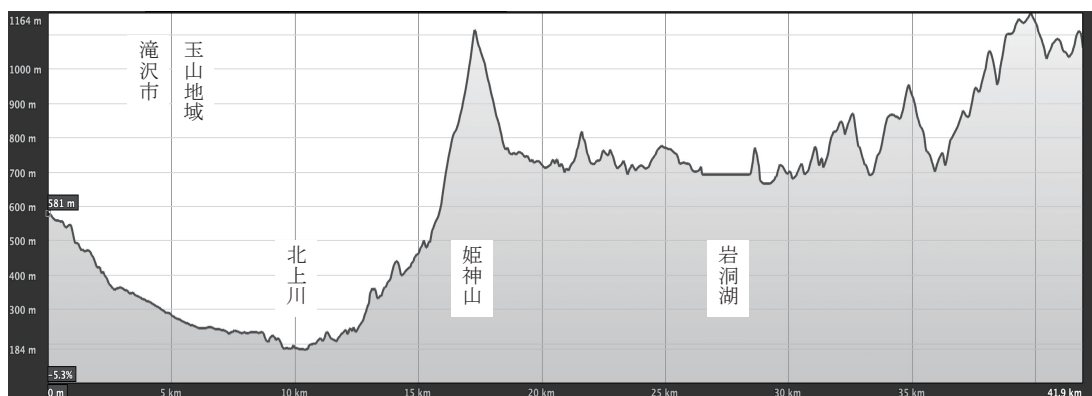


図 1-5 玉山地域断面図

註：図 1-3 の直線上の断面図.

資料：Google Earth Pro より筆者作成.

2) 2007 年（平成 19 年）の基礎調査報告書について

盛岡市との合併に際して玉山地域で行われた景観に関する調査は、2007 年に盛岡市玉山区都市景観政策基礎調査報告書（以後「調査報告書（2007）」と略記する）としてまとめられ、盛岡市景観計画に反映されている。農山村としての性格を基礎に、北上川や姫神山、岩手山の眺望によって形成される玉山地域のイメージを、石川啄木の歌を手がかりに捉えることを試みたこの調査では、玉山地域の住民が、姫神山、石川啄木、岩手山、岩洞湖、北上川を、地域を代表するイメージであると認識していると結論づけ、これらを「玉山ブランド」と総称した。そして玉山地域の住民が抱く地域景観のイメージから、玉山ブランドを含む景

観をはじめとする玉山地域の農村景観を将来に渡って継承していくことが求められていることが明らかとなった。

調査報告書によると、玉山地域で住民が特に重要視している景観は、多様な眺望地点から望む姫神山と岩手山の眺望景観であった。玉山地域の北上川沿いの平坦地から観る姫神山と岩手山は、玉山地域の好ましい景観として数多くの回答を得ていた。そして玉山地域を代表する8つの眺望地点を重要眺望地点としており、これは2018年度に改定された盛岡市景観計画にも記載されている。住民が姫神山と岩手山の眺望景観を重要視していることを踏まえ、調査報告書では眺望景観を確保するために建造物の高さ制限などのガイドラインを設けている。例えば、重要眺望地点から望む姫神山は、標高400m以上が建築物で遮られないことが、建設・開発の条件となっている。

一方で、調査報告書(2007)内では、文化景観である旧齋藤家や旧渋民尋常小学校をはじめとした伝統的建築物は住民にはほとんど評価されておらず、ふるさとの景観として保全していく方向性が示されたのみであった。また、農業景観も同様に評価されておらず、農地と景観に関する記載は少ない。

3) 調査の方法

本調査では、玉山地域の景観写真を用い、玉山地域在住者に「玉山らしさ」という観点から様々な景観を評価してもらうこととした。評価の回答はアンケート調査によって得た。景観写真は、以下の4点を踏まえて、盛岡市玉山総合事務所から提供いただいた写真にあわせて、公益財団法人岩手県観光協会、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会から利用承諾を得た写真である(図1-6)。

1. 岩手山(写真1, 写真2)・姫神山(写真7, 写真14, 写真15)・北上川(写真14, 写真15)・岩洞湖(写真3, 写真4)といった玉山地域で広く認知されている玉山ブランド景観。
2. 旧渋民小学校(写真5)・旧齋藤家(写真4)・啄木の歌碑(写真7)といった石川啄木に関連する歴史文化景観。
3. 水田(写真2, 写真10)・畑(写真16)・牧場(写真8)・玉山地域の眺望(写真7, 写真11, 写真12, 写真14)などの農業・農村景観。
4. 1〜3と対比となる住宅街(写真12)・現代の建築物(写真13)・玉山地域外の景観(写真9)。

景観写真に対する住民の評価をもとに、「玉山らしい」として判断される基準、「玉山らしくない」と判断される基準、またそのような評価に至った理由を考察していく。

また、玉山地域の住民が地域外の人に勧めたいと考える景観を最大で三つまで記述式で回答していただいた。

調査票は200部作成し、玉山総合事務所のご協力により、ユートランド姫神など玉山地域内の複数の施設に配置して、来場者に回答していただいた。調査期間は2021年9〜10月で

あった。

また、住民へのアンケート調査の結果をもとに、11月25日に盛岡市景観計画担当者一名と玉山地域振興会議委員一名にインタビュー調査を行った。順位付けされた景観写真に対する感想と、景観政策のあり方について話を伺った。



写真 1
水田と岩手山

写真 2
岩手山

写真 3
岩洞湖

写真 4
岩洞湖

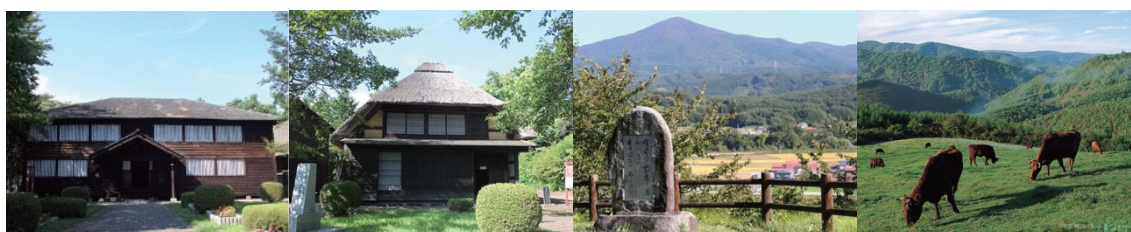


写真 5
旧渋民小

写真 6
旧斎藤家

写真 7
歌碑と姫神山

写真 8
牛の放牧



写真 9
地域外からの岩手山

写真 10
田んぼ

写真 11
住宅と農地の眺望

写真 12
住宅街



写真 13
好摩駅

写真 14
川崎緑地

写真 15
河川と姫神山

写真 16
畑

図 1-6 アンケート調査に用いた景観写真 16 枚

資料：写真 1, 2, 5, 6, 10, 11, 12, 13, 14, 16 は盛岡市玉山総合事務所より。写真 3, 7, 8, 9 公益財団法人岩手県観光協会の「いわての旅」より。写真 4 は岩手県ホームページより。写真 15 は盛岡観光コンベンション協会。

4) ベスト・ワースト・スケーリング (BWS) 法について¹⁰

本章では玉山地域の住民が写真を評価するにあたり、ベスト・ワースト・スケーリング (BWS) 法を用いた。日本国内での景観研究は自治体による独自条例・計画策定が盛んになった 80 年代ごろから活発に行われている。その評価手法としては、選択式 (藤井ら, 1993; 大石ら, 2009; 岩田, 2012), レポートリー・グリッド法 (高田, 2001; 栗田ら, 2008; 土田ら, 2009), 写真投影法 (青野ら, 2005), SD 法 (栗田ら, 2004) などがあり, 景観の提示方法にも文章表現, 写真, 動画など多種多様な研究が存在する。これらの研究は複数の手法を組み合わせられて活用されることも多いが, BWS 法が景観評価に用いられた事例は少ない。

BWS 法は医学, マーケティングの分野で用いられてきており, 農業分野では生態系サービスや農業の多面的機能の評価で用いられてきた。BWS 法は多数の項目を順位付けする際に用い, 正確な評価が可能である点が優れている。一般に多数の項目を一括で順位付けする場合, 中位の項目の評価が不正確になる。BWS 法では評価対象を少数の項目ごとにグループ分けし, そのグループの中で評価が「最も高い (best)」「最も低い (worst)」項目を選択する作業を繰り返すことで, データの分析を通じて正確な順位を把握することができる。



写真 1



写真 2



写真 3



写真 4

「最も玉山らしい」写真の番号 { }

「最も玉山らしくない」写真の番号 { }

図 1-7 調査票の例

資料: 図 1-6 参照写真より筆者作成。

註10 BWS 法の設計は Aizaki ら (2015), Aizaki ら (2021), Louviere ら (2015) を参考にした。

本調査では回答者は16枚の写真を一度に4枚ずつ提示し、「最も玉山らしい」景観と「最も玉山らしくない」景観を選択する作業を20回繰り返していただいた。任意の2枚の写真は一度のみ同時に提示され、同じ写真は必ず5回提示されるよう、実験計画法に基づいて調査票は設計されている（図1-7）。

集計データを分析する際には、計数法(counting analysis)を用いて、標準化得点(standardized Best Worst Score)を算出した。標準化得点は、ある写真について「最も玉山らしい」(best)と選ばれた回数から「最も玉山らしくない」(worst)と選ばれた回数を引き、写真の提示回数と回答者数で除して表される。

$$\text{std BW Score} = \frac{B - W}{rn}$$

B：ある写真が「最も玉山らしい」として選ばれた回数

W：ある写真が「最も玉山らしくない」として選ばれた回数

r：写真が調査票に現れた回数（=5）

n：回答者の数

この点数は様々な規模の集団の評価を比較できる。標準化平均点は+1点から-1点の間で表され、+1に近いほど「玉山らしい」、-1に近いほど「玉山らしくない」と回答者が考えていることを表す。

5) 回答者の属性について

配置した200部の調査票のうち、120部（60%）の回答が得られた（表1-11）。このうちBWS法による分析が可能であった調査票は99部（82.5%）であり、玉山地域の住民は85名であった。残りの14部は居住地域が未回答、または調査票設置施設の一つであるユートランド姫神に設置してあった調査票の一部で、隣接する旧盛岡市・滝沢市の方の回答をいただいたものである。今後の分析では、玉山地域の住民と回答した85部を玉山地域在住者、BWS法による分析が可能な99部を全回答者とする。

玉山地域の回答者の居住地域について、回答いただいた字名をもとに、1889年の町村制施行時の村名および地域で渋民・巻堀・玉山・薮川の4地域に分割した（表1-2）。なお、盛岡市と合併した玉山村と町村制施行時の玉山村を区別するため、旧盛岡市との合併直前の玉山村を玉山地域、分割した4地域を旧渋民・旧巻堀・旧玉山・旧薮川と呼称する。

表 1-1 回収した調査票の内訳

内訳		部数	回収率		
回収数		120	60.0%		
	BWS 欠損なし	99	49.5%		
		玉山地域 在住者	85	42.5%	
			全データあり	81	40.5%
			属性欠損あり	4	2.0%

註：調査票は 200 部配布した。

表 1-2 玉山地域在住者の属性

	人口	性別		年齢別人口	
		男性	女性	65 歳以上	65 歳未満
平成 27 年度国勢調査（人）	13,257	6,508	6,749	4,231	8,986
玉山地域在住者（人）	85	46	39	28	57
回答者が占める割合（%）	0.64	0.71	0.58	0.66	0.63

	居住地域			
	旧渋民	旧巻堀	旧玉山	旧薮川
平成 27 年度国勢調査（人）	6,098	4,573	2,360	226
玉山地域在住者（人）	39	16	13	17
回答者が占める割合（%）	0.64	0.35	0.55	7.52

註：平成 27 年度国勢調査は性別・年齢不明者がいるため、総数と一致しない。

資料：総務省統計局「平成 27 年度国勢調査」より筆者作成。

3. 結果

1) 玉山地域在住者による評価¹¹

表 1-3 は属性ごとに BWS 法による評価を分析し、それぞれの写真が得た標準化得点をも

註11 これ以降の写真の評価は、BWS の標準化得点をもとに順位（1 位～16 位）を付けたものである。

とに1位から16位の順位を割り振ったものである。各属性の中でそれぞれの写真が何番目に「玉山らしい」、または「玉山らしくない」と捉えられているかが明らかとなる。例えば、写真1（水田と岩手山）には2位など高い順位が様々な属性から示され、写真16（畑）は13位以下の低い順位が繰り返し登場することから、写真1は16枚の写真の中で「玉山らしい」と捉えられている一方、写真16は「玉山らしくない」と捉えられていることがわかる。これより先の結果、および考察はこの表に示された各写真の順位を基準とする。

16枚の景観写真のうち、玉山地域在住者が最も「玉山らしい」と評価した景観は、川崎緑地から撮影された、石川啄木の歌碑と姫神山を望む写真7であった（図1-8）。全体的に姫神山、岩手山、北上川などの自然景観、石川啄木関連の文化的景観は高い評価を受ける傾向があり、農業景観や住宅地の景観が「玉山らしくない」との評価を得ていた。「玉山ブランド」では岩洞湖の評価が低い結果となり、また石川啄木関連の文化的景観では、旧渋民小が旧斎藤家に対して高い評価を得ていた。農業景観においては、岩手山と水田の写真が高い評価を得ており、同時に牛の放牧が田畑に対してよりも「玉山らしい」と判断された。現代的な建造物や住宅が含まれる景観では、眺望景観で自然を多く映しているものほど相対的に高く評価された。



図1-8 写真7（歌碑と姫神山）

表 1-3 BWS 法による景観写真順位付けの結果

	全回答者	玉山地域 在住者	性別		年齢		
			男性	女性	45 歳未満	45 歳以上 65 歳未満	65 歳以上
回答者数	n=99	n=85	n=46	n=39	n=23	n=34	n=28
写真 1	2	2	2	2	4	2	2
写真 2	4	5	4	5	7	4	4
写真 3	11	11	10	11	10	10	11
写真 4	9	9	8	10	11	9	10
写真 5	8	8	9	5	5	6	9
写真 6	5	4	6	4	3	4	7
写真 7	1	1	1	1	1	1	1
写真 8	6	7	7	7	5	8	6
写真 9	10	10	11	9	9	11	8
写真 10	13	13	13	13	12	13	15
写真 11	12	12	12	12	13	12	12
写真 12	15	15	15	15	15	16	14
写真 13	16	16	16	16	16	14	16
写真 14	7	6	5	8	8	6	5
写真 15	3	3	3	3	2	3	3
写真 16	14	14	14	14	13	15	13

註 1：分析によって得られた標準化得点をもとに順位（1～16 位）に置き換えた。

註 2：出身地、職業はそれぞれ未回答者が 1 名いたため、合計は 84 名である。

資料：アンケート調査より筆者作成。

表 1-3 のつづき

	出身地				職業		居住地域			
	玉山地域内出身		玉山地域外出身		農家	非農家	旧渋民	旧巻堀	旧玉山	旧薮川
	54 歳以下	55 歳以上	54 歳以下	55 歳以上						
回答者数	n=16	n=19	n=25	n=24	n=24	n=60	n=39	n=16	n=13	n=17
写真 1	4	2	2	2	3	2	2	3	5	2
写真 2	9	3	5	6	6	5	5	6	4	5
写真 3	6	8	12	11	10	10	11	11	10	3
写真 4	10	9	9	10	7	9	9	9	9	4
写真 5	7	7	7	7	8	7	6	8	11	7
写真 6	2	6	4	5	4	4	4	4	8	8
写真 7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
写真 8	5	4	8	9	2	8	8	7	2	6
写真 9	11	10	10	8	9	10	9	10	6	9
写真 10	12	15	11	14	13	12	13	12	12	15
写真 11	13	12	13	12	12	13	12	12	13	12
写真 12	16	13	16	15	15	15	15	15	15	14
写真 13	14	16	15	16	16	16	16	16	16	16
写真 14	8	10	6	4	11	5	7	5	7	11
写真 15	3	5	3	3	4	3	3	2	3	10
写真 16	15	14	14	13	14	14	14	14	14	13

2) 属性による評価の差

本章は玉山地域在住者による評価を目的としていることから、属性による評価の差は玉山地域在住者（85 名）の結果をもとに行った。

最初に、男性と女性では「玉山らしい」写真の上位（1～3 位）、下位（14～16 位）それぞれ 3 枚に違いはなかったが、男性より女性の方が旧渋民小と旧斎藤家の写真を「玉山らしい」と評価していた。玉山在住者のうち 64 歳以下の住民は旧渋民小や旧斎藤家の写真をより高く評価していた。また、45 歳以上の住民は、水田と岩手山の写真（写真 1）と岩手山単体（写真 2）を、より「玉山らしい」との評価していた。

次に、玉山地域内出身者と玉山地域外出身者で玉山地域への印象が異なる可能性があることから回答者を出身地で分け、年齢で写真の評価に差が見られたことからそれぞれを年齢の平均値¹²で 2 分した 4 グループに分類した結果、複数の景観写真の順位付けで評価の差が見られた。玉山地域内出身者は、岩洞湖（写真 3）や牛の放牧（写真 8）を、より「玉山らしい」と評価しており、玉山地域外出身者は、川崎緑地（写真 14）を「玉山らしい」と評価していた（図 1-9）。玉山地域内出身者のうち 54 歳以下の回答者は、その他の回答者と比較して、旧渋民小（写真 6）をより「玉山らしい」と評価していた。そして、岩手山単体（写真 2）は玉山地域外出身者を基準に、域内出身者で年齢層の高いグループでより高く、年齢層の低いグループでより低く評価されていた。



図 1-9 写真 3（岩洞湖）、8（牛の放牧）、14（川崎緑地）

農家と非農家の比較を行なったところ、農家は牛の放牧景観（写真 8）を 16 枚の写真の中で 2 番目に玉山らしい評価しており、非農家の 8 位の評価に比べて高かった。一方で、川崎緑地（写真 14）は非農家に、より「玉山らしい」と考えられていた。

最後に、玉山地域を 4 地区に分割し、それぞれの地域における結果を比較したところ、旧渋民と旧巻堀の評価は類似しており、旧玉山と旧薮川の評価と差が見られた。旧玉山においては、他の 3 地域に比べて水田と岩手山（写真 1）、旧斎藤家（写真 5）、旧渋民小（写真 6）の評価が低い一方で、牛の放牧（写真 8）の評価が高かった。また、旧薮川では岩洞湖（写真 3、4）が他地域に比べて高く、川崎緑地（写真 14）と姫神山と北上川の写真（写真 15）

註12 玉山地域内出身者は 54.7 歳、玉山地域外出身者は 54.5 歳である。

が低いことが分かった。

3) 玉山地域で域外の人に勧めたい場所

最後に、玉山地域の住民が玉山地域外の人に勧めたい景観として最も挙げていたのは姫神山（33 回）であった。岩手山（24 回）や石川啄木に所縁のある景観（17 回）が姫神山に続く結果となった。また、天峰山も回答数が多く（12 回）、姫神山とともに眺望の対象、眺望地点の 2 点から評価されていた。このほか主な回答として、岩洞湖、北上川、渋民公園、サクラパーク姫神などの名前が挙がっていた（表 1-4）。

表 1-4：玉山地域で勧めたい景観

	景観が回答に登場した回数（百分率）
姫神山	33 (28.0)
岩手山	24 (20.3)
天峰山	12 (10.2)
啄木記念館	8 (6.8)
岩洞湖	7 (5.9)
歌碑	6 (5.1)
北上川	4 (3.4)
渋民公園	3 (2.5)
サクラパーク姫神	3 (2.5)
その他	18 (15.3)

註：合計で 118 の景観（重複あり）が回答された。

資料：アンケート調査より筆者作成。

4. 考察

1) 玉山地域在住者が「玉山らしい」と考える景観

玉山地域在住者が考える「玉山らしい」景観は、玉山地域に固有であることを基準に判断していることが明らかとなった。順位付けされた玉山地域の景観写真の上位には、姫神山、岩手山、石川啄木、北上川、岩洞湖の「玉山ブランド」を含む写真が並んでおり、これらは他の景観に比べてより「玉山らしい」と評価された。調査報告書（2007）では、住民は「玉山ブランド」が地域を代表するイメージであると捉えており、調査当時から将来にかけて住民が抱く地域イメージは変わらないと明らかにしていた。調査から約 15 年が経過した本調査で、「玉山ブランド」が地域イメージを代表するという価値観が共有・維持されていると言え、調査報告書（2007）の通りであることが分かった。

また、「玉山ブランド」に関して、同じ姫神山を背景とする玉山地域の景観で、住宅と田畑の眺望景観（写真 14）より北上川が大きく映る景観（写真 15）が高い評価を得ていることから、北上川が「玉山らしさ」に正の評価を与えていると考えられる。水谷（1984）では、農村における用水は生産的・保全的・福祉的機能を有するとしており、これらの多面的機能を北上川も有している。北上川は玉山地域の農村機能を維持する上で重要な役割を果たしており、住民に「玉山らしい」景観という観点から高く評価されていることは、農業・非農業的観点の両方から望ましい結果と言える。

本調査では、写真 8 が住民によって「玉山らしい」と判断された。これらの景観は調査報告書（2007）では地域を代表する景観として評価されなかった。玉山地域のブランド牛であるもりおか短角牛が放牧されている景観が、今回の調査では農家にとって「玉山らしさ」を感じさせたと考えられる。

一方、菜の花畑と岩手山（写真 9）は玉山地域から撮影された写真であり、玉山地域から見ることのできる景観ではないが、岩洞湖（写真 3）や玉山地域の眺望（写真 11, 12）などの玉山地域と判断できる景観と比べてより「玉山らしい」と評価された。もっとも、岩手山は隣接する滝沢市に位置し、玉山地域内にある景観ではないものの、住民は岩手山を玉山地域の景観として捉えて高く評価しているため、「玉山らしい」景観を玉山地域で見ることができるという広義の意味で捉えていると言える。岩手山は玉山地域や隣接地域だけでなく、岩手県のシンボルとしても捉えられている。そのため、岩手山に関する景観調査を行う際は、県単位での調査設計を行うなど、十分な配慮が必要である可能性がある。

農業景観や住宅地が「玉山らしくない」景観として評価されたのは、地域性を有していないためである。田畑だけが映る農業景観（写真 10 や 16）は玉山地域以外の農村でも確認できる景観であることが、「玉山らしさ」を感じなかったことに繋がったと考えられる。一方で住民は、農業景観（写真 10 や 16）や岩手山単体（写真 2）と比較して、岩手山と水田（写真 1）を「玉山らしい」と捉えており、玉山地域における農業景観は、他の景観と共に映ることで、農村としての玉山地域のイメージを確立させ、評価を得ると考えられる。

2) 属性間の評価の差について

玉山地域在住者の属性間における評価の差からも、住民が考える「玉山らしい」景観が、玉山地域でのみ観ることが可能であることを基準に判断されていることが明らかとなった。まず、歌碑と姫神山（写真 7）は、あらゆる属性の回答者に最も「玉山らしい」と評価された。玉山地域の象徴と言える姫神山と石川啄木の歌碑を揃えており、平野の眺望として田畑や住宅といった農村風景が見られる写真 7 のような景観は、その他 15 枚の景観写真に比べて最も確固たる「玉山らしさ」を有していると考えられる。調査報告書（2007）で、住民の多くが玉山地域の好ましい景観として姫神山や岩手山が見える眺望景観をあげており、重要眺望地点となった写真 7 の撮影場所から見える眺望は建築ガイドラインの対象となっていた。約 15 年前に高い評価を受けた景観が、行政の努力で保全されてきたことで、本調査

でも高い評価を得たといえる。

歌碑と姫神山（写真 7）以外の写真の評価においても、景観が住民にとって玉山地域に特有であることは重要な役割を果たしており、特に年齢や出身地で複数の群に分けたときに顕著となった。年齢による評価の差では、より年齢の高い群が旧齋藤家（写真 5）や旧渋民小（写真 6）のような伝統的木造建築物を相対的に低く評価していたのは、約 50 年以上前は木造建築物が地域外にも普遍的に存在したため、地域特有の景観であると考えていないことが理由だと思われる。一方で、写真 1 や写真 2 のような岩手山の景観は、昔も今も玉山地域のみで見ることができる景観である点が、これらの景観の「玉山らしさ」に繋がったといえる。

次に出身地ごとの評価の差においては、玉山地域外の出身者は地域外でも見ることができる景観を低く評価していた。玉山地域内出身の住民には、岩洞湖（写真 3）や牛の放牧（写真 8）のような景観が、歴史文化や生活の上で価値あるものとみなされるために「玉山らしさ」として評価される一方、地域外出身の住民には、これらの景観は玉山地域に固有ではないと捉えられたと考えられる。地域内でこれらの景観と地域の生活との繋がりを学んできた住民に対し、地域外で同様の景観を見てきた住民には、玉山地域特有の景観という観点で異なる評価が与えられたといえる。

一方で、属性ごとの景観写真の評価の差は、景観と住民の日常生活との身近さからも影響を受けていることが示された。4 地域のどの住民も、それぞれの居住地域内の景観をより「玉山らしい」と、評価する傾向が見られた。森信・荒井（2010）では、都市部の住民が居住地域内の景観を高く評価したとしており、農村地帯である玉山地域でも同様の結果が示されたと考えられる。

日常生活が「玉山らしい」景観の評価に影響を与えることは、性別による評価の差からも確認できる。木谷ら（1999）は、女性が農村イメージを規定する際、自然に対して生活や歴史に関する事柄の影響を強く受けると示している。女性は旧齋藤家（写真 5）や旧渋民小（写真 6）を高く評価していたが、いずれの景観も生活や歴史と繋がりがあがる。そして、日常生活においては女性の方が家庭や教育といった事柄と密接であると考えられ、このことが「玉山らしさ」の男女間の評価の差に繋がったと考えられる。

異なる属性の住民の景観の評価を比較したところ、性別や職業では評価の差が比較的小さく、年齢、出身地、居住地域で評価の差が大きくなることが確認できた。日常生活の中で年齢層や居住地域の異なる住民間でコミュニケーションを取る機会は少なく、共通した「玉山らしい」景観の認識が形成されていないことが影響していると思われる。

3) 玉山地域で勤めたい場所

玉山地域で地域外の人に勤めたい景観として挙げられたものは例えば「春の田植え時期に水を入れた田んぼ、東北本線、岩手山が見える風景」といった回答が見られ、住民が玉山地域の景観に対し具体的なイメージを持つことが伺えた。姫神山や岩手山の景観に関す

る記述の多くには視点場と、一緒に望む景観が記されており、地域外の人に誇れる玉山地域の景観が代替の利かないものであることを示唆している。玉山地域の好ましい景観を記述式で回答した約 15 年前の基礎調査でも姫神山と岩手山の眺望地点が多く回答されており、基礎調査によって高く評価された玉山地域の景観が、現在でも高い評価を維持していると考えられる。

5. おわりに

本章では、玉山地域在住者が、玉山地域の景観をいかに「玉山らしい」と評価しているのか、BWS 法を用いて把握した。玉山地域の景観として住民に支持されている要素を明らかにした。

まず、「玉山ブランド」をはじめとする玉山地域ならではの景観は住民に高く評価されることが明らかになった。住民が抱く「玉山らしさ」は、玉山地域以外で観ることができない景観であり、住民の間に少なからず共通の認識が浸透していると考えられる。たとえば、本章では、歌碑を含む景観が、あらゆる属性の住民から「玉山らしい」と捉えられていることが明らかになった。石川啄木の歌碑を巡る企画は、景観を体験し、玉山地域の理解を深め、関心を育むことに繋がる。このようなイベントの充実は、地域イメージのアピールに有用であると考えられる。

次に、住民間の日常的な繋がりが「玉山らしい」景観に影響を与えることが明らかになった。性別や職業に対し、年齢や居住地域といった属性の異なる住民は交流が少なく、共通した「玉山らしさ」の認識の形成が困難になっていると考えられる。今後玉山地域で景観の保全に関する議論が行われる際、景観への多様な認識によって、景観政策の合意を図ることは多大な努力を要すると考えられる。故に日頃から様々な背景を持つ人が話し合う機会を設け、協力しやすい体制を築いておくことは必要である。

最後に、継続的に景観評価を実施することは、景観の管理や発掘の観点から重要である。玉山地域で景観計画を実行に移すにあたり、利害関係者となる住民の参加が求められる。時間の経過は住民、景観の双方に変化をもたらすため、調査を継続的に行うことが必要である。また、これまで高く評価されていなかった景観や新しい景観が将来「玉山らしい」と評価される可能性がある。住民が玉山地域の景観をいかに捉えているかは、今後も把握していく必要がある。

引用文献

- [1] Aizaki, H., Nakatani, T., and Sato, K. (2015) Stated Preference Methods Using R. Boca Raton, Fla: CRC Press, Taylor & Francis Group.
- [2] Aizaki, H. and Fogarty, J. (2021) Chapter 3 An Illustrative Example of Case 1 Best–Worst Scaling, <http://lab.agr.hokudai.ac.jp/nmvr/03-bws1.html> (accessed on January 1, 2022).
- [3] Louviere, J. J., Flynn, T. N., and Marley, A. A. J. (2015) Best-Worst Scaling Theory, Methods

and Applications. Cambridge, UK: Cambridge University Press.

- [4] 青野幸子・加我宏之・下村泰彦・増田昇(2005)「泉北丘陵端部の農村地域における地域特性から捉えた居住者が好む風景魅力の解明」『ランドスケープ研究』68(5)：753-756.
- [5] 岩手県(2019)「岩洞湖の紹介・湖面利用の際のお願い」,
<https://www.pref.iwate.jp/kigyoukyoku/denki/suiryoku/1015339.html> (最終閲覧日 2022 年 2 月 4 日) .
- [6] 岩手県玉山村議会(2005)『ふるさとに捧ぐ 玉山村議会史』.
- [7] 大石智広・稲垣栄洋・高橋智紀・松野和夫・山本徳司・栗田英治(2009)「静岡県の農業景観の選好特性の属性間比較」『ランドスケープ研究』72(5)：889-892.
- [8] 岡橋秀典(1993)「ルーラル・デザインの展開と農村景観論」『地理科学』48(4)：255-268.
- [9] 木谷忍・長谷部正・野村希晶(1999)「農村風景の存在価値と評価の構造」『農業経済研究報告』31：69-88.
- [10] 栗田英治・木村吉寿・松森堅治・長利洋(2004)「棚田景観の評価構造と関係する物理的指標」『農村計画学会誌』23(23-suppl)：85-90.
- [11] 栗田英治・松森堅治・山本徳司(2008)「地域住民及び地域外住民による棚田景観の認知・評価構造」『農村計画論文集』27(special issue)：257-262.
- [12] 国土交通省(2003)「景観ポータルサイト」, https://www.milt.go.jp/toshi/townscape/toshi_to_wnscape_tk_000016.html (最終閲覧日 2021 年 12 月 6 日).
- [13] 国土交通省(2014)「景観法制定 10 年を迎えて」, <https://www.mlit.go.jp/common/001048607.pdf> (最終閲覧日 2021 年 10 月 14 日).
- [14] 国土交通省(2021)「景観法の施行状況」, <https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/001415533.pdf> (最終閲覧日 2021 年 10 月 21 日).
- [15] 首相官邸(2003)「観光立国懇談会報告書-住んでよし, 訪れてよしの国づくり-」,
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko/kettei/030424/houkoku.html> (最終閲覧日 2021 年 12 月 6 日).
- [16] 庄司英恵・西名大作・田中貴宏・越川康夫(2011)「河川景観評価における経年的変化に関する研究 その 1 過去と現在の景観評価の比較」『日本建築学会中国支部研究報告集』34：417-420.
- [17] 高田範理(2001)「生活域周辺の自然環境と自然眺望景観の認知・評価構造との関連についての考察」『ランドスケープ研究』65(5)：627-632.
- [18] 土田義郎・川崎寧史・下川雄一(2009)「評価グリッド法を用いた俯瞰眺望景観に対する心理的評価の傾向分析」『日本建築学会環境系論文集』74(642)：907-913.
- [19] 松本聡・横張真・加藤好武・山本勝利(1999)「畑地景観保全のための地域住民による景観の評価構造の把握：群馬県北部の畑作地帯を事例に」『農村計画学会誌』18：49-

54.

- [20] 水谷正一(1984)「水辺の環境整備と農村計画」『農村計画学会誌』2(4)：11-17.
- [21] 盛岡観光コンベンション協会, https://www.odette.or.jp/wp-content/uploads/2012/07/5_01.jpg (最終閲覧日 2022 年 2 月 4 日) .
- [22] 盛岡市都市整備部景観政策推進事務局(2007)『盛岡市玉山区都市景観政策基礎調査報告書』
- [23] 盛岡市都市整備部景観政策課(2018)『盛岡市景観計画』.
- [24] 渡邊勉(2012)「農村景観は何によって構成されているのか-安曇野景観の構成要素の分析-」『地域ブランド研究』7：1-18.
- [25] H. and Fogarty, J. (2021) Chapter 3 An Illustrative Example of Case 1 Best–Worst Scaling, <http://lab.agr.hokudai.ac.jp/nmvr/03-bws1.html> (accessed on January 1, 2022).
- [26] Louviere, J. J., Flynn, T. N., and Marley, A. A. J. (2015) Best-Worst Scaling Theory, Methods and Applications. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- [27] 青野幸子・加我宏之・下村泰彦・増田昇(2005)「泉北丘陵端部の農村地域における地域特性から捉えた居住者が好む風景魅力の解明」『ランドスケープ研究』68(5)：753-756.
- [28] 岩手県(2019)「岩洞湖の紹介・湖面利用の際のお願い」, <https://www.pref.iwate.jp/kigyokyoku/denki/suiryoku/1015339.html> (最終閲覧日 2022 年 2 月 4 日) .
- [29] 岩手県玉山村議会(2005)『ふるさとに捧ぐ 玉山村議会史』.
- [30] 大石智広・稲垣栄洋・高橋智紀・松野和夫・山本徳司・栗田英治(2009)「静岡県農業景観の選好特性の属性間比較」『ランドスケープ研究』72(5)：889-892.
- [31] 岡橋秀典(1993)「ルーラル・デザインの展開と農村景観論」『地理科学』48(4)：255-268.
- [32] 木谷忍・長谷部正・野村希晶(1999)「農村風景の存在価値と評価の構造」『農業経済研究報告』31：69-88.
- [33] 栗田英治・木村吉寿・松森堅治・長利洋(2004)「棚田景観の評価構造と関係する物理的指標」『農村計画学会誌』23(23-suppl)：85-90.
- [34] 栗田英治・松森堅治・山本徳司(2008)「地域住民及び地域外住民による棚田景観の認知・評価構造」『農村計画論文集』27(special issue)：257-262.
- [35] 国土交通省(2003)「景観ポータルサイト」, https://www.milt.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html (最終閲覧日 2021 年 12 月 6 日).
- [36] 国土交通省(2014)「景観法制定 10 年を迎えて」, <https://www.mlit.go.jp/common/001048607.pdf> (最終閲覧日 2021 年 10 月 14 日).
- [37] 国土交通省(2021)「景観法の施行状況」, <https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/0>

01415533.pdf (最終閲覧日 2021 年 10 月 21 日).

- [38] 首相官邸(2003)「観光立国懇談会報告書-住んでよし, 訪れてよしの国づくり-」,
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko/kettei/030424/houkoku.html> (最終閲覧日 2021 年 12 月 6 日).
- [39] 庄司英恵・西名大作・田中貴宏・越川康夫(2011)「河川景観評価における経年的変化に関する研究 その 1 過去と現在の景観評価の比較」『日本建築学会中国支部研究報告集』 34 : 417-420.
- [40] 高田範理(2001)「生活域周辺の自然環境と自然眺望景観の認知・評価構造との関連についての考察」『ランドスケープ研究』 65(5) : 627-632.
- [41] 土田義郎・川崎寧史・下川雄一(2009)「評価グリッド法を用いた俯瞰眺望景観に対する心理的評価の傾向分析」『日本建築学会環境系論文集』 74(642) : 907-913.
- [42] 松本聡・横張真・加藤好武・山本勝利(1999)「畑地景観保全のための地域住民による景観の評価構造の把握: 群馬県北部の畑作地帯を事例に」『農村計画学会誌』 18 : 49-54.
- [43] 水谷正一(1984)「水辺の環境整備と農村計画」『農村計画学会誌』 2(4) : 11-17.
- [44] 盛岡観光コンベンション協会, https://www.odette.or.jp/wp-content/uploads/2012/07/5_01.jpg (最終閲覧日 2022 年 2 月 4 日) .
- [45] 盛岡市都市整備部景観政策推進事務局(2007)『盛岡市玉山区都市景観政策基礎調査報告書』
- [46] 盛岡市都市整備部景観政策課(2018)『盛岡市景観計画』.
- [47] 渡邊勉(2012)「農村景観は何によって構成されているのか-安曇野景観の構成要素の分析-」『地域ブランド研究』 7 : 1-18.

第2章 集落協定の規模別にみた中山間地域等直接支払制度利用の 現状とこれから

尾上 晴紀

1. はじめに

1) 中山間地域等直接支払制度について

食料・農業・農村基本法では、「国土の保全，水源のかん養，自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」を農業の多面的機能としている．そして，飯國（2015）によると，農業は多面的機能の外部性を有しているという点で工業とは異なるとしており，そうした機能を発揮するためには農業生産活動の維持が肝要であるとしている．特に「耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において，農業生産の維持を図りつつ，多面的機能を確保するという観点から，国民の理解の下に直接支払いを実施する」ことを目的として，中山間地域における条件不利性を補正するべく農業者への直接支払いを行う中山間地域等直接支払制度が2000年に制定された．2014年度からは，多面的機能支払制度¹³や，環境保全型農業直接支払制度¹⁴などと共に日本型直接支払制度に位置づけられている．

中山間地域等直接支払制度では，平地と比較した生産条件の不利性を補正するための措置として農地の傾斜度に応じて10aあたりの補助金が設定されており，その額は地目が田の場合は1/20以上の急傾斜で21,000円/10a，1/100以上の緩傾斜で8,000円/10a（2021年）である．これは平地における平均的な10aあたりのコストとの差額の8割を補填する水準として設定されている．また，直払制度の対象となる地域及び農用地は，地域振興立法で指定された地域において傾斜がある等の基準を満たす農用地であるが，このような基準以外にも都道府県知事が定める基準に該当する農用地は対象とすることができる地域特認の仕組みも設けられている．

直払制度は2000年に第1期が開始されたが，日本農政史上初めての農業者への直接支払であったことから，以降5年ごとに評価及び改定が行われ，現在は第5期となっている．直払制度の補助金交付の仕組みは，第2期が開始される時点で，「他の施策との連携を一層図りつつ，生産性向上や担い手の定着等の向けた取組を積極的に推進するため」に，基礎単価8割，体制整備単価2割という構成に変化した．

基礎単価は，水路や農道の管理といった農業生産活動等を継続するための活動と周辺林地の下草刈りや景観作物の作付けなど多面的機能を増進する活動を行うことで受け取るこ

註¹³ 農業・農村の多面的機能の発揮や，農地や水路といった地域資源の向上を図るための地域の共同活動を支援することを目的としている．

註¹⁴ 自然環境の保全に資する農業生産活動を支援することを目的としている．

とができる。一方、体制整備単価は、「生産性の向上、所得拡大、集団的かつ持続的な体制整備など集落の維持や将来に向けた活動」といった体制整備のための前向きな活動を行うことで受け取ることができ、第2期以降の中山間地域等の状況に応じて体制整備単価の受給要件は変更されてきた¹⁵。

直払制度は2020年に第4期が満了し、第5期へと移行した。第4期から第5期における改正内容としては、体制整備活動が集落戦略の作成に一本化されたことが挙げられる。第4期の体制整備活動は、「A要件：農業生産性の向上」、「B要件：女性・若者の参画を得た取組」、「C要件：集団的かつ持続可能な体制整備」の3つが設定されており、これらの中から1つ選んで実行することが求められた。しかし、第5期からはこれら3要件は廃止され、集落戦略の作成に一本化された。集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針である。集落戦略自体は第4期から登場し、第2期と第3期で作成が義務付けられた集落マスタープランの内容を用いることもできる。第5期対策では、中間年（2022年度）までを目途に集落戦略を作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を完了する必要がある¹⁶。

制度のこれまでの変遷としては、第3期までは林（2013）が指摘するように、集落協定が対象とする農用地の拡大を進める拡大志向、ビジョンの長期化、集落連携の強化を制度変化の方向と捉えることができ、実際にそのような集落活動の傾向が見られているとしている。表2-1の上段は、林（2013）が整理した内容であり、下段に関しては、第3期から第4期の改訂及び、第4期と第5期の改訂について、この類型化に従って筆者が加筆したものである。特に第3期から第4期、第5期への改訂に関して、集落連携加算や広域化加算の拡充は集落間連携の強化や拡大志向に沿った変更と考えられる。また、若者や女性の参画を促す仕組みの導入や体制整備要件の集落戦略策定への一本化はより多くの人を巻き込んで集落の将来像を話し合うことに繋がるため、ビジョンの長期化に沿った変更であると考えられる。

また、林（2013）では集落運営の予見性を高めることや、経営の長期安定化もビジョンの長期化として組み込んでおり、超急傾斜地における加算措置の追加や、交付金返還措置の軽減、サポート体制の明記、生産性向上加算、集落機能強化加算の追加が、経営の長期安定化に相当し、集落戦略の将来像が10~15年後から6~10年後へ変更されたことは予見性を高めることに相当していると考えられる。集落戦略の将来像が10~15年後から6~10年後へ変更されたことは、一見ビジョンの長期化と矛盾しているような印象を与えるが、林（2013）ではビジョンの長期化を長期的視点の重視としているため、将来像実現をより確実なものとするためのこの変更は、ビジョンの長期化と整合するものとする。

註¹⁵ 農林水産省（2019）「中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の最終評価」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-22.pdf（2021年12月30日参照）

註¹⁶ 農林水産省（2021）「中山間地域等直接支払制度をめぐる事情とこれまでの経緯」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_daisan_5ki/attach/pdf/2-3.pdf（2021年12月30日参照）

表 2-1 直払制度の変化の方向とその類型

	第 1 期から第 2 期への変化	第 2 期から第 3 期への変化
拡大志向	・ 集落協定締結要件の緩和	
ビジョンの長期化	・ 法人設立加算の創設 ・ 集落マスタープランの義務・明確化	・ 集落協定締結要件の緩和 ・ 小規模高齢化集落支援加算の創設 ・ 集团的サポート型の創設
集落間連携の強化		・ 小規模高齢化集落支援加算の創設 ・ 集落連携促進加算の創設
	第 3 期から第 4 期への変化	第 4 期から第 5 期への変化
拡大志向		・ 広域化加算の拡充
ビジョンの長期化 予見性の向上 長期的経営の安定	・ 女性・若者の参画を促す仕組みの導入 ・ 超急傾斜地における加算措置の追加 ・ 交付金返還措置の軽減 ・ 地域営農体制緊急支援試行加算の新設（令和 1 年度のみ）	・ 体制整備要件の集落戦略策定への一本化 ・ 集落戦略の将来像が 10~15 年後から 6~10 年後へ ・ 農業生産活動維持のためのサポート体制の明記 ・ 生産性向上加算，集落機能強化加算の追加 ・ 交付金返還措置の軽減
集落間連携の強化	・ 集落連携加算を拡充し，集落連携・機能維持加算へ変更	・ 広域化加算の拡充

資料：林（2013）の表 1 を基に筆者加筆。

そのため，第 4 期以降もこの拡大志向，ビジョンの長期化，集落連携の強化という方向性が維持されていると考えられ，集落連携による協定拡大の促進や，将来にわたって安定的な経営を実現するべく，生産活動等のサポートや，集落からの自発的な行動を促すような改訂が為されている。集落協定の締結要件に関しても，表 2-2 に示すように，林（2013）以降の改訂においても条件が緩和され，第 4 期では一団の農用地の面積要件が廃止された。これによって集落協定が締結しやすい方向へと変化していることが分かる。

特に第 5 期における改訂の柱である，体制整備活動の集落戦略策定への一本化は，既定の要件に集落が従うのではなく，集落が主体的に活動を決定するようにすることで，集落の活動における地域の裁量を拡大し，集落からの自発的な行動を促すためであると考えられる。このような流れの中で，第 4 期の集落戦略やそれまでの集落マスタープランでは，想定する集落の将来像は 10~15 年後であったのが，第 5 期では 6~10 年後に変更されたことは，集落

の活動計画をより具体的に立てることを促しており、第 5 期から集落の自発的活動が益々求められるようになったと考えられる。

表 2-2 集落協定の締結要件の変化

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
締結単位	(複数の) 一団の農用地	地域の実情に即した適切な範囲			
一団の農用地	農用地面積が 1ha 以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が 1ha 以上のもの	農用地面積が 1ha 以上の団地または農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数団地の総面積が 1ha 以上			面積要件は廃止
営農上の一体性	一団の農用地を構成するすべての団地が、3 つ（第 2 期は 4 つ）の条件のいずれかを満たす場合	(廃止)			

資料：林（2013）の表 2 を基に筆者加筆。

2) 研究の背景と調査の目的

直払制度の利用には、複数の農業者等で集落協定を締結するか、認定農業者等が農地の所有者と利用権の設定や農作業受委託を受ける形で個別協定を締結して活動に取り組む必要がある。その中でも本章では、集落ごとに締結され、集落ぐるみの活動が求められる集落協定に着目する。調査地の玉山地域における集落協定の概要は次節で詳述するが、協定の特徴として、表 2-3 で示すように、岩手県平均や都府県平均と比較しても人数や面積の面で小規模であるという点があげられる。

集落協定の規模に関する既往研究の中で、山浦・小田切（2005）は、集落をまたいだ広域協定では共同取組活動といった交付金使途の積極性が見られることや、広域協定は小規模集落を含んでおり、小規模集落への広域的支援の性格も持っていることが指摘している。また、山浦（2007）では広域型の協定で積極的な取り組みが行われていると指摘したのに対し、米澤・武内（2006）では、小規模な集落協定では協定の継続が困難であることを指摘している。

保永（2016）では、協定面積の拡大を集落マスタープランの共同活動として選択した場合、および体制整備単価を受け取る為に協定面積の拡大を実行した場合に、更なる拡大のために新規の人員や農用地を取り込む意向に着目している。集落協定の統合自体は、集落マスタープランにおいて農地保全に関する共同推進項目として、「協定面積の拡大」を選択する方向には影響しないものの、非農業者の参加や交付金の配分、協定規模などが重要な要因であ

表 2-3 平均協定規模の比較

	人数		面積 (ha)	
	4 期	5 期	4 期	5 期
玉山地域	8.9	9.5	6.5	7.4
岩手県	27	31	20	22
都府県	23	22	13	14

註：第 4 期は平成 27 年度，第 5 期は令和 2 年度の値を用いた。

資料：農林水産省（2015）「平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況報告書」，農林水産省（2021）「令和 2 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況報告書」，盛岡市提供資料「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」2015 年度，2020 年度より筆者作成。

ること，また，地域における人的資源の賦存状態や農地条件の不利性といった制約条件も影響していると指摘している。

集落協定の規模に関しては以上のような知見が得られているものの，これらはいずれも第 4 期以前ののものであり，体制整備要件が第 3 期，第 4 期と比べて大きく変化した第 5 期に対する研究は，第 5 期が開始されてから間もないこともあり，非常に限られている。そこで，本章の目的として，制度の第 5 期対策への変更点が直払制度の対象となる集落にどのような影響を与えたのかを考察すると共に，集落協定の規模ごとの特徴を捉えることで，玉山地域における小規模な集落協定が多いという現状や，合併・拡大の可能性について考察を行いたい。

2. 調査の対象と方法

1) 玉山地域の集落協定の概況

本章の調査では資料を用いた分析と聞き取り調査を用いた調査の 2 点を実施する。資料分析は玉山地域の全集落協定を対象とし，聞き取り調査は資料分析の結果より特徴的な 5 協定を対象とした。玉山地域の集落協定の資料分析には，各協定が各期の開始時に盛岡市に提出する多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請書と，各年度の終了時に提出している収支報告書を用いた（以下，協定資料と記す）。この協定資料に基づき，第 4 期から第 5 期にかけての玉山地域における協定の概要を説明すると，個別協定を含む全協定数は，第 4 期では 29，第 5 期では 28 であった。集落協定と個別協定の内訳は，第 4 期が集落協定 27，個別協定 2，第 5 期は集落協定 24 と個別協定 4 である。集落協定は 3 協定減少しており，その理由は近隣の協定との合併や制度の利用中止であった。一方，個別協定が増加した理由は，法人化による新規協定の設立であった。

次に，本章で分析対象とする第 4 期・第 5 期の集落協定の概要を表 2-4 に整理した。表 2-4 の詳細に関しては第 3 節で説明を行うため，第 2 節では第 5 期の集落協定の概要を述べる

に留める。まず、人数に関して増加した協定は4つ、減少した協定は7つであった。また、面積に関しては増加した協定が5つ、減少した協定が4つであった。また、急傾斜率に関しては面積が大きい、ないし人数の多い協定の方が低いという傾向が見られた。また、協定資料を用いた分析では、協定の規模に着目するため集落協定の人数と面積を指標として玉山地域の集落協定を類型化し、その特徴について年齢構成および集落活動や交付金利用の観点から分析したが、この結果は第3節で示す。

表 2-4 玉山地域の集落協定の規模

	人数 (人)			協定面積 (a)			傾斜率 (%)
	4期	5期	増加率 (%)	4期	5期	拡大率 (%)	
L1	22	20	-9.1%	1,037	945	-9.0%	100.0%
L2	18	17	-5.6%	1,025	1,025	0.0%	100.0%
L3	17	17	0.0%	1,468	1,468	0.0%	92.0%
L4	15	23	53.3%	1,057	1,614	52.7%	90.2%
L5	18	17	-5.6%	1,790	1,870	4.5%	94.3%
L6	12	13	8.3%	1,427	1,866	30.8%	10.7%
大規模平均	17	17.8	4.9%	1,300	1,464	12.6%	76.7%
S1	14	13	-7.1%	797	770	-3.4%	100.0%
S2	6	6	0.0%	225	225	0.0%	100.0%
S3	4	4	0.0%	112	112	0.0%	100.0%
S4	4	4	0.0%	323	323	0.0%	100.0%
S5	3	3	0.0%	192	192	0.0%	100.0%
S6	5	-	-	318	-	-	-
S7	8	-	-	321	-	-	-
S8	7	6	-14.3%	660	660	0.0%	100.0%
S9	11	11	0.0%	908	908	0.0%	100.0%
S10	2	2	0.0%	208	208	0.0%	100.0%
S11	10	10	0.0%	495	495	0.0%	88.1%
S12	12	12	0.0%	837	837	0.0%	100.0%
S13	2	-	-	195	-	-	-
S14	7	7	0.0%	261	261	0.0%	100.0%
S15	2	-	-	221	390	76.5%	-
S16	-	2	-	296	296	0.0%	100.0%
S17	9	10	11.1%	707	707	0.0%	100.0%
S18	2	3	50.0%	471	773	64.1%	88.1%
S19	8	8	0.0%	387	387	0.0%	100.0%
S20	5	4	-20.0%	608	563	-7.4%	100.0%
S21	7	6	-14.3%	791	788	-0.4%	100.0%
小規模平均	6.4	6.5	2.0%	451	494	9.4%	94.0%

註 1：増加率及び拡大率は（第 5 期の数値－第 4 期での数値）/第 4 期の数値で算出した。

註 2：傾斜率は第 5 期の数値を用いて、急傾斜地面積/協定面積で算出した。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

2) 聞き取り調査の対象と方法

協定資料の分析から明らかとなった特徴的な集落に対する聞き取り調査を行った。具体的には、L4 集落協定、S8 集落協定、S6 集落協定、L6 集落協定、S21 集落協定の 5 つである。

個々の協定について対象とした理由を述べる。まず、L4 集落協定は、第 5 期に入ってから S7 集落協定と合併の動きが見られたことがあげられる。また、S8 集落協定は、合併を行った S7 集落協定とは丘陵地を挟んでいるものの、同じ日戸地区に位置しており、地理的に近いものの、合併は行わなかったという特徴がある。また、第 4 期の S8 集落協定の面積は 660a であり、S7 集落協定の約 2 倍であるが、いずれも小規模である為、S7 集落と S8 集落を比較することで、合併に至る要因を分析、考察することが目的である。そのため、L4 集落協定と S8 集落協定の場合、合併及び拡大の経緯や展望について質問を行った。

S6 集落を対象にさせていただいた理由は、第 5 期から制度の利用を中止したため、その原因を分析することとともに、制度の有無による影響を考察することであり、直払制度の利用を中止した理由と影響について質問を行った。

L6 集落協定を対象にさせていただいた理由は、玉山地域の集落協定の中でも緩傾斜の割合が突出して高く、また、第 5 期からは集落協定に法人を組み入れていることが特徴である。この集落協定を対象にすることで、集落における法人の役割について直払制度との関連で分析、考察するためである。そのため、法人化の経緯やその影響、および展望に関する質問を行った。さらに、L6 集落協定の近隣の協定として、S21 集落協定にも聞き取り調査をさせていただいた。その理由は、両集落協定は岩手山麓の戦後開拓地に位置しているのに対し、先に挙げた L4 集落協定、S8 集落協定、S6 集落協定は姫神山側に位置するという地理的・歴史的な違いも考慮してのことである。

また、対象集落協定への共通の質問項目として、制度の変化による影響を捉えるための、直払制度の更新や利用による集落活動への影響といった項目の他、第 4 期終了時の評価で課題とされている、耕作放棄地対策や事務作業の煩雑さなどである。その他、直払制度の長点や改善点の評価を行った。

3. 分析結果

1) 協定資料の分析結果

(1) 規模による集落協定の類型化と特徴

協定資料をもとに、協定規模ごとの特徴を捉えるため、集落協定の人数と面積の 2 つの指標を使って協定を類型化することとした。第 4 期と第 5 期の各集落協定の人数と面積の関係をプロットしたのが図 2-1、図 2-2 であるが、ここから分かる大まかな傾向として、より小規模、すなわち原点に近いほど協定が密に分布しており、大規模になるほど協定が離散的

に分布している。特に、第5期の分布を見ると、その傾向が強くなっている。

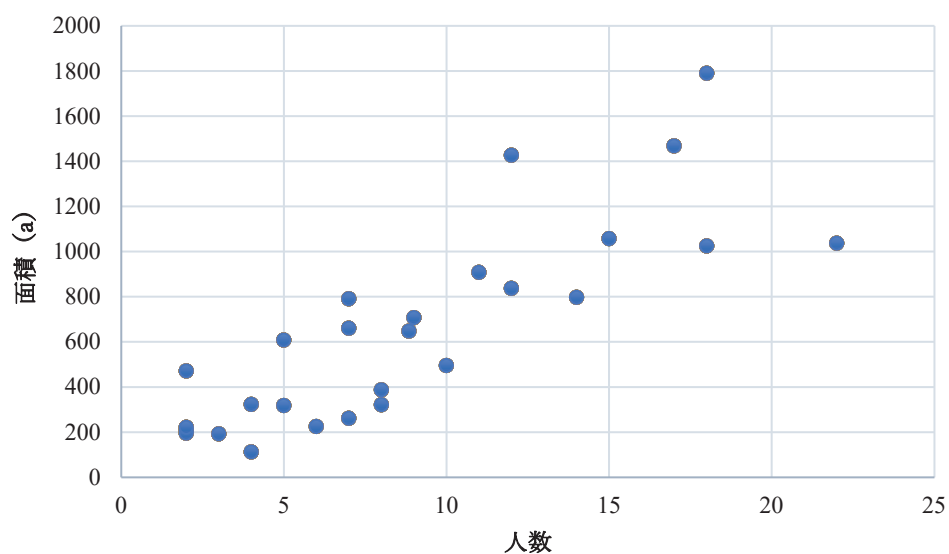


図 2-1 第4期開始時（2015 年）の玉山地域の集落協定の人数と面積

註：L6 集落協定に関しては 2019 年度のデータを用いた。

資料：集落協定の申請書より筆者作成。

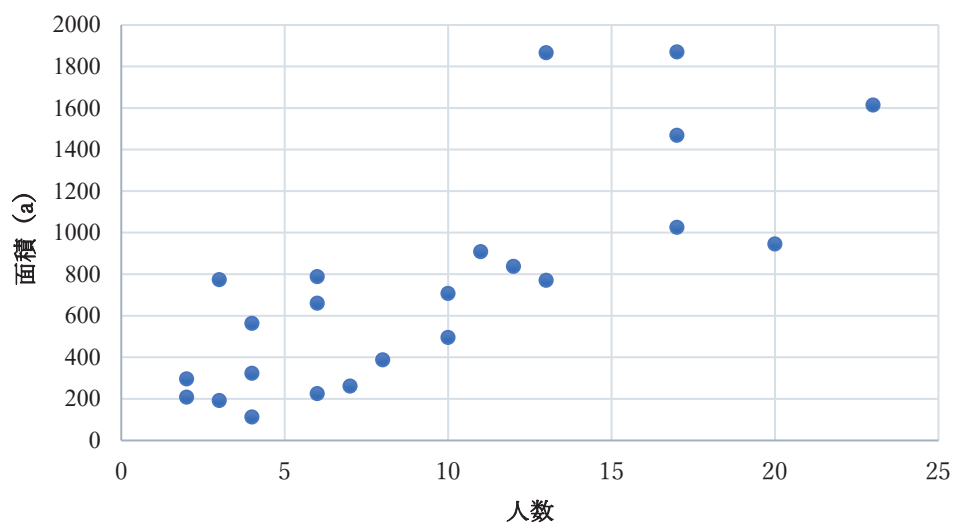


図 2-2 第5期開始時（2020 年）の玉山地域の集落協定の人数と面積

資料：集落協定の申請書より筆者作成。

本章では、プロットされた図から、協定の規模を区分するための視覚的に分かりやすい基準として、協定面積が 1,000a 以下かつ人数 15 人以下である協定を小規模協定，それ以上を

大規模協定とすることとした¹⁷。この基準を用いると、両期間とも大規模協定に該当するのは、L1 集落協定、L2 集落協定、L3 集落協定、L4 集落協定、L5 集落協定、L6 集落協定の 6 つであり、これらの協定の人数と面積の合計は第 5 期の全協定の約半分を占めている。以降の分析では、主に大規模協定と小規模協定の各要素の平均を比較することで両者における一協定あたりの差を明らかにしたい。

まず、表 2-4 に対象集落協定的人数、協定面積、傾斜率を示す。大規模協定については、平均値でみると、人数、面積ともに増加しており、特に面積の増加率の方が高いことから、一人当たりの面積も増加しているように見える。しかし、個々の協定を見ると人数で大きな変化があったのは、合併が行われた L4 であるが、合併が行われた L4 を除くと、人数は減少傾向にある。面積の場合、L1 では減少しているものの、残り 5 つのうち、L2 と L3 は変化していない。そして、L4、L5、L6 では拡大の動きが見られた。

次に、小規模協定に関しては、平均値を見ると面積、人数共に若干の増加傾向にある。また、個々の協定を見ると、人数が 1 人減少した協定が 4 つと、1 人増加した協定が 2 つあり、制度の利用をやめた、ないし他協定と合併したことによって集落協定として存在しなくなったものは 3 つ¹⁸¹⁹であった。面積について、減少した協定は 3 つあるが、いずれも減少率は 10%未満となっている。それに対し、拡大した協定は S15 集落協定と S18 集落協定の 2 つであるが、増加率がいずれも 60%を超え、緩やかな減少と急激な拡大の対比が見て取れる。また、人数がいずれも 2 人と少ないのが特徴的である。

また、第 4 期と第 5 期の間ではなく、第 4 期中に顕著な拡大の傾向が見られた集落として、L4 集落協定、S7 集落協定、S15 集落協定、S18 集落協定が挙げられる（表 2-5）。

L4 集落協定では、段階的な拡大が見られた。また、L4 集落協定と合併した S7 集落協定でも、第 4 期中の若干の拡大が見られた。S15 集落協定も段階的に拡大した。次に、S18 集落協定では、第 4 期終了時に第 5 期開始時と同じ面積まで拡大していることから、拡大が一気になされたことが分かった。S18 集落協定は、聞き取り調査を行った L6 集落協定と地理的に近いことから、聞き取り調査結果を踏まえた考察を後述する。逆に、第 4 期から第 5 期の間で面積が減少した集落協定の内、第 4 期の期間中に減少した協定は存在しなかった。

ここまでのことを整理すると、大規模協定においては、第 4 期から第 5 期にかけて、合併が行われた協定以外では、緩やかな人数の減少および面積の増加という傾向が見られた。一方、小規模協定においては、ほとんどの協定で変化が無いものの、人数、面積共に減少した協定と面積が急速に拡大した協定が存在しているということが明らかになった。また、第 4 期期間中の拡大はいずれの規模累計でも為されたことが分かった。そこで、協定人数、協定面積の各要素をより細かく分析するため、人数に関しては年齢構成に、面積に関してはその

註¹⁷ 協定面積について 1,000a を基準とした妥当性としては、新潟県の集落協定を対象とした米沢・武内（2006）でも同様の基準が用いられている点があげられる。

註¹⁸ そのうち S7 集落に関しては L4 集落協定と合併しており、S6 集落は制度の利用を中止した。

註¹⁹ S13 集落協定に関しては、詳細な情報を得ることができなかったため、利用中止の理由は不明である。

地目や傾斜，着目してさらに分析を行った。

表 2-5 第 4 期中に拡大の動きが見られた集落協定

面積 (a)	4 期開始時	4 期終了時
L4	1057	1130
S7	321	326
S15	221	234
S18	471	773

資料：4 期開始時の面積は集落協定の申請書，4 期終了時の面積は第 4 期の収支報告書より筆者作成。

（２）協定の規模と構成員の年齢構成の特徴

まず年齢構成に関しては，年齢層を以下の 3 つに分けて分析した。すなわち，65 歳以上を高年齢層，50～64 歳を中年層，50 歳未満²⁰を若年層と区分し，総協定人数に占める各年齢層の割合を各々高齢率，中年率，若年率と記すことにした。高齢化やこれからの担い手に着目し，高齢率と若年率を主に分析する。表 2-6 に大規模と小規模協定の高齢率，中年率，若年率を示した。特徴的な点として，大規模協定全体と小規模協定全体の高齢率に大きな差が見受けられないものの，若年率は大規模協定の方が若干高いことが挙げられる。そのため，高齢化の問題は協定の規模に関わらず存在していると共に，大規模協定の方が後継者を確保できている傾向が見られる。

表 2-6 類型ごとの年齢構成

	高齢率	中年率	若年率
大規模平均	59.8%	30.8%	9.3%
小規模平均	58.6%	35.1%	6.3%

註 1：高齢は 65 歳以上，中年は 55～64，若年は 50 歳未満を指す。

註 2：各年齢構成率は，各協定の該当する人数の合計/類型ごとの総人数で算出した。

註 3：人数及び年齢構成は第 5 期のものを用いた。

資料：集落協定の申請書より筆者作成。

（３）協定の規模と地目・傾斜の特徴

また，傾斜に関しては，協定面積に占める急傾斜地（1/20 以上）の割合を本章では急傾斜率と定義する。規模区分に関わらず，L6 集落協定（10.7%）を除く，全集落協定の急傾斜率は，88.1%から 100.0%と高いため，急傾斜率が低い地域で大規模協定が多いというわけでは

註²⁰農林水産省の農業次世代人材投資事業にて 49 歳以下を次世代としているため，これに倣った。

ないと考えられる。また、地目に関しては、第4期のS6集落協定の草地68%を除いて、第4期、第5期共に全ての協定で田が100%となっている。

（４）集落活動や交付金の利用の特徴

次に、集落の活動の実態を捉えるべく、集落協定記載の集落の活動や、交付金の観点から分析する。集落の活動に関しては、多面的機能を増進する活動以外の項目では、ほぼすべての集落協定で同じ項目を第4期と第5期共に選択しており、集落ごとの差がほぼないため、玉山地域全体の傾向として分析する。

農用地の管理方法に関しては、農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会の斡旋を受けることと、集落協定参加者が協定内容に従って管理することを選択している。また、水路や農道に対しては協定参加者全員による泥上げ、草刈りや、申し合わせ事項による定期的な除草等を選択している。

集落における将来像については、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築を選択している。農業生産活動等として取り組むべき事項としては、耕作放棄されそうな農用地の利用権設定や農作業委託、法面の崩壊防止のための担い手を中心とした定期的点検を選択していた。

将来像を実現するための目標と活動計画としては、ほぼ全ての集落協定において共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備が選択していたが、S8集落協定は、第4期、第5期共に、担い手への農作業の委託も選択していた。

集落協定において最も違いが見られた多面的機能を増進する活動以外の項目は、堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等であり、第5期の全集落協定が取り組んでいた。次に、景観作物の作付けが12集落協定でなされていたが、どの集落協定も第4期からの継続であった。大きな変化が見られたのは周辺林地の下草刈りで、第5期からS8集落協定とS9集落協定で新たに始められた。一方で、S10集落協定とS12集落協定はその取組を中止していた。

交付金について、その支給基準が面積当たりの金額であるため、面積が大きい協定は、交付総額が大きい。具体的な交付金の変化を捉えるため、1人当たりの交付金を算出し、その傾向を分析した。

1人当たりの交付金に着目すると、集落によってばらつきがあり、図2-3、図2-4にも見られるように集落規模との強い相関も見られない。しかし、類型ごとの平均値は、大規模協定の方が小規模協定よりも少ない（表2-7）。これは、1人当たりの農地面積は大規模協定の方が大きい、面積当たりの交付額が少ないためと考えられる。

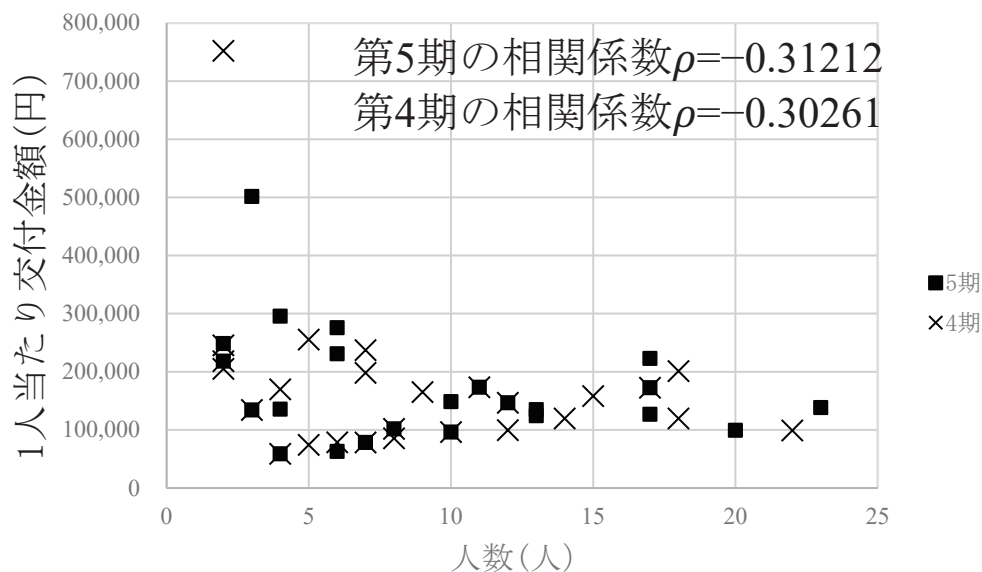


図 2-3 一人当たり交付金と人数の分布と相関係数

註 1：交付金額の第 4 期は令和元年度のものを、第 5 期は令和 2 年度のものをういた。

註 2：人数は、第 4 期は平成 27 年度のものを、第 5 期は令和 2 年のものをういた。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

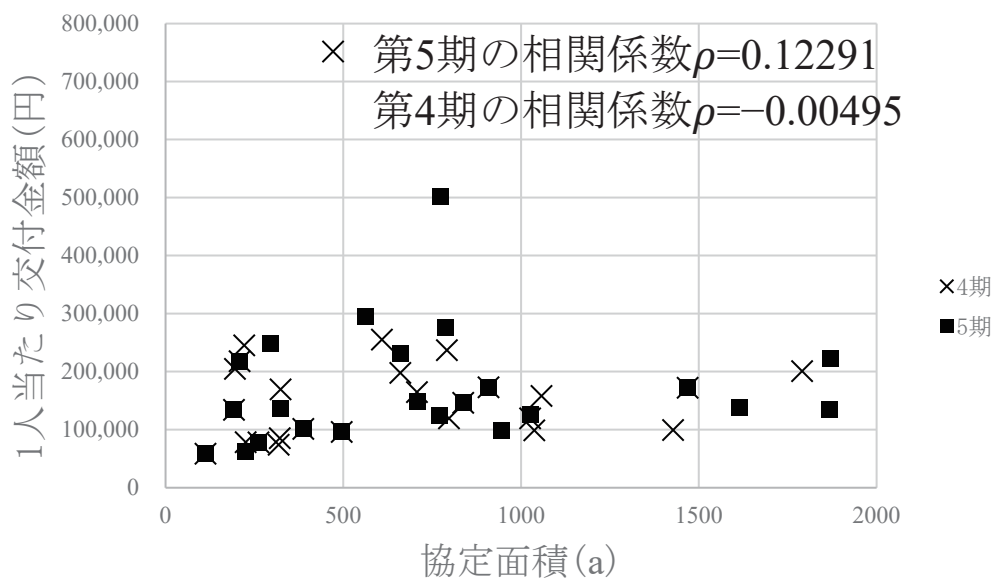


図 2-4 一人当たり交付金と協定面積の分布と相関係数

註 1：交付金額の第 4 期は令和元年度のものを、第 5 期は令和 2 年度のものをういた。

註 2：人数は、第 4 期は平成 27 年度のものを、第 5 期は令和 2 年のものをういた。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

表 2-7 第 4 期と第 5 期の一人当たりの交付金

	4 期	5 期
大規模平均	141,679	147,612
小規模平均	147,131	154,241

註 1：交付金額の第 4 期は令和元年度のを、第 5 期は令和 2 年度のをを用いた。

註 2：人数は、第 4 期は平成 27 年度のを、第 5 期は令和 2 年のをを用いた。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

また、面積当たりの交付金の観点から特徴的な集落協定として、第 5 期に面積当たりの交付金額が 1,680 円/a の協定が挙げられる。これらは 8 割単価であり、体制整備要件、すなわち集落戦略の策定を選択しなかったということになる。

2) 聞き取り調査の結果

聞き取り調査の結果を表 2-8 および表 2-9 にまとめる。大規模、小規模協定の共通点として、制度の更新による変化が見られなかったことや、耕作放棄が存在しないこと、後継者の確保が課題となっていることが挙げられる。また、相違点としては法人化や拡大志向の展望、事務作業の煩雑さに関する指摘は主に大規模協定から挙げられたものであった。また、直払制度の農業経営に占める比重が大きかったのは主に小規模協定であった。

これらの観点に関する詳細な考察は次節で行う。以下に個別の協定の聞き取り調査の詳細な内容を示す。

表 2-8 聞き取り調査の結果

		L4	S8	S6
		大規模協定	小規模協定	
集落活動の変化		特に見られなかった		
集落での話し合い		COVID-19 の影響で頻繁には行えていない。主に役員による話し合い。	共同で事業を行う必要が生じるごとに声かけの形で実施	携帯でのコミュニケーションに加え、日常の顔合わせで十分
耕作放棄地 対策	耕作放棄地の有無	耕作放棄は存在していない		
	土地の管理や利用について	生産に有利な土地を優先的に整備	土地は荒れさせないように意識	制度の利用を中止してから地目が田以外へ変化した
事務作業の煩雑さ		特に煩雑さを感じていないものの、関連する書類等の管理や入力が負担になっている	特に煩雑さは感じていない	—
個別に質問した項目	項目の内容	合併に関して		直払制度の利用中止に関して
	項目に関する詳細	合併の経緯としては、元々 L4 の法人が S7 の農地を借りて耕作していたことであった。また、合併後 S7 の土地の整備を L4 が行った	合併を行いたいが、自分達だけでは難しい	代表を継ぐ人が現れなかったため直払制度の利用を中止。
制度の評価	評価点	—	農業経営に必須	農業経営の補助になっている
	改善点	田以外の地目の交付金の向上	—	制度の要件を満たしやすくする 定住への支援も行う
今後の展望		他協定と共同で仕事を行いながら、法人として日戸地域を一体化	今後のことは不透明であるが、副業などにも取り組んでいく	今後の展望は不明であるが、現在の管理を継続

資料：各協定への聞き取り調査を元に筆者作成。

表 2-9 聞き取り調査の結果

		L6	S21
		大規模協定	小規模協定
集落活動の変化		特に見られなかった	
集落での話し合い		COVID-19 の影響で会合は行えていない。農道や水路は基本的に個人で管理している。	
耕作放棄地対策	耕作放棄地の有無	耕作放棄は存在していない	
	土地の管理や利用について	崩れた土地を直して牧草地や転作畑に整備	
事務作業の煩雑さ		支出の調整が煩雑	経理は担当の人に任せてうまくいっている
個別に質問した項目	項目の内容	法人化に関して	
	項目に関する詳細	元々土地を集積する為に法人を設立	経営や経理の観点から法人設立は難しい
制度の評価	評価点	—	—
	改善点	集積した土地を外部に貸し出せない	周知をもっとして欲しい
今後の展望		田や圃場を拡大して貸しやすくするべく、合意形成を行なっていく	

資料：各協定への聞き取り調査を元に筆者作成。

(1) L4 集落協定

表 2-10 L4 集落協定の協定内容

		第 4 期			第 5 期		
面積	計	1,057a			1,614a		
	地目	田	畑	草地	田	畑	草地
	急傾斜	100%	-	-	90%	-	-
	緩傾斜	-	-	-	10%	-	-
交付金額	個人配分	35.0%			35.0%		
	共同取組活動	役員手当・事務費		4.6%	役員手当・事務費		3.5%
		マスタープラン実現経費		-	マスタープラン実現経費		-
		共同取組活動に要する経費		43.2%	共同取組活動に要する経費		32.8%
		農用地の維持管理費		17.2%	農用地の維持管理費		28.8%
		その他		-	その他		-
参加者	農業者	15 人			23 人		

註：参加者について，法人や農業生産組織はいない。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

L4 集落協定の概況を表 2-10 に示す。第 4 期から第 5 期にかけての制度の変化による活動の変化は，特になかったということであった。また，高齢化に伴い，集落内の役割を担う主体が必要であり，その継承や委託が必要であるとのことだった。

集落での話し合いは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で頻繁にできていないものの，通常の集落での話し合いに関しては，共同作業などで集まった時に，必要に応じて会議を設けているとのことであった。しかし，集落の中でも直払制度の対象となる農用地が一部であるため，集落全員での話し合いは行うことは難しいとのことであった。また，集落全員による話し合いよりも，住民の声や要望を把握している役員らの間で，話し合いを行う方が，意見が出やすいとのことであった。

耕作放棄地は，第 1 期の直払制度の開始時からなく，石が多い土地や湿地は，自己保全管理地として草刈りなどの管理はしているものの，生産性の高い土地への転換は難しいと指摘された。また，土地の整備に関連して，土砂崩れで荒れた土地は，一部自力で復旧したとのことである。総じて，土地管理は生産に有利な土地を優先しており，多大な管理を必要とする土地は，優先度が低くなるとのことだった。

事務作業の煩雑さについて，代表者は，書類の様式に応じた項目の記入には，煩雑さを感じていないものの，口座の伝票様式や，交付金の管理，日報の打ち込みなどは煩雑であり，

代表者のみパソコンでの作業が可能であることから、代行してくれる人がおらず、自身の農業経営の忙しさも考えると負担になることもあるとのことだった。

S7 集落協定との合併に関しては、第4期から第5期の制度の変化に対応するために行われたわけではなく、これまで行われてきた農地集積の延長上であるとのことであった。また、合併の経緯に関しては、元々L4 集落協定の代表の方が代表取締役を務めている、X 法人が畑を借りて耕作しており、水田の耕作はS7 集落協定で行ってもらっていたが、高齢化や後継者不足により集落協定として活動を継続することが難しくなったため、水田もX 法人が借りて耕作するようになったとのことだった。合併後、S7 集落の条件不利な農地整備を、重機を有しているL4 集落協定が独自に行っているとのことであった。また、そもそも日戸地域の中で分離した集落協定として存在していた理由として、田や直払制度の対象となる傾斜地が不連続であることが挙げられていた。

集落の今後のビジョンとしては、これまでやってきた保全活動を継続しつつ、有機栽培や生産性の向上に取り組んでいくとのことであり、特に後継者不在の状況で農業一本の経営は厳しいため、他協定と共同で仕事を行っていくとのことであった。また、主要な担い手であるX 法人は、将来的には日戸全体を合併したいと考えており、また高齢化に伴って、合併が無理なく為されるのではないかとのことであった。また、法人としての土地利用は、貸借によって柔軟に対応しながら、今後は地権者より耕作者への配分を重視していきたいという考えであった。

最後に、制度の評価としては、コメ価格の低下による水田から畑への転換を行う際に、交付単価が低くなる点や、地目によって交付条件となる傾斜度が違い、畑へ転換すると交付対象から外れてしまう点が障害になっているとのことだった。

(2) S8 集落協定

S8 集落協定の概況を表2-11に示す。まず、集落の活動の変化に関しては、こちらも特に変化は無かった。また、多面的機能増進のための活動として新たに追加された周辺林地の下草刈りに関しては、熊や猪、鹿などが出るようになったため、獣害対策として始めたという。

集落での話し合いに関しては、最初は定期的に行っていたものの、今は草刈りや砂利敷、排水整備といった事業の必要性が生じるごとに声かけの形で行われているという。また、人数が6人と少ないため、話はすぐにまとまるとのことであった。

耕作放棄に関しては、第1期の利用開始時から発生していないという。先祖からの土地は荒れさせないよう意識しているとのことだった。

事務作業の煩雑さに関しては、小規模な集落協定なので手書きで行っているものの、特に煩雑さは感じていないという。また、過去の制度改正で特に大きな影響があったと感じたものは、第5期の返還規定の緩和であり、耕作放棄地発生による遡及返還の対象が全農地から耕作放棄農地のみに変わったことで、心理的に楽になったとのことであった。

表 2-11 S8 集落協定の協定内容

		第 4 期			第 5 期		
面積	計	660a			660a		
	地目	田	畑	草地	田	畑	草地
	急傾斜	100%	-	-	100%	-	-
	緩傾斜	-	-	-	-	-	-
交付 金額	個人 配分	45.0%			45.0%		
	共同取 組活動	役員手当・事務費		5.1%	役員手当・事務費		5.1
		マスタープラン実現経費		-	マスタープラン実現経費		-
		共同取組活動に要する経費		12.6%	共同取組活動に要する経費		37.4%
		農用地の維持管理費		37.3%	農用地の維持管理費		12.5%
		その他		-	その他		-
参加者	農業者	7 人			6 人		

註：参加者について、法人や農業生産組織はいない。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

また、L4 集落協定と S7 集落協定が合併したことに關しては、受け入れてくれるところがあれば、できれば合併を行いたいが、高齢化で難しいことに加え、自分達だけでは決められないということで難しいとのことであった。

今後のビジョンに關しては、率直にいうと 10 年後のことは不明で、第 5 期の 5 年を続けられるかどうかとのことだった。基本的に今後の活動内容は変わらないものの、農業だけでは生計が成り立たないため、副業にも取り組んでいくという。また、後継者不足のため、農地中間管理機構を通して外部に委託する可能性もあるという。

最後に、直払制度に対する評価としては、この制度がなければ生計が成り立たず、農業をやめていたとのことだった。

(3) S6 集落

S6 集落は、第 5 期に入ってから直払制度の利用を中止したため、表 2-12 には第 4 期時の集落協定の概況を示す。まず、直払制度の利用を中止した理由として、代表を継ぐ人が現れなかったということを挙げられていた。また、制度の利用を中止したことによって、これまで行っていた水路の泥上げや話し合いといった活動が中止されたということはなく、継続されているとのことである。

集落での話し合いに關しては、携帯電話でコミュニケーションを取っていることに加え、農業に關しては時期ごとにやることが決まっているため、日常の顔合わせで十分であり、草刈り等の共同作業は休日に集まって行うという。

耕作放棄に關しては、直払制度の利用を中止したからといってそれが増えたということ

表 2-12 S6 集落協定の協定内容

		第 4 期		
面積	計	318a		
	地目	田	畑	草地
	急傾斜	32%	-	39%
	緩傾斜	-	-	29%
交付 金額	個人配分	64.0%		
	共同取組活動	役員手当・事務費		2.7%
		マスタープラン実現経費		-
		共同取組活動に要する経費		33.3%
		農用地の維持管理費		-
		その他		-
参加者	農業者	5 人		

註 1：第 4 期で直払制度の利用を中断したため、第 5 期のデータはない。

註 2：参加者について、法人や農業生産組織はいない。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

はないものの、土地利用は変化し、かつて水田だった場所が豆の畑や牧草地になったとのことであった。

農地の維持のための後継者の確保や外部との連携に関しては、ほとんどの人が農作業の委託を行っているものの、他集落とは地理的に遠いため、合併に関しては考えたことがないとのことだった。また、後継者に関しては、候補となる人が都市部へ流出してしまうことが気がかりであるとのことだった。

集落の今後のビジョンとしては、今後の展望は不明であるが、今の管理を続けていくと共に、農地を徐々に林地に戻していくという。しかし、そうした林地の管理にもやはり後継者が必要ということで、悩んでいるとのことであった。また、後継者が現れた時のために、集落協定の代表を引き継げる準備はしているとのことだった。

制度に関する評価としては、「いい制度なのだけれども、人がいない」ということで、後継者さえいれば制度の利用を続けているとのことであった。また、制度に対する要望としては、制度の要件を満たしやすくすると共に、金銭的な支援に留まらず、定住を促進するような制度作りをして欲しいとのことだった。

（４）L6 集落協定・S21 集落協定

L6 集落協定と S21 集落協定の概況を表 2-13 と表 2-14 に示す。

表 2-13 L6 集落協定の協定内容

		第 4 期			第 5 期		
面積	計	1,427a			1,866a		
	地目	田	畑	草地	田	畑	草地
	急傾斜	3%	-	-	11%	-	-
	緩傾斜	97%	-	-	89%	-	-
交付 金額	個人 配分	68.9%			69.4%		
	共同取 組活動	役員手当・事務費		5.9%	役員手当・事務費		3.4%
		マスタープラン実現経費		-	マスタープラン実現経費		-
		共同取組活動に要する経費		25.1%	共同取組活動に要する経費		27.2%
		農用地の維持管理費		-	農用地の維持管理費		-
		その他		-	その他		-
参加者	農業者	12 人			12 人		
	法人	-			1 経営体		

註：参加者について、農業生産組織はいない。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

表 2-14 S21 集落協定の協定内容

		第 4 期			第 5 期		
面積	計	791a			788a		
	地目	田	畑	草地	田	畑	草地
	急傾斜	100.0%	-	-	100.0%	-	-
	緩傾斜	-	-	-	-	-	-
交付 金額	個人 配分	83.9%			77.2%		
	共同取 組活動	役員手当・事務費		3.7%	役員手当・事務費		3.8%
		マスタープラン実現経費		-	マスタープラン実現経費		-
		共同取組活動に要する経費		12.4%	共同取組活動に要する経費		19.1%
		農用地の維持管理費		-	農用地の維持管理費		-
		その他		-	その他		-
参加者	農業者	7 人			6 人		

註：参加者について、法人や農業生産組織はいない。

資料：集落協定の申請書及び収支報告書より筆者作成。

集落としての活動に関しては、どちらも特に変化はなかったとのことであり、集落の話し

合いも近年の COVID-19 の影響で行えておらず、来春こそは話し合いを行いたいとのことであった。また、L6 集落協定や S21 集落協定では、農道や水路は付近に農地を持つ個人による管理がなされているため、全員で一緒に活動をするのがあまりなく、交付金の個人配分が高めに設定されているとのことだった。

耕作放棄はないものの、法面が崩れるということがあり、崩れた土地を直して牧草地や転作畑に整備していたという。

事務作業に関しては、L6 集落協定では交付金を有効活用するための予算編成に苦勞することがあるとのことであった。また、S21 集落協定の代表の方は、経理を担当の人に任せてうまくいっているとのことだった。

L6 集落協定の特徴的な点として、第 5 期から協定に Y 法人が入っているという点が挙げられる。Y 法人の代表兼第 4 期に L6 集落協定の代表だった方の話では、Y 法人の協定への参加に関して、そもそも法人化した理由は農地集積であり、そのために近隣集落 (S16, L2) の農家も集めて法人化したという。また、集落協定に法人が入っている理由は、L6 集落協定としてまとめた際に、法人の土地が入っていたためであった。法人の目的としては、組合員から農地を借りて集積することであった。また、農作業を外部に委託しているが、今後の課題として、年間を通じた安定的な仕事の提供による雇用労働力の確保が挙げられていた。また、S21 集落協定の方では経理や経営の観点から法人化は難しいとのことだった。

集落の今後のビジョンに関しては、どちらの集落協定でも今までの活動を継続しながら、田や圃場を拡大して貸しやすくするということを目標にしており、モデルケースとして武道地区の構造改善事業が挙げられていた。そしてそのためには、所有権が入り組んでいる田を集積すべく、合意形成が必要とのことだった。また、後継者に関しては、S21 集落協定では確保できているものの、L6 集落協定ではできていないため、共同で助け合うグループでの農業を目標にしながら、元気なうちに後継者を確保したいとのことだった。

最後に制度に関する評価や要望については、過去に周知の後に協定参加者が大きく増えたということがあったため、制度の実施に対する周知を積極的にして欲しいということだった。

4. 考察

以上の結果をもとに、大規模協定と小規模協定の比較を行う。聞き取り調査を行った中では、L4 集落協定と L6 集落協定が大規模協定、S8 集落協定、S6 集落協定、S21 集落協定が小規模協定に該当する。

第一に、聞き取り調査結果から得られた大規模協定と小規模協定の共通点として、後継者の不足や高齢化、制度の更新による活動の変化が特にないことが挙げられる。高齢化に関しては、資料分析の結果からも明らかになったように、大規模協定と小規模協定の年齢構成に特に差がないことから、高齢化が協定の規模に関わらず進行している。そして、後継者に関しては、大規模協定の方がより確保できている傾向が見られるもの、それでも不足している

という状況である。

次に、活動内容に大きな変化が見られてなかったことについて、第5期が始まって間もない上に、COVID-19の影響で会合を設けることが容易ではない点や、集落戦略がまだ策定されていない点が理由として挙げられる。それに加え、どの集落協定でも、これまでやってきたことを今後も続けるという考え方であることも理由として考えられる。これまでやってきたことの中には農地の維持管理が含まれており、耕作放棄の発生防止や、農作業の外部への委託なども必要に応じて適宜行われていることが分かった。

第二に、大規模協定と小規模協定の相違点として、法人化と拡大志向が挙げられる。林(2013)では、過去の制度変化に現場が適応してきたことを指摘しており、法人化と拡大志向も制度への適応度合いで協定規模ごとに差があらわれた、または適応度合いが高い集落協定ほど、規模拡大に成功していると考えられる。大規模協定における法人の活動の共通点として、農地を集積しているという点が挙げられる。この農地集積も制度の方針である、拡大志向への適応に繋がっていると考えられるが、大規模協定の聞き取り調査で特徴的な点として、いずれも今後のビジョンとして規模拡大を挙げていたという点が挙げられる。対照的に、小規模協定では、集落協定の合併や農作業の委託を通じた地域の保全を将来のビジョンとしていた。また、協定規模と個別の農家の経営状況の関連は不明であるが、制度がないと経営が成り立たないという意見は、特に小規模協定から出たものであった。

これらのことから、法人を中心とした規模拡大志向のある経営体がいるところでは、協定も大規模化していくが、そのような担い手がいないところは、零細で高齢化していく耕作者のため協定の規模が小さいと考えられる。特に、小規模協定においては、協定に参加している農業経営体の直払制度の依存度が高く、経営の持続性リスクが高いということも見うけられた。

また、農業経営体の経営に関しては、聞き取り調査を行ったいずれの協定でも近年のコメ価格下落の影響を受けており、副業や転作作物の生産、放牧などの事業展開を検討、実施し、経営多角化を図っている。また、制度の利用を中止した協定で地目が田から田以外へ変化したり、制度の利用を継続している協定でも、稲作から他の作物に切り替えたいが、交付単価が障害になっていることから、直払制度で田の交付単価が高いことが稲作の継続要因になっているとも考えられる。

第三に、制度の利用に関しては、集落の中でも直払制度を利用している農家が一部であるとの話もあったため、対象農用地を所有する全ての農家が協定に参加している訳ではないという可能性も存在している。そのため、今後の制度の周知次第では、協定参加者の増加や協定農用地の更なる拡大が見込まれる。特に、S21集落協定では、農林水産省職員による告知の後に参加者が一気に増えたということがあった。それに加え、L6集落協定は第4期の最後の年から直払制度の利用を始めたとのことで、制度の対象であるにも関わらず、自身の農地が制度の対象となることを知らなかったため、利用してこなかったという可能性も考え得るためである。

また、ここで事例を示したのは岩手山麓の集落協定だが、この2つの集落協定に近いS18集落協定の第5期での大幅な規模拡大も、何かしらの告知がきっかけではないかと考えられる。また、岩手山麓の集落協定は多面的機能支払にも取り組んでいるとのことであり、姫神山麓の集落協定とは集落の経営に占める直払制度のウェイトが違うものと考えられる。特に、岩手山麓の集落協定の方が集落としての経営や活動の自由度が高く、新たな活動になげやすいのではないかと考えられる。

以上を踏まえて玉山地域における、小規模な集落協定が多く存在するという現状について、これは各集落協定において現状維持的な指向が存在しているためと考えられる。特に、大規模協定と比較して、小規模協定では個々の農業経営体の直払制度への依存度が高いため、現状維持的にならざるを得ないのではないかと考えられる。そして、こうした状況で合併や拡大の可能性について考えると、やはり大規模協定、もしくはそれに含まれる大規模経営体を起点とした農地や人の集積に繋がっていくのではないかと考えられる。もともと制度の目標として、集落間連携を促進することで協定を広域化し、まとまった資金を手に入れることで、新たな活動に繋げることが期待されている訳であるが、現状では規模が小さいために資金や人員がまとまらず、他の協定との合意形成等の合併に向けた活動に繋げにくいいため、合併を通した大規模化に踏み切れないという状況になっている。そのため、こうしたジレンマを解消するためには、個々の小規模協定だけでなく、大規模協定をはじめとした集落外部の力が必要なように考えられる。

5. おわりに

以上に資料及び聞き取り調査の結果を統合した考察を述べたが、協定の規模や活動はあくまで現状把握のための視点の1つである。調査からは、大規模協定を核とした集落協定の集積が進んでいくのではないかという可能性が考えられた。しかし、地理的にアクセスしにくい地域への対処に関しては、今後の研究の対象となるところである。

また、各集落協定の活動については、変化が見られるのは集落戦略を策定した後になるものと予想される。また、特に大きな活動の変化が見られるのは、経営やビジョンの観点から大規模協定であると考えられるが、どのような活動を行い、そうした活動の変化が集落や周辺の地域にどのような影響を与えるかについては未知数である。

次に、制度についての展望としては、やはり実際の利用者が制度を最大限活かすべく、本制度のみならず関連する制度に関しても、自治体等が周知を続けていくことが肝要であると考えられる。また、制度の内容については、第5期における改訂の評価は尚早であるものの、作付け品目や地目に関して、近年のコメ価格の低迷を踏まえると、稲作を重視し続けるのは長期的に難しいのではないかと考えられる。水田の多面的機能の観点からも議論すべき点ではあるが、多面的機能を維持しつつ、収益性も考慮していくことが重要になるのではないと思われる。

最後に、後継者不足に関しては、切実かつ普遍的な問題となっており、これが直払制度利

用の継続を妨げている側面があった。これに対しては、農業政策に留まらない対策が必要となるが、実際にどのような対策を取れば効果的に後継者が確保できるかに関しては未知な部分が多く、今後とも課題であり続けるように思われる。しかし、今回調査を行った玉山地域では、若い世代の農業者が育っているという事例もあるため、農地の継承を進めていけば、長期的な営農の継続や地域の活性化も可能になるのではないかと考えられる。

引用文献

- [1] 林謙介（2013）「中山間地域等直接支払制度の変遷と効果に関する考察」『農林業問題研究』49（2）:304-309.
- [2] 飯國芳明（2015）「日本型直接支払の系譜と今後の制度設計」『農業問題研究』46（2）:40-48.
- [3] 小田切徳美（2000）「中山間地域の現局面と新たな政策課題 一新基本法・直接支払政策導入下において」『農林業問題研究』35（4）:209-214.
- [4] 鬼頭功・淡路和則・三浦聡（2011）「大規模水田作経営における中山間地域の畦畔管理への対応」『農林業問題研究』49（3）:67-72.
- [5] 山浦陽一・小田切徳美（2005）「集落協定の諸類型と広域型協定の可能性―中山間直接支払制度次期対策との関連で―」『農政統計調査』55（1）:46-55.
- [6] 山浦陽一（2007）「中山間地域における広域的農業管理―新潟県の「広域型協定」を素材に―」『日本の農業』1-130.
- [7] 保永展利（2016）「中山間地域等直接支払制度の集落協定における共同の推進要因―島根県における地域マネジメント要素に着目して―」『地域学研究』46（1）:131-146.
- [8] 米澤健一・武内和彦（2006）「中山間地域等直接支払制度における集落協定の規模と農地の立地条件による類型化―新潟県旧十日町市における事例研究―」『農村計画学会誌』25（Special_Issue）497-502.
- [9] 農林水産省（2016）「平成27年度中山間地域直接支払交付金の実施状況」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_data/attach/pdf/index-6.pdf
（2022年1月19日参照）
- [10] 農林水産省（2021）「令和2年度中山間地域直接支払交付金の実施状況」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_data/attach/pdf/index-11.pdf
（2022年1月19日参照）

第3章 土地改良区の合併と運営体制・施設管理

甲斐 晴

1. はじめに

1) 研究の背景

玉山地域の農業を支える重要な要素の一つが水である。北上川の右岸側に岩手山、左岸側に姫神山をいただく玉山地域では、古くから北上川の支流等の河川や山あいのため池などを水源とする灌漑稲作がおこなわれてきたが、水源は必ずしも潤沢ではなかった。例えば、江戸時代に原野であった陣場地域に導水するために、船田堰が造成された（岩手県「いわての農業農村紙芝居」より）。

戦前・戦後にかけて、北上川右岸側の岩手山の東部山麓の原野の開拓が行われたが、この地域が戦後まで本格的な開拓を待たなければならなかった理由の一つも、北上川や雫石川よりも標高が高く水源が乏しかったことである。この開拓事業は国営岩手山麓開拓建設事業（1941～1968 年）とよばれ、戦中から計画されたものの、北上川水系松川支流の赤川の上流にある松尾鉦山よりの鉦毒水により、赤川および赤川合流後の松川、北上川の酸度が高く稲作に大きな影響を与えることと、岩手山麓には軍用地が広がっていたことから、本格的な開拓は戦後となった（岩手山麓事業誌）。戦後、岩手山の東部山麓とは北上川をはさんで対岸に位置する薮川地区の丹藤川に岩洞ダムを築造し、北上川を逆サイホンで横断し、直径 24m と国内最大級を誇る南北円筒分排水工で玉山方面の北部と滝沢村方面の南部に通水する一大事業として着手された。これによって、山麓周辺の岩手町、旧玉山村、旧西根町、滝沢村、盛岡市にまたがる水田約 3,000ha、畑約 5,000ha が整備され、その他を含めた約 1 万 ha の開拓を実現した（岩手県「水土里ネット岩手山麓」より）。この事業により、現在の玉山地域は水不足に困ることはほとんどない状態になったといわれている。

一方、北上川左岸側の姫神山側では、上述の岩手山麓開拓建設事業により岩洞ダム水系の水が比較的平地部分を潤すようになったほか、昔から姫神山側の山あいには築かれたため池や小河川等を利用した灌漑稲作も行われている。このような水源確保や建設後の水利施設の維持保全の努力の上に、現在の玉山地域の農業が展開している。

基幹的な農業水利施設の操作や維持管理の多くは土地改良区によって行われている。土地改良区とは土地改良法に基づき、土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織である。土地改良事業とは農業用排水施設の新設、変更、農地の整備等工事を伴う事業や、土地改良事業によって造成された施設の維持管理を指す。土地改良区の事業態様は、73%が維持管理主体で、基幹的な土地改良施設の約 60%を管理している。土地改良事業によって利益を受ける地区内の農業者は組合員として土地改良区に加入する必要がある、土地改良区が行う事業に要する経費を負担する。徴収される経費は賦課金と呼ばれる。

農林水産省によると、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷による農

家所得の減少など、社会経済情勢の変化により、土地改良区の中には管理体制や財政基盤の脆弱化に伴い、その役割や機能を十分に果たせなくなっているものもある。土地改良区の地区数等の推移を見ると、合併により土地改良区の数には年々減少している（表 3-1）。このように、土地改良区の組織運営基盤の強化が図られるよう、土地改良区の統合及び合併を推進していく動きが見られる（農林水産省，2012）。

表 3-1 土地改良区の地区数，面積，組合員数の推移

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
地区数(地区)	4,585	4,504	4,455	4,403	4,325
面積(万 ha)	253.5	253.0	251.4	249.8	248.1
組合員(万人)	359.2	356.9	353.4	350.5	346.0

註：データは 2021 年土地改良企画課調べ。

資料：農林水産省「土地改良区・土地改良事業団体連合会」より筆者作成。

東北地方の面積規模別土地改良区数と他地方のものと比較すると、3,000ha 以上の土地改良区が占める割合について、全国は 4.4%であるのに対して東北地方は 12.7%なっており（表 3-2），東北地方には面積規模の大きい土地改良区が多いことがわかる。

表 3-2 面積規模別土地改良区数

	50ha 未満	50～ 100	100～ 300	300～ 500	500～ 1000	1000～ 2000	2000～ 3000	3000～ 5000	5000～ 10000	10000 以上	計
北海道			5	2	10	16	13	18	5	4	73
東北 (岩手県)	11	24	69	64	72	64	25	30	12	6	377
関東	1	4	5	7	9	4	5	4	3	1	43
北陸	220	177	231	89	96	54	23	15	13	2	920
東海	41	45	83	42	48	28	19	24	4	1	335
近畿	84	35	72	33	36	25	4	6	5	2	302
中国四国	364	111	112	34	33	16	3	4	3		680
九州	295	148	207	70	84	36	17	6	6	1	870
沖縄県	191	143	169	61	75	34	16	17	4		710
計	17	18	12	3	4	2			2		58
計	1,223	701	960	398	458	275	120	120	54	16	4,325

註：データは 2021 年土地改良企画課調べ。

資料：農林水産省「土地改良区・土地改良事業団体連合会」より筆者作成。

東北地方の各県の土地改良区数を見てみると、岩手県は土地改良区数が最小であることがわかる（表 3-3）。さらに、各県の一土地改良区当たりの面積平均について、岩手県は 1,679.5ha となっており、宮城県に次いで一土地改良区当たりの面積が大きい。以上のことから、岩手県の土地改良区は全国の中でも大規模なものが多いことがわかる。その背景としては、岩手県ではこれまで 8 次にわたる土地改良区統合整備基本計画が策定され、合併が推進されてきたことが挙げられる。玉山地域でも 1960 年代以降、土地改良区合併が実施されてきた（図 3-2）。

表 3-3 東北地方の土地改良区の地区数、面積、組合員数

	地区数(地区)	面積(ha)	組合員(人)	一地区当たりの面積(ha)
青森	76	65,225	63,339	858.2
岩手	43	72,220	62,237	1,679.5
宮城	49	87,350	65,699	1,782.7
秋田	74	102,458	67,375	1,384.6
山形	51	80,821	63,065	1,584.7
福島	84	96,920	98,469	1,153.8
計	377	504,994	420,184	1,339.5

註：データは 2021 年土地改良企画課調べ。

資料：農林水産省「土地改良区・土地改良事業団体連合会」より筆者作成。

このように、土地改良区の統合及び合併が実施されている背景から、土地改良区合併の事例研究の蓄積や合併事例集の作成が進んでいる（合併事例集については、表 1-4. 國光 2005）。國光(2005)は北海道てしおがわ土地改良区を対象に、土地改良区再編による運営体制の変化を明らかにしている。土地改良区組織のリストラクチャリングを通じて、恒常的経費のうち運営費を低下させ、規模の経済を発現させるとともに、維持管理技術の世代間継承が容易な事務局組織の実現や、役員への義務的な就任機会の低下による負担軽減等の非金銭的な効果がもたらされることが明らかとなったが、非金銭的な効果を勘案しても土地改良区再編の全体的な効果は小さい。その理由としては、維持管理方式の変更が困難なことから、恒常的経費の大部分を占める維持補修費の削減に繋がらないためであるということが指摘されている（國光，2005：p.171-177）。

郷古・三輪（2006）は宮城県の大崎土地改良区を対象に、合併の契機や合併による土地改良区運営の合理化について明らかにしている。合併の前後で総代と理事数が大幅に削減され、組織の合理化が進んだ一方で、従前の各土地改良区の固有の資産は、合併後基本的に旧土地改良区の区分がそれぞれの資産として継続所有することになったことが指摘されている。また、施設の管理賦課金は各区分で独立会計的に徴収されていたが、合併から 7 年の期間をかけて統一している（郷古・三輪，2006：p.213-215）。

これらのことから、土地改良区は合併を契機に、組織運営体制や費用負担の一部を見直し、経営の安定化や経費の削減などを行っている一方で、施設管理方式の変更がない場合には抜本的な維持管理費の削減が難しいことや、資産を含めた統合は困難であることが指摘されている。一方で、全国的に見ても大規模土地改良区が多い岩手県の土地改良区を対象とした合併の研究は管見の限り見当たらず、当該地域の土地改良区の合併の実態を明らかにすることは、関連する研究の蓄積に貢献するものと考えられる。

2) 調査目的

土地改良区の合併をテーマとした調査を行う上で、岩手山麓土地改良区はこれまで複数回の合併を経験しており、調査対象として適している。このことを踏まえ、本調査では2012年に行われた岩手山麓土地改良区への合併と、1998年に行われた旧玉山土地改良区への合併の2つの合併を対象に、合併を機に運営体制や施設管理がどのように変更され、また維持されてきたかを明らかにすることを目的とする。併せて、岩手山麓土地改良区と旧玉山土地改良区の水利施設の維持管理について把握することを目指す。

2. 調査の対象と方法

本調査では、岩手山麓土地改良区の合併の過程や水利施設の操作や維持管理体制について把握するために、岩手山麓土地改良区と旧玉山土地改良区を対象に、聞き取り調査をオンラインと対面で実施した。2021年8月23日に岩手山麓土地改良区の事務局長に、9月29日に旧玉山土地改良区の元事務局長にオンラインで聞き取り調査を実施した。その後、より詳しく玉山地域の水利施設の状況や維持管理などについて把握するために、11月21日に現地調査を行い、旧玉山土地改良区の元事務局長を対象に、対面で聞き取り調査を行った。各聞き取り調査は90分間実施した。

調査項目は、水利施設の位置や状況、組織体制、水利施設の維持管理方法、合併の契機や合併の過程、賦課金などである。得られた質的データ（回答総数3）をもとに、岩手山麓土地改良区と旧玉山土地改良区の組織体制や水利施設維持管理の実態、岩手山麓土地改良区の成立過程について明らかにした。

3. 岩手山麓土地改良区の調査結果

1) 岩手山麓土地改良区の成立過程

岩手山麓土地改良区は、2012年に、旧玉山土地改良区、旧越前堰土地改良区（以下、旧越前堰と記載）、旧岩手山麓南部土地改良区（以下、旧岩手山麓南部と記載）の3つの土地改良区から新設合併された（図3-1）。この合併によって、雫石町、滝沢村、盛岡市、盛岡市玉山区、岩手町、および八幡平市にわたる受益地をもつ土地改良区が誕生した。

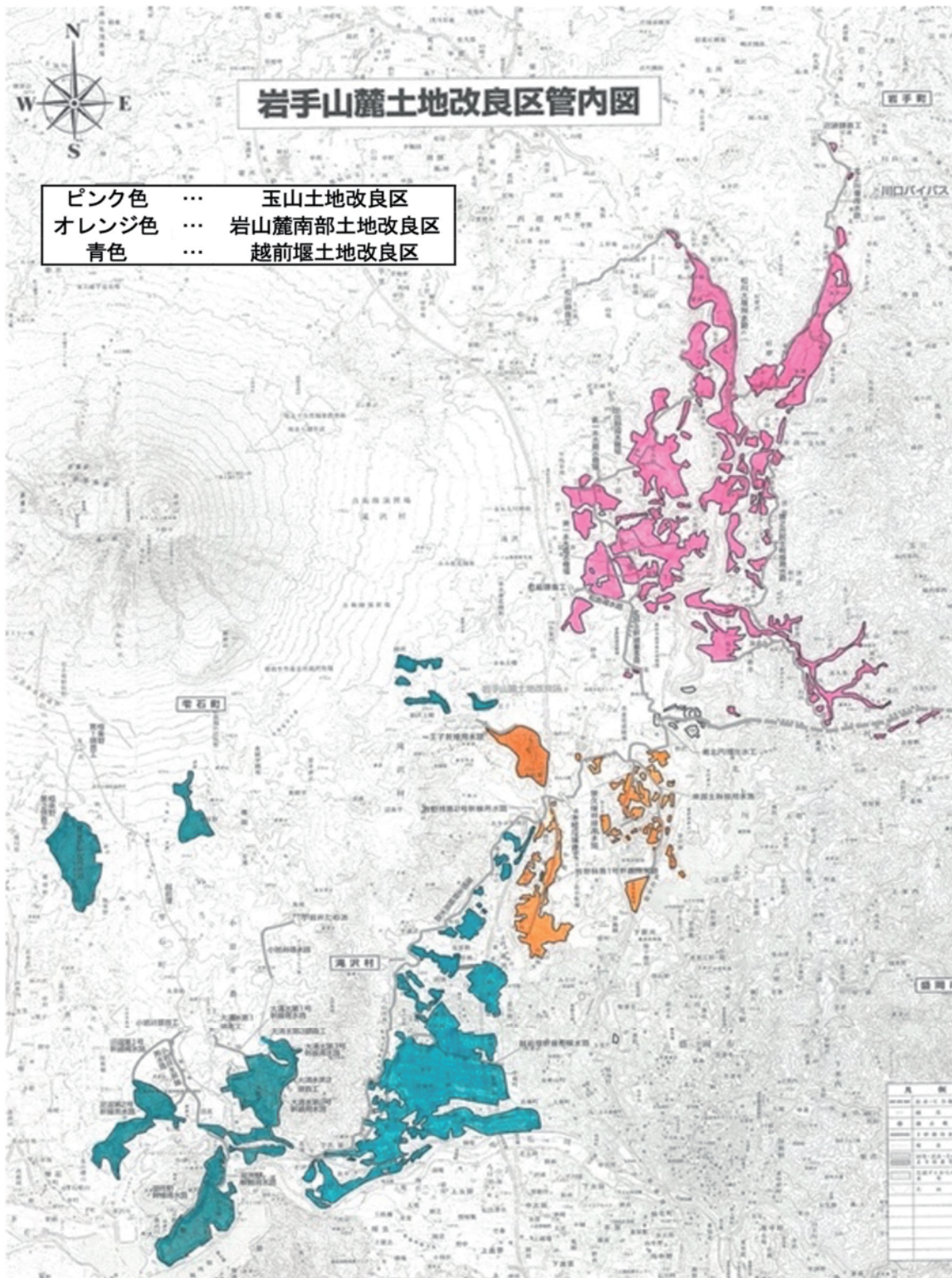


図 3-1 岩手山麓土地改良区の旧土地改良区範囲

註：岩手山麓土地改良区管内図の上に筆者加筆.

資料：岩手山麓土地改良区管内図.

ここでもう一つ説明を加えておく必要があるのが、上述の 3 つの旧土地改良区の受益地に岩洞ダムの水を供給するため岩手山麓土地改良区連合（以下、旧連合）が存在していたことである。3 つの旧土地改良区と旧連合との関係は、旧連合が岩洞ダムからの取水や各改良区の受益地に水を分ける南北円筒分水工の管理など、3 つの改良区に共通する岩洞ダムの水の供給を基本的に担ってきたのに対し、南北円筒分水工で各旧土地改良区の受益地に分水された後の配水操作や施設管理と、旧土地改良区内にある独自の取水施設や水路などを各旧土地改良区が管理するという役割分担にあった。旧連合は、最終的に 3 つの旧土地改良区の合併と同時に解散し、旧連合の役割や職員は岩手山麓土地改良区に引き継がれた。

資料が存在している 2003 年度時点での上記の 4 組織（3 つの旧土地改良区と旧連合）の受益面積は、旧連合 1,550ha（3 つの旧土地改良区の受益地のうち岩洞水系の受益地を指すため、3 つの旧土地改良区の受益地に完全に含まれる）、旧玉山土地改良区が 1,200ha 旧越前堰が 1,365ha、旧岩手山麓南部が 366ha であった²¹。また、職員数は旧連合が 2 名、旧玉山土地改良区が 4 名、旧越前堰が 5 名、旧岩手山麓南部が 2 名の合計 13 名であった。なお、岩手山麓土地改良区へ合併される前の段階で、旧玉山土地改良区と旧越前堰や旧岩手山麓、南部との間には特段交流はなかった。

加えて、上述の 3 つの土地改良区は、さらにそれ以前に複数の土地改良区の合併により成立した。それぞれの成立経緯については以下のとおりである。まず、旧玉山土地改良区は、1998 年に旧巻堀土地改良区と旧渋民土地改良区が新設合併することにより成立した。旧巻堀土地改良区は、1972 年に旧北上川堰土地改良区と旧松川大堰土地改良区の新設合併により成立した（玉山村教育委員会社会教育課，2005：p.104）。一方、旧渋民土地改良区はもともと 1961 年に設立されたが、その後、1963 年に設立されていた旧岩手山麓北部土地改良区と 1973 年に合併し、1969 年に設立された旧玉山東部土地改良区を 1975 年に吸収合併した。旧越前堰は 1952 年に越前堰普通水利組合から旧越前堰土地改良区へ組織変更し、1965 年に旧上厨川土地改良区を、1972 年に旧木賊川土地改良区を吸収合併することによって成立した。そして、旧岩手山麓南部は 1965 年に成立している（図 3-2）。

註 1 岩手県土地改良事業団体連合会（2005）「国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）岩手山麓地区管理体制整備計画策定業務委託報告書」の「参考資料編（平成 15 年度分）農林水産省水利整備課実施 農業水利施設に関する維持管理実態調査の概要」。

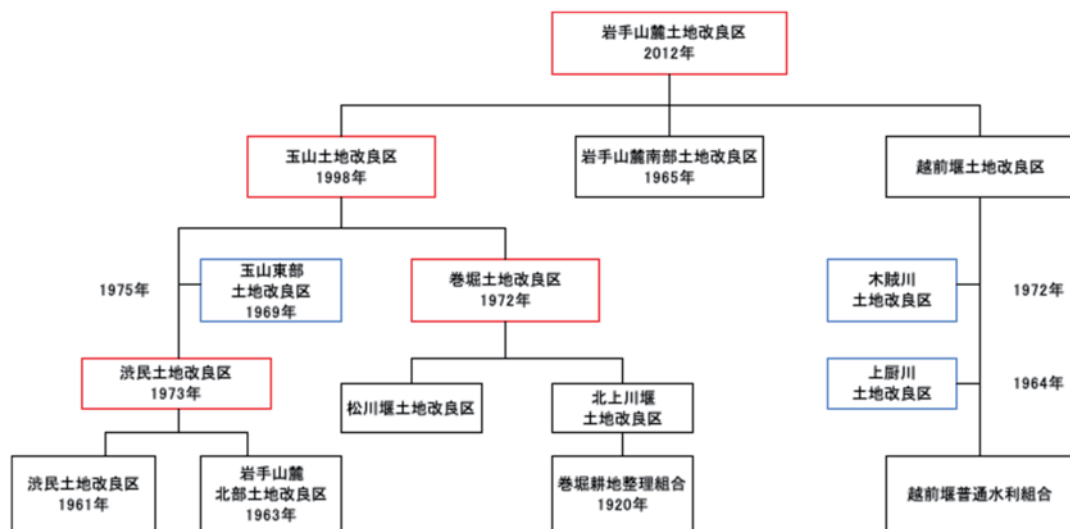


図 3-2 土地改良区の合併変遷

註 1：□は新設合併によって成立したもので、枠内の年号は成立した年を表す。□は吸収合併されたもので、分岐点の年号は吸収合併された年を表す。

註 2：越前堰普通水利組合は 1952 年に越前堰土地改良区へと組織変更した。

資料：岩手県「水土里ネット岩手山麓」より筆者作成。

2) 岩手山麓土地改良区の概要

2021 年 3 月 31 日時点で、岩手山麓土地改良区の組合員は 2,803 人、受益面積は 2,349ha である。耕作者が組合員となるが、一方で、円滑な農地の貸し借りを行うために、所有者が賦課金を支払う場合もある。また、少なくとも玉山地域においては、区画が小規模であること、農地が点在していることなどの理由から、大規模経営を行う組合員は少ないとのことであった。なお、岩手山麓土地改良区の組合員で 2 つ以上の旧土地改良区に重複して所属していた組合員は、把握されているだけでも約 50 人程度であったとのことである。土地改良区の合併によって、複数の土地改良区への賦課金の納入負担を減らすことが可能になった側面もあったと考えられる。

組織体制について、総代、理事、監事の定数は、それぞれ 50 人、11 人、3 人となっている²²（表 3-3）。選挙区は旧玉山土地改良区、旧岩手山麓南部、旧越前堰の範囲で分割されており、3 選挙区存在する。これらの定数は、合併前の旧土地改良区の理事、総代、監事それぞれの合計数より削減しており、選挙区ごとの定数は組合員の割合に基づくのではなく、合併後の面積などから算出している。理事会は年 6 回以上、総代会は年 1 回開催される。総代会については 9 月に臨時総代会があり、土地改良区の前・決算などが審議される。

各種委員会としては、総務委員会、事業委員会²³、用排水管理委員会、内部統制委員会が

註22 総代の定数は 50 であるが、聞き取り調査を実施した当時は、49 人であった。

註23 今回の聞き取り調査からは、詳細な役割を把握することができなかった。

あり、内部統制委員会以外はそれぞれ年 1 回以上開催されている。

用排水管理委員会とは、岩洞水系の幹線部分（旧連合の管理範囲であった 3 つの旧土地改良区に共通する部分）の維持管理費の予算を編成するための委員会であり、役員 3 名、組合員 8 名の 11 名から構成されている。それ以外の各土地改良区に個別に存在する水利施設の維持管理費の予算編成については、土地改良区ごとに地区委員会が存在している。この点は、次節の旧玉山土地改良区の調査結果で詳述する。

内部統制委員会は、コンプライアンス関連の議題が生じたときに 1 度開催を行った経緯があり、事案が生じたときのみで開催される委員会となっている。土地改良区職員の配置については、管理課と総務課があり、管理課が職員 3 名と嘱託職員 3 名の合計 6 名で構成され、総務課が職員 6 名、事務局長 1 名の 13 名で構成されている。

現在実施している事業としては、2014 年から 2027 年にかけて国営かんがい排水事業として岩洞ダム・導水路(3.2km)・用水路(17.3km)の補修を行っているほか、岩手山麓土地改良区内では、玉山地域武道地区の農地 30ha で、2015 年から施設整備事業が展開されており、県営で暗渠導入や区画整備が行われている。事業に伴って、積立金を含め、特別賦課金が徴収されている。

表 3-3 岩手山麓土地改良区の総代・理事・監事の選挙区割りごとの定数

	総代	理事	監事
玉山	20	4	1
越前堰	23	5	1
岩手山麓南部	7	2	1

資料：聞き取り調査より筆者作成。

3) 施設管理 ー配水操作と施設の維持管理ー

次に、管内の水利と主要な施設における配水操作と施設の維持管理の概要について、玉山地域を主な対象として説明する（具体的な施設の位置などは図 3-3）。まず、3 つの旧土地改良区に共通する岩洞ダム水系について説明する。岩洞ダムの水利権は、許可水利権であり、取水期間は 4 月下旬から開始される。漏水の点検などのために通水を開始し、5 月 6 日から 20 日の代かき期が最大取水量の期間、普通期は 9 月 6 日までである。年度ごとに通水計画を策定し、通水開始前の 3 月に通水計画に関する会合を開催し関係者に周知している。また、岩洞水系において、水管理システムなどの集中管理システムは整備されていないため、水門等の遠隔監視・操作は行われていない。

(1) 配水操作

岩洞ダムからの導水された水は、南北円筒分土工で分水される前に、第二渋民主幹線用水路（図 3-4）へと分水され、濁川へと排水される。この分水は、土地改良区が岩手県企業局

へ取水量と取水日時を連絡するなど、土地改良区（合併前は旧連合）と岩手県企業局の2主体によって管理されている。また、第二渋民主幹線用水路は土地改良区の管理施設であるため、3名の土地改良区職員（合併前の旧玉山土地改良区の職員）が管理しているが、それに加えて、受益地域の組合員の中から水路監視員が選出され、ゲート操作などの細かな管理に加わる。

その先にある南北円筒分木工（図3-4の⑦）は、土地改良区（合併前の旧連合）の職員によって管理されている。この円筒分木工で北部主幹線（玉山地域方面）と南部主幹線（滝沢村方面）に分水されるが、その分水量は円筒分木工の内部構造によって北部：南部を3：7の割合で分水できるように建設された。これはその当時の受益面積の割合であるが、現在では南部側の受益面積が減っているため、円筒分木工からそれぞれの幹線水路に分水される部分にゲートを設けて、北部への分水量を増やす調整を土地改良区の職員（合併前の旧連合の職員）が現地で実施している。

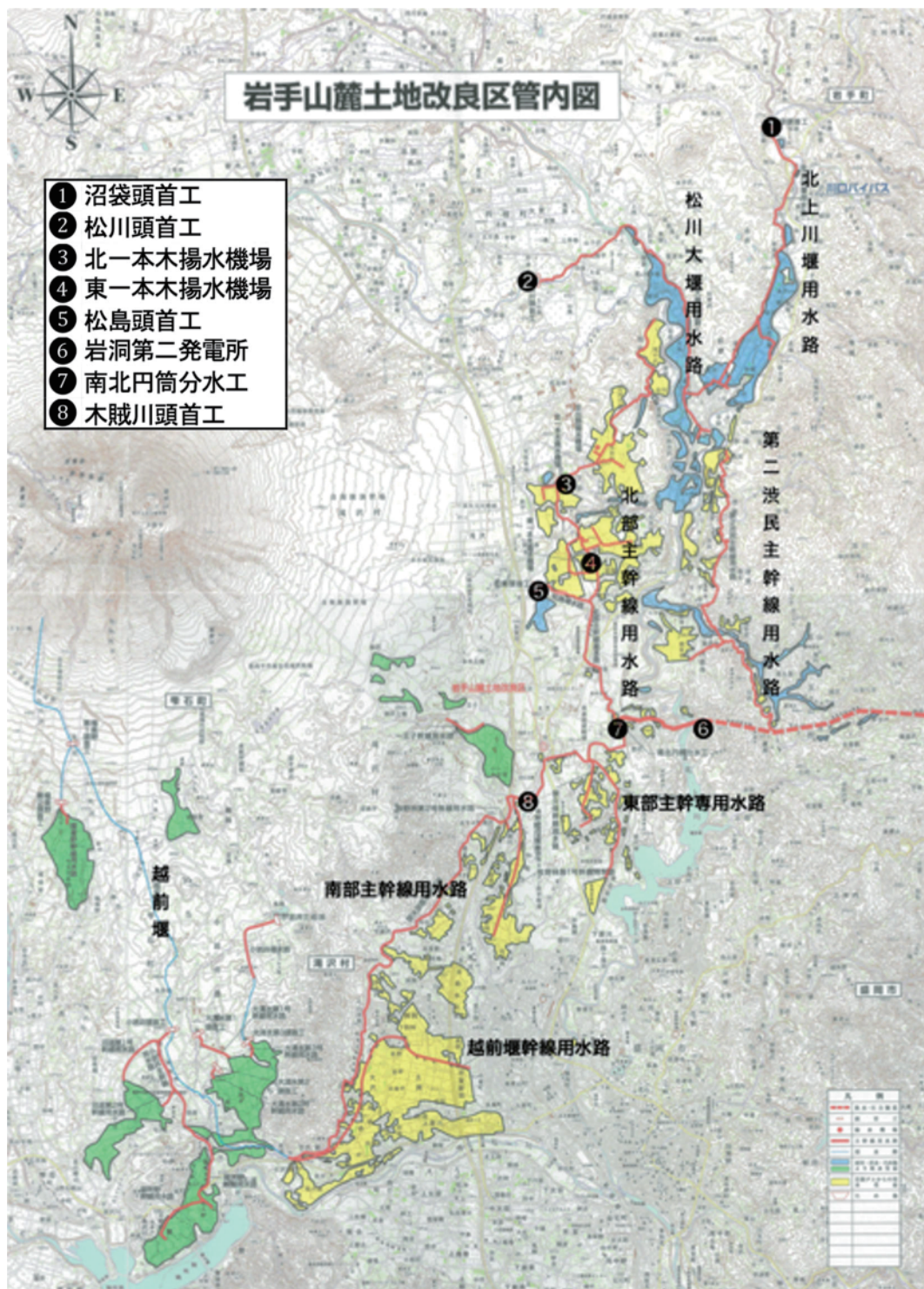
このようにして、南北円筒分木工から分水された水は南北主幹線用水路に流れていく。玉山地域側の北部主幹線用水路には、主な水門が8つあり、ゲート横に水位表などが設置されていて、それをみながら現地でゲートの操作を行って水量を調整する²⁴。ただし、基本的な操作は、その期間に流せる最大量が各支線に分水されるようにあらかじめ設定しておき、問題が生じた場合（どこかの支線地域で水が来ないという連絡が入った場合）には、その支線の前後の水門を調整して問題を解消し、またもとの水門の開度に戻すといった微調整を行っているとのことであった。このような調整は、水路監視員または職員（北部主幹線水路であれば合併前の旧玉山土地改良区の職員）が行い、支線用水路以下は受益地域の組合員が管理している。

岩手山麓土地改良区内では、旧玉山土地改良区、旧越前、旧岩手山麓南部ともに、岩洞水系以外にも沢や小河川から取水される地域がある。たとえば、越前堰幹線用水路は沢から取水した水路であり、岩洞水系から越前堰用水路へと補水される場合もある。このような旧土地改良区ごとの独自の水源や取水については、基本的に旧土地改良区の職員が管理してきた経験が長く、現在でも管理に携わるのはそれぞれの旧土地改良区の職員であることが多いということであった。

このような旧土地改良区内の独自の水源として玉山地域に存在するのは、松川頭首工（図3-3の②）と沼袋頭首工（図3-3の①）である。松川頭首工は国営施設として旧連合が直轄管理してきた頭首工で、取水後は松川大堰用水路を通り、北上川へ排出される。沼袋頭首工は旧玉山土地改良区によって管理されてきた頭首工で、取水後は北上川堰用水路を通り、北上川へと排出される。沼袋頭首工の水利権は慣行水利権であり、松川大堰用水路では、防火や枯葉を流すことを目的に冬季にも通水されている。これらの施設の管理についても、水管理システムの導入はないため、現地での操作となる。それ以外の細かな配水操作（揚水機場

註24 南部主幹線用水路には19の主要な水門と、43の細かな分水口が存在する。

等，図 3-3 の③，④）については，次節の旧玉山土地改良区の調査結果で詳述する．



註 1：岩手山麓土地改良区管内図上に筆者加筆．

註 2：図の黄色部分は岩洞水系，青色・緑色部分は河川・沢水・ため池からの取水であることを示す．

資料：岩手山麓土地改良区管内図．

このように、現在の岩手山麓土地改良区職員による配水操作は、幹線水路の分水を対象に行われており、基本的には土地改良区の職員と水路監視員（受益地の組合員）によって行われている。水不足が深刻な地域ではないため、基本的にはこれまで行われてきた水門の開度等が維持されているが、問題が発生した時には職員が該当施設に向かう。管理課職員3名と嘱託職員3名に加え、総務課職員が現場に向かう必要がある場合もあるとのことであった。

配水調整に関する問題が生じたときの調整方法などについては、旧土地改良区ごとに蓄積されてきた面もあり、職員が区域内の施設管理方法のすべてを把握するのは困難であることが課題としてあげられた。施設ごとの具体的な管理方法は、合併以前の土地改良区でとられてきた方法を維持しており、各旧土地改良区出身の職員が、出身以外の旧土地改良区の施設管理方法をすぐに身に着けることは難しいということである。このような難しさがある中で、土地改良区としての組合員に対する用水供給サービスの質の維持を考慮した場合、職員の担当区域の変更を安易に決定することはできないことが聞き取り調査で指摘された。そのため、土地改良区の職員は、すでに述べたように出身土地改良区の区域を継続的に担当しながら、徐々に他区域の管理について、学んでいく方法を採用している。

（２）施設の維持管理

幹線水路の維持管理（水利施設周辺の草刈りや浚渫作業²⁵など）は、基本的には集落に管理担当範囲を割り振りし、草刈りや浚渫等を実施している。水路の簡単な整備補修や点検見回り、大雨時の作業、除塵作業等を集落が実施するかは旧土地改良区によっても異なる。このような集落による維持管理活動に対して、土地改良区から燃料費や金銭的な援助等も行われているが、このような集落単位の維持管理活動については、基本的に3つの旧土地改良区単位で行われている。旧玉山土地改良区における維持管理については、次節の旧玉山土地改良区に関する調査結果で詳述する。

4）賦課金

賦課金は特別賦課金と経常賦課金に区分され、いずれも賦課の対象となる農地面積あたりで金額が設定される。特別賦課金は圃場整備事業などで工事を行う際の負担金として徴収されるもので、事業費の償還が終わる前から積み立てを行う場合もある。一方、事業が行われていない地域や事業費の償還が完了した地区では徴収されない。それに対し、経常賦課金は土地改良区施設の管理や運営に必要であり、基本的には全受益地が徴収の対象となる。

岩手山麓土地改良区では、経常賦課金はさらに、土地改良区の運営を目的とした運営賦課金と施設の維持管理を目的とした維持管理賦課金の二つに区分されている。運営賦課金は、事務所費や職員の人件費等、すべての受益地に共通する経費から算定され、岩手山麓土地改良区として合併する時に2,700円/10aの一律の金額とするように定めた。資料によれば、2003年時点の合併前の運営賦課金に当たると考えられる経費は、旧玉山地区で2,800円/10a

註25 浚渫作業とは底面の砂や泥を除去する作業のこと。

(水田) , 500 円/10a (畑) , 旧越前堰で 5,800 円/10a, 旧岩手山麓南部 2,500 円/10a であり²⁶, 旧岩手山麓南部では若干の値上げとなったが, その他の多くの地域では減額となった.

一方, 維持管理費賦課金は, 地区によって水利施設も異なれば, 組合員が要求する維持管理のレベルも異なる. また, 揚水機場掛かり地区などではポンプの電気代等が維持管理費に含まれるため, 維持管理費の区分は 20 パターンほど存在しているということであった. ただ, 平均的にみると運営費と維持管理費を合わせた経常賦課金は 4,600 円/10a 程度であるとのことであった.

4. 旧玉山土地改良区の調査結果

1) 旧玉山土地改良区の概要

旧玉山土地改良区は 1998 年に旧渋民土地改良区と旧巻堀土地改良区が新設合併することによって成立した (図 4-1) . 旧玉山村の開拓は旧岩手山麓北部土地改良区, 旧渋民土地改良区, 旧玉山東部土地改良区により事業が進められ, 地域農業発展の基盤を拡大した (表 4-2) . 当初の計画を完了し, 基盤の維持管理が主たる事業となり, 経営の合理化のため, 土地改良区の合併が進められることになり, 1973 年に旧岩手山麓北部土地改良区と旧渋民土地改良区が合併して, 名称を渋民土地改良区とし, さらに 1975 年に旧玉山東部土地改良区を吸収合併した. 合併後の渋民土地改良区の受益面積は 849.3ha である (村誌たまやま編纂委員会, 1979 : p.390-392) .

註26 岩手県土地改良事業団体連合会 (2005) 「国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型) 岩手山麓地区管理体制整備計画策定業務委託報告書」の「参考資料編 (平成 15 年度分) 農林水産省水利整備課実施 農業水利施設に関する維持管理実態調査の概要」.

表 4-2 旧玉山土地改良区の母体改良区の概要

	渋民 (合併前)	渋民 (合併後)	巻堀	岩手山麓北部	玉山東部
設立年	1961 年	1973 年	1972 年	1963 年	1969 年
組合員 (人)	—	—	427	—	—
面積 (ha)	—	849.3	369	—	—
理事数 (人)	11	9	8	13	12
監事数 (人)	3	3	2	3	3
事業内容	・圃場整備	—	・耕地の維持 や管理 ・頭首工補修 ・土砂崩壊防 止事業	・農地造成 ・灌漑排水 ・圃場整備 ・災害復田 ・暗渠排水	・農地造成

註：理事数には理事長を含む。

資料：村誌たまやま編纂委員会（1979）、『村誌たまやま』より筆者作成。

旧巻堀土地改良区は渋民地区よりも北部にある旧北上川堰土地改良区と旧松川大堰土地改良区が合併したもので、受益面積は 369ha であった。旧北上川堰土地改良区の前身は 1920 年に設立され、旧巻堀村を開発した巻堀耕地整理組合である。旧巻堀村は田畑 100 町歩（1,000ha）で、村民の食料自給ができない状態であったが、耕地整理事業により 180 町歩（180ha）の田畑を開発して旧巻堀村農業の大きな基礎を築いた。旧巻堀土地改良区の主たる事業は巻堀村耕地整理組合の実施した耕地の維持・管理であり、他に頭首工の補修や土砂崩壊防止事業などを実施した（村誌たまやま編纂委員会，1979：p.263，p.389-390 参照）。

旧玉山土地改良区の組織体制について、旧渋民土地改良区と旧巻堀土地改良区が新設合併される際に、合併協議会において旧玉山土地改良区の総代、理事、監事の人数や渋民地域と巻堀地域の総代、理事、監事の人数割りについて決定した（理事、総代、監事の人数割りについては表 4-3）。旧玉山土地改良区内の部署としては、庶務係、会計係、工事係の三つがあり、岩手山麓土地改良区に合併する際には、渋民地域出身の 4 人の職員が管理を担っており、巻堀地域への合併の説明や対応については、当時の事務局長が主に担当していた。

旧玉山土地改良区の水利施設の操作・管理方法に関して、旧渋民土地改良区と旧巻堀土地改良区の多くが維持されていた。配水操作や施設の維持管理方法には後にも触れるように集落ごとの慣習があり、それを無理に一律化するのではなく、集落ごとに維持することで円滑な合併が図られた。ただし、旧玉山土地改良区の母体となる、旧渋民土地改良区内での合併（旧渋民土地改良区と旧岩手山麓北部土地改良区の合併、旧玉山東部土地改良区の吸収）の際には、それぞれ岩洞水系が主な用水施設であった点から、それらの管理については一律

化された部分もあった。

このように、旧渋民土地改良区と旧巻堀土地改良区は、それぞれの集落に根付いた慣習に基づいて配水操作や施設の維持管理を行なっていたということから、1998年に旧玉山土地改良区として合併したあとも、配水操作や施設の維持管理体制と維持管理費の算出については別々に行われており、それは岩手山麓土地改良区に合併した現在でも同じである。

表 4-3 旧玉山土地改良区の総代・理事・監事の選挙区割りごとの定数

	総代	理事	監事
渋民	26	6	2
巻堀	14	3	1

資料：聞き取り調査をもとに筆者作成。

2) 玉山地区委員会

玉山地区委員会は、玉山地区の水利施設の維持管理や圃場整備の実施に必要な合意形成を行う役割を持っており、旧玉山土地改良区時代はもとより、岩手山麓土地改良区に合併した現在でも存在している委員会である。この意味で、合併後も旧土地改良区単位での合意形成の仕組みが残っているということもできる。委員会は3つに分かれており、常設の工事用排水調整委員会、地区連絡委員会のほか、圃場整備事業を行う際に組織される換地委員会がある。

工事用排水調整委員会は、老朽化した水路の整備を行う際の整備箇所や整備内容の決定とその広報を担当しており、土地改良区の維持管理事業を担う重要な委員会である。維持管理事業を行う際には、委員会の構成員が実際に圃場や水路施設などの現地に出向き、どこを優先して整備する必要があるのか等を判断している。工事用排水調整委員会は約40人で構成されており、その内訳は岩手山麓土地改良区の理事と職員（旧玉山土地改良区の担当）、及び旧玉山土地改良区内の各集落の方一人ずつとなっている。工事用排水調整委員会の委員の任期は2年または4年で定まっている。

次に、地区連絡委員会は、集落ごとに行う路の浚渫作業や草刈りなどの日程を、それぞれの地区で調整・決定し、各集落に伝える際に機能する。また、突発的な連絡事項を各地区に伝達する役割も担っている。地区連絡委員は各集落の組合員またはその家族から一人ずつ選出され、合計33人の構成員からなる。地区連絡委員会に任期の定めはない。

上記二つの委員会以外に、一時的に換地委員会が設立される場合もある。圃場の区画整備の前後で、農地の区画を再配分する必要がある、その作業を換地という。換地委員会は圃場整備がなされる地区のみで設立され、従前地の等級区分・換地の等級区分・配分案の作成の役割を果たす。換地委員会を構成するのは、5～6人の換地に関する組合員、区画整備が行われる地域の担当理事、理事長及び、土地改良区職員の合計約10名である。

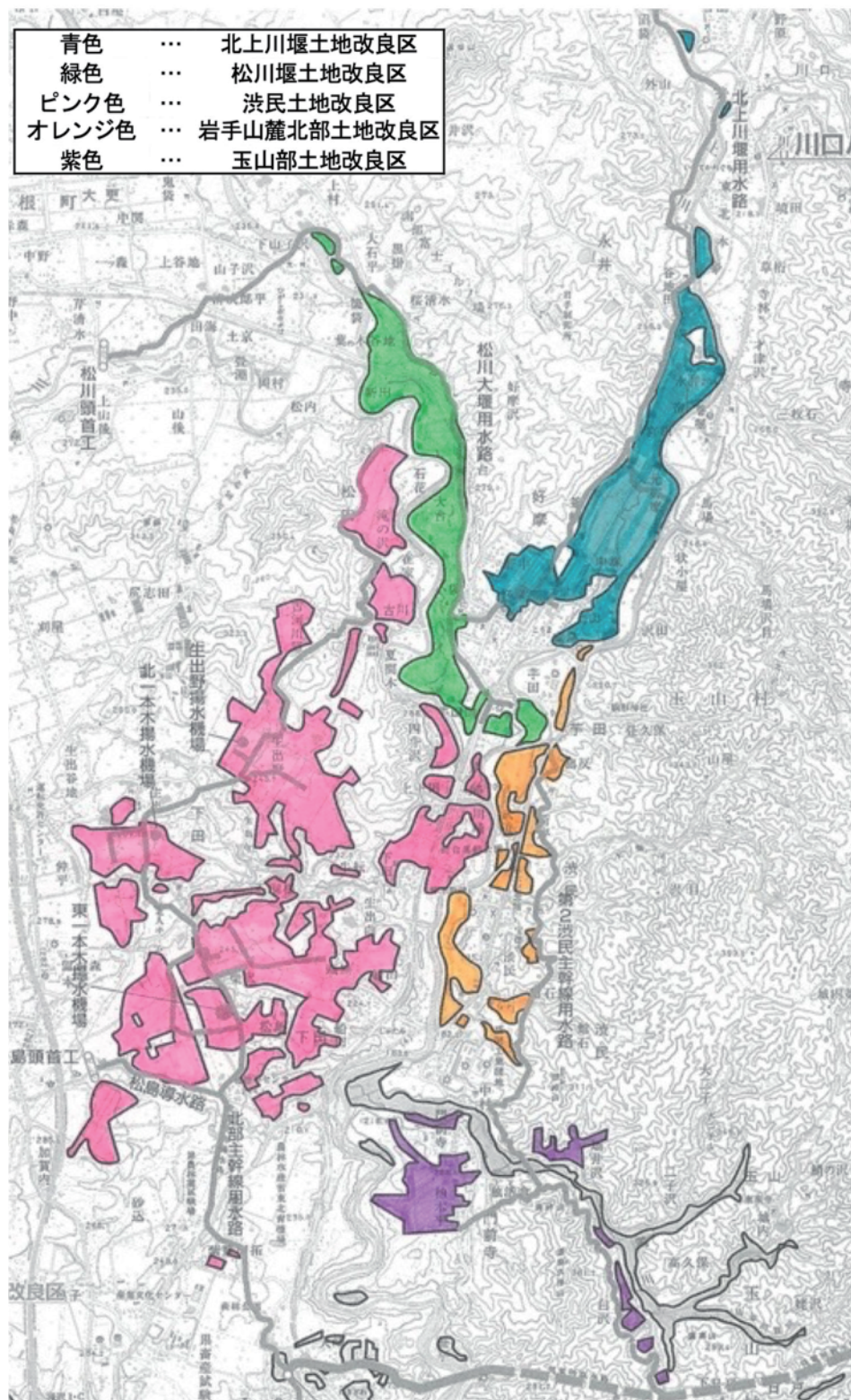


図 4-1 玉山土地改良区の旧土地改良区範囲

註：岩手山麓土地改良区管内図上に筆者加筆.

資料：岩手山麓土地改良区管内図.

3) 玉山地域の施設維持管理

水利施設の補修は土地改良区が担い、ポンプ・水路の点検はそれぞれポンプ管理人、水路監視員が行う。また、草刈りや水路の浚渫作業は地元の組合員によって行われる。主幹線用水路について、第二渋民主幹線用水路・北部主幹線用水路は土地改良区の管理下であって、組合員の中から選出された水路監視員が実際の管理や点検に関わる。沼袋・松川頭首工（図 4-4 の①、②）についても、土地改良区の職員以外に管理者として水路監視員が一人ずつ配置されている。水路監視員は土地改良区によって、受益地内の専業農家から選出される。また、ポンプ場（図 4-4 の③）には受益地の組合員から選ばれたポンプ管理人が配置されており、ポンプの維持管理を行なっている。管理人は揚水機場（図 4-4 の④、⑤、⑦、⑧）や周辺の用水路の見回りなどを行い、問題が生じた際に職員が現場に向かう体制である。

支線水路の管理は、地元の各集落によって担われている。幹線水路から支線水路に分水するのも地元の集落の組合員であり、支線水路の操作も個々の組合員によって行われている。灌漑期の初めに支線水路に通水する際にも水路監視員が立ち会うことになっている。

水路の浚渫作業や草刈りなどは集落によって担われている。集落の奉仕活動（道路の草刈りやゴミ拾いなど）の日程と重ならないよう、地区連絡委員が日程を調整することになっている。草刈りについては渋民地域では 6 月、8 月の年 2 回、朝 5 時から 1 時間程度、巻堀地域では 7 月の年 1 回、8 時半～昼頃まで行うことが慣習となっている。巻堀地域で早朝から作業を行わない理由としては、畜産農家が多く早朝はその作業で忙しいからということが考えられる。また、一人の農業者が複数箇所に農地を持っているということが増え、草刈りの日程が重なった際に、どこか一つにしか参加できないといった課題も見られる。

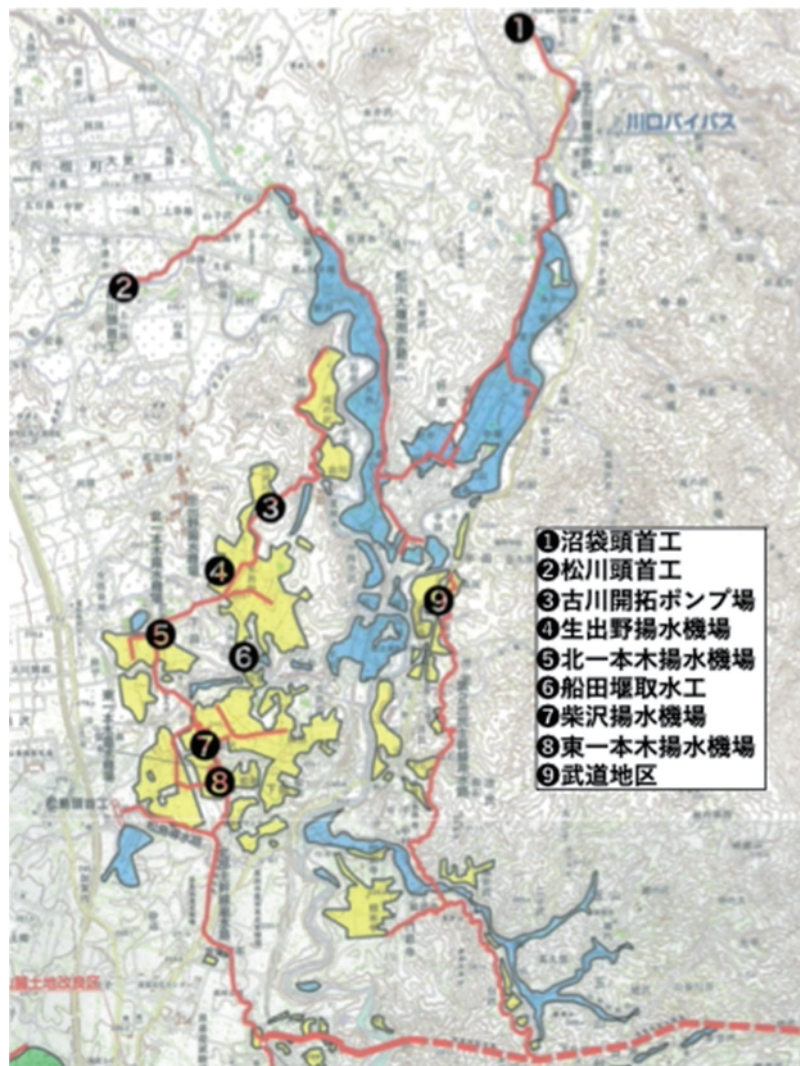


図 4-4 旧玉山土地改良区内の施設・地域名

註：岩手山麓土地改良区図上に筆者加筆.

資料：岩手山麓土地改良区管内図.

4) 賦課金

岩手山麓土地改良区への合併前の旧玉山土地改良区における賦課金について、運営費については、前節ですでに述べたように 2,800 円/10a であった。維持管理賦課金は過去には 1,000 円/10a、1,100 円/10a であったが、後に 2,000 円/10a と 2,100 円/10a へと変化した。合併前の旧玉山土地改良区で、維持管理賦課金の水準が別れていた理由は、ポンプ施設の有無であるが、当初からこのようなポンプの有無別のシンプルな料金体系であったわけではなかった。まず、ポンプ施設の多かった旧岩手山麓北部土地改良区と渋民土地改良区では維持管理費の水準が高く、さらに、1) 自然水利と岩洞水系の取水受益の有無、2) ポンプ施設設

置の有無、3) 圃場整備の有無などの基準で維持管理費の金額が複数に分類されていた。一方、旧巻堀土地改良区ではもともと自然水利であったので維持管理費は低廉な価格で統一されていた。旧玉山土地改良区への合併時点での維持管理費は、旧渋民土地改良区の基本的な水準で2,000円/10aであった一方で、旧巻堀土地改良区では600円/10aであり、かなりの差があった。この差について、旧巻堀土地改良区の理事が旧渋民土地改良区の補修体制が進んでいることを、現地確認を含めて把握し、協議する中で、旧巻堀土地改良区も一定水準に維持管理費を上げ、施設の修繕を行なっていく必要があると考え、600円から段階的に2,000円にまで維持管理費を上げ、統一していった経緯があった。

5. 土地改良区の合併と運営体制・施設管理の変化

土地改良区の合併は、岩手県および岩手県土連が策定した土地改良区統合整備基本計画に基づいて推進され、土地改良区の運営効率化と財政基盤の強化、都市化に伴って多様化するニーズへの対応のための人材の確保などを理由に継続的に行われてきた。直近の2012年の合併は、国営かんがい排水事業による岩手山麓地区の基幹水利施設の改修工事を契機に行われた。

運営の効率化の点では、合併の結果として、理事や総代の定数は旧土地改良区の定数の合計と比べると減少したといわれており、組織のスリム化が実現している。合併にともなう施設の更新や変更等はなかったため、合併を契機に作業量を削減できるわけではなく、職員数を変更することは予定されていなかったが、そのような中でも土地改良区の運営費については、旧土地改良区内で統一するにあたって一部の受益地で増額となったが、受益面積でみれば多くの地域で減額となった。一方、少なくとも土地改良区が提供するサービスの質に関しては合併以前の水準が維持されているという意見が土地改良区職員からは聞かれているため、多くの受益地で合併によって相対的に土地改良区に対する負担が減少した可能性がある。加えて、50人ほどではあるが、合併に伴って重複土地改良区への賦課金支払いが解消し、負担が軽減された。

職員の視点からみると、土地改良区ごとに人件費の基準に差があった点が合併当初からの課題として指摘されていた。この基準の差は、合併後6～7年かけて統一することで解消された。また、合併後の業務量については、全地区を一人で担当することになった職員もいれば、もともと一人で行っていた業務を複数人で分担するようになった職員もいるなど様々であり、一概に評価できないということであった。

一方、水利施設の管理（排水操作や維持管理）については、旧玉山土地改良区、旧岩手山麓南部、旧越前堰の中で築かれてきた方法がほぼすべて維持され、統一は行われなかった。管理する施設は、旧土地改良区の出身職員が担当することが基本となっており、出身土地改良区に関わらず施設管理を行えるようにすることが今後の課題として認識されていた。また、維持管理に関しても、岩手山麓土地改良区内には、旧玉山土地改良区、旧岩手山麓南部、旧越前堰がそれぞれ地区委員会という合意形成の場を残しており、各地区委員会がそれぞ

れの地域の維持管理のあり方を決め、維持管理費の管理を行なっている。さらに、このことは旧玉山土地改良区の内部にも当てはまり、旧玉山土地改良区の水利施設維持の維持管理方法は旧洪民土地改良区、旧巻堀土地改良区のを維持しており、維持管理費の管理についても各旧土地改良区で行われていた。ただし、維持管理費の水準については、合併を通じて議論が行われ、旧巻堀土地改良区が旧洪民土地改良区に合わせる形で増額することになり、一定の予算規模を確保して維持管理が行えるようになった経緯があった。

財政基盤の強化に関しては、一つの可能性として、多面的機能支払の事務を受託するという考え方が聞き取り調査で指摘された。また、人材確保の点では、今年十数年ぶりに新しい職員の採用が行われており、業務の計画的な引き継ぎ等も視野に育成される予定であるとのことであり、合併により一定規模の組織となったことが、計画的な人材育成に繋がる可能性がある。

6. 考察

岩手山麓土地改良区、旧玉山土地改良区への聞き取り調査の結果、土地改良区の合併により、理事や総代の定数削減という組織体制の安定化や合理化を図って、合併前から変化した部分と、水利施設の維持管理方法や水利施設維持管理費の管理方法などの旧土地改良区から維持した部分が存在することが把握できた。

國光（2005）の調査結果では、土地改良区組織のリストラクチャリングを通じて、役員数と総代数の減少に伴う運営費の削減効果が得られるが、維持管理方式の変更が困難であり、維持補修費の削減に繋がらないことから、土地改良区再編の全体的な効果は小さいということが指摘された。郷古・三輪（2006）の調査結果でも、合併による役員数と総代数の減少に伴う運営費の削減効果が見られている。しかし、従前の各土地改良区の固有の資産は、合併後旧土地改良区の区分で継続所有されたことが指摘されている。以上の先行研究結果と岩手山麓土地改良区の合併を比較すると、理事や総代の人数削減など組織のスリム化は進んだ一方で、水利施設の維持管理方法や資産、維持管理費賦課金などの資金管理に関しては、合併後も旧土地改良区の管理方法が採用されることがわかる。

慣習の根付いた水利施設の維持管理方法や水利施設維持管理費の管理方法などの条件や状況の差を合併時点で早急に平等化せず、維持することによって、合併に対する心理的抵抗を弱められる。合併を進めることによって、組織のスリム化などのメリットを得られることから、従前の状況や条件の一律化を早急に断行するのではなく、合併の達成を優先し、時間をかけて調整することが現実的な方策であると考えられる。

土地改良区運営のさらなる効率化を達成しようとする、人件費の削減は必須である。しかし、農地集積が進むにつれ、農地利用のみならず農業用水の利用の変化が生じる可能性が考えられ、各組合員へ提供するサービスの質の維持を考慮すると、安易に職員数を削減することはできない。職員数を変えずに、効率化させる方法としては水管理システムの導入がある。しかし、巨額の費用が必要となるという新たな課題が発生し、直ちに実行できる方法で

はない。ただ、水管理システムの導入は施設の維持管理費の削減や施設管理の省力化に寄与することが見込まれるため、行政の支援を受けつつ導入することを考えたい。

土地改良区運営の効率化、安定化の方策の一つとして、多面的機能支払の事務委託は経営安定化に直結する。また、多面的機能支払の事務を受託する中で、地元組合員とのコミュニケーションが増え、集落の営農状況などの情報が集積される可能性がある。土地改良区と各集落との連帯が強化されることで、管轄内の地域全体に一体感が生まれ、現在土地改良区内で確認されている施設維持管理費の地域ごとの差の統一を目指す機運が高まる可能性も考えられる。さらに、組合員との情報交換する場が増加することは、営農状況の把握や迅速な情報伝達が可能となり、土地改良区としてのサービスの質のさらなる向上に寄与すると考えられる。

7. おわりに

本調査では、岩手山麓土地改良区およびその前身である旧玉山土地改良区の合併プロセスにおいて、運営体制および施設管理がどのように調整され、また維持されたかを明らかにした。調査結果として、土地改良区の合併により、理事や総代の定数削減という組織体制の効率化や、合併に伴う統一（運営費や職員の人件費基準、旧巻堀土地改良区と旧渋民土地改良区における維持管理費の水準）を行うなどの合併による変化が確認できた。

一方、水利施設の維持管理方法については従来からの方法が維持された。すなわち、岩手山麓土地改良区の幹線水路の配水操作は土地改良区の職員と地元組合員から選出される管理人の2主体によって管理され、旧玉山土地改良区の水利施設については、頭首工・幹線水路は旧玉山土地改良区職員を中心とした土地改良区職員と地元組合員から選出される水路監視員、ポンプ場については地元組合員から選出される管理人が管理しており、支線水路に関しては地元の組合員によって管理されていた。また、旧玉山土地改良区、旧越前堰、旧岩手山麓南部の維持管理費に関する意思決定や経費管理は、それぞれの地区委員会ごとに行われるという方法も維持されていた。それぞれに別の水源と管理の歴史をもつ3つの土地改良区の合併において、維持管理の方法や管理費の水準については、時間をかけて調整する必要があるということだろう。

財政基盤の強化という点では、多面的機能支払の事務局の受託が指摘された。これは、土地改良区にとって収入となるだけでなく、事務作業を実際に行う中で、地元組合員とのコミュニケーションが増え、土地改良区のサービスの質の向上や、地域全体の一体感の創出に寄与する可能性があると考えられる。

引用文献

- [1] 國光洋二(2005)「土地改良区再編の効果と発現要因-北海道てしおがわ土地改良区の事例を中心として-」『農業土木学会論文集』2005(236) : p.171-177.
- [2] 郷古雅春・三輪式(2006)「地域の資源保全の担い手「土地改良区」の強化と合併問題」『農

業土木学会誌』74(3) : p.213-216, a1.

[3]岩手県「いわての農業農村紙芝居」, <https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/kamishibai/1008853.html> (最終閲覧日 2022 年 1 月 2 日).

[4]岩手県「水土里ネット岩手山麓」, <https://www.inakajin.or.jp/Portals/0/pdf/eventinfo/21/H25iwatesanroku.pdf> (最終閲覧日 2022 年 1 月 2 日).

[5]農林水産省(2012)「土地改良区」, https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h24_h/trend/part1/chap3/c3_9_04.html (最終閲覧日 2021 年 12 月 21 日).

[6]農林水産省(2021)「土地改良区・土地改良事業団体連合会」, https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-29.pdf (最終閲覧日 2021 年 12 月 21 日).

[7]玉山村教育委員会社会教育課(2005)『ふるさとに謳う玉山村のあゆみ』岩手県玉山村.

[8]村誌たまやま編纂委員会(1979)『村誌たまやま』玉山村役場.

第4章 盛岡市玉山地域における地域おこし協力隊事業を通じた各主体の変化

工藤 一樹

1. はじめに

地域おこし協力隊事業（以下、協力隊事業）は、総務省が2009年に創設した制度であり、「都市地域から条件不利地域に移住した隊員が、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの『地域協力活動』を行いながら、その地域への定住・定着を図るための」（総務省）ものである。隊員の任期は概ね1年以上3年未満であり、総務省は隊員1人あたり年470万円を上限とした財政措置を行う。2020年度の隊員数は全国で約5,500人であったが、総務省は隊員数を2024年度に8,000人に増やすことを目標としている。

このように、さらなる拡大が目指されている協力隊事業は、一方で、課題を抱えてもいる。たとえば、図司（2013：p.351）は、協力隊事業の下で行われている地域協力活動の実績や、約7割という比較的高い隊員の定住率を示しつつも、「協力隊員を地域に受け入れてはじめて、隊員と受入地域の間で姿勢や方向性のズレが露呈する状況」があるとしている。また、そのような状況が存在することを踏まえ、活動実績や定住率などの「結果」だけでなく、隊員・自治体担当者・地域の3変数の関係を時系列で「プロセス」として整理することが、事業の評価の視点に求められているとも主張している。

協力隊事業を通じた隊員・自治体担当者・地域住民の3主体の変化やそれらの関係の変化の過程は、主体間の姿勢や方向性のズレを埋めるために重要であるだけでなく、また、地域に外部の人材を導入することで地域に新たな活力や発想が生まれる過程としても重要である。

既往研究においても、各主体の変化や主体間の変化の過程をとらえようとしたものがある。たとえば、竹田・田口（2019）は、中山間地域における外部人材の役割変化と地域住民の受容・協働のプロセスに関する研究を、協力隊事業を事例として行っている。また、柴崎・中塚（2018）は、地域おこし協力隊員が着任後に直面するリアリティ・ショック（組織への新参者が組織参入前後において感じるギャップ）の内容とその克服過程について実態調査を行っている。そこでは、リアリティ・ショックは①自治体や地域住民・組織などから設定された活動内容に対して、活動の自由度の低さや高さ、要請される業務の多さを感じるといった「設定された活動に関するリアリティ・ショック」②自治体行政や配置された地域組織と自身の起業に対する認識が大きく異なるといった「キャリアの方向性に関するリアリティ・ショック」③おこないたい活動を設計する難しさや、自身の経験・スキルの役立たなさを感じるといった「自身のスキルの未熟さに関するリアリティ・ショック」④雇用形態や指示系統の曖昧さ、協力隊に向けられるイメージの画一性、住居に対する失望などを感じるといった「立場や待遇に関するリアリティ・ショック」の4つにまとめられている。し

かし、協力隊事業を通じた各主体の変化やそれらの関係の変化の過程を、自治体担当者の変化も含めて総体的に分析した研究は管見では見当たらない。

したがって、本章では、岩手県盛岡市玉山地域（以下、玉山地域）を事例として、協力隊事業における協力隊員・自治体担当者・地域住民の 3 主体の変化やそれらの関係の変化の過程を総体的に把握することを目的とする。

2. 調査の対象と方法

1) 調査対象地における協力隊事業の実施状況

盛岡市では、2017 年度から地域おこし協力隊の活動がはじまり、2021 年度までに計 22 名が協力隊に着任している。そのうち 5 名が玉山地域を活動場所としており、計 3 つのテーマ²⁷で活動している。テーマごとの活動内容は、宿泊施設を軸とした玉山地域の活性化、特産品の開発や観光施設の誘客促進などによる地域活性化、獣害対策である。協力隊の募集にあたっては、市のホームページで募集要項を公開しているほか、市長公室企画調整課が東京でも募集説明会を行っている。隊員の採用は、自治体職員 3 名程度による 1 回の面接で決定され、採用基準は、応募者の活動目標が募集要項と整合的か否か、応募者の将来のビジョン、スキル、受け答えの様子などである。

2) 調査対象者の概要

本章では、調査対象者として、地域おこし協力隊員 A, B, E 氏、元隊員 C, D 氏、自治体職員 F, G 氏、地域住民 H, I, J 氏の協力を得た²⁸。地域おこし協力隊員は、調査時点で、A, B 氏が着任 3 年目、E 氏が着任 1 年目であった。元隊員は、C, D 両氏とも前年に協力隊を退任していた。それぞれの隊員の年代、前職、主な活動については表 4-1 にまとめた。隊員の活動テーマの内容は、A 氏と B 氏が特産品開発や観光施設の誘客促進による地域活性化、C 氏と D 氏が宿泊施設を軸とした玉山地域の活性化、E 氏が獣害対策である。自治体職員の担当期間は各隊員につき概ね 1 年程度であり、調査時点で、F 氏が A 氏、G 氏が B, C, D 氏の担当経験をそれぞれ有していた。地域住民のうち、H 氏は地域おこし協力隊員 2 名が活動する地域の住民であり、I 氏は元隊員 2 名が活動の軸とした宿泊施設の当時の代表者であり、J 氏は玉山地域を管轄する猟友会の代表者であった。なお、調査対象の地域住民は、隊員の受入地域や受入組織を代表する人物であることを基準に選定されたが、該当する人物がない場合、隊員の活動地域の住民から特定の人物が選定された。

²⁷ 「ユートランド姫神を軸とした玉山地域の活性化」「極寒天国（しばれすとパラダイス）・蕨川地域をもっと稼げる地域に！」「獣害から「農の恵み」を守るプロジェクト」の 3 つである。

²⁸ 隊員の変化の背景をより詳細に知るため、農業委員会の方にも紙面での調査を行った。

表 4-1 調査対象となった隊員の概要

	年代	前職	主な活動内容
A 氏	30 代	飲食店関連企業	○特産品開発 ○獣害対策
B 氏	30 代	警察官	○観光施設の誘客促進
C 氏	30 代	観光業関連	○県外からの誘客促進
D 氏	30 代	IT 関連企業	○宿泊施設の誘客促進
E 氏	50 代	バス運転手	○獣害対策

資料：自治体提供資料と隊員への聞き取り調査より筆者作成。

3) 調査の方法

各調査対象者の意識や行動などの変化過程や協力隊事業への評価を詳細に捉えるために、聞き取り調査を行なった。聞き取りの時間は、各調査対象者につき 60 分から 90 分ほどであり、地域おこし協力隊員 B 氏と E 氏にはヒアリングを 2 回行った。調査期間は 2021 年 6 月から 11 月であり、調査項目は各主体によって違いがあるものの、協力隊事業を通じて経験した本人や他主体の認識や行動の変化とその背景、他主体との関係において満足している点やよりよい連携につながる考え、地域課題への認識と協力隊事業を通じた課題の解決度の評価、協力隊事業への満足度とその理由などである。協力隊事業を通じた地域課題の解決度の評価は、1（全く解決に向かっていない）から 5（解決に向かっていている）の 5 段階で回答を得た²⁹。協力隊事業への満足度は、1（全く満足していない）から 5（とても満足している）の 5 段階で回答を得た³⁰。なお、調査当時着任間もなかった地域おこし協力隊員 E 氏については、8 月に行った聞き取り調査で協力隊に応募した経緯や今後の目標、他主体に期待することなどについて質問し、活動を開始した後の 11 月に行った聞き取り調査で活動内容や他主体との関係などについて質問した。

3. 結果

以下では、聞き取り調査の結果を、地域おこし協力隊員・元隊員、自治体担当者、地域住民の順にまとめた。

²⁹ 1（全く解決に向かっていない）、2（あまり解決に向かっていない）、3（どちらともいえない）、4（ある程度解決に向かっていている）、5（解決に向かっていている）の 5 段階である。

³⁰ 1（全く満足していない）、2（あまり満足していない）、3（どちらともいえない）、4（ある程度満足している）、5（とても満足している）の 5 段階である。

1) 地域おこし協力隊員・元隊員への聞き取り調査の結果

地域おこし協力隊員・元隊員 A, B, C, D 氏と調査時着任間もなかった地域おこし協力隊員 E 氏に行った聞き取り調査の結果を以下にまとめた。各調査項目について、はじめに A, B, C, D 氏への聞き取り調査の結果を整理し、その後に E 氏への聞き取り調査の結果を述べる。

(1) 自治体担当者との関係

協力隊事業を通じた自治体担当者との関係における変化を表 4-2 に示す。変化の内容は、「自治体担当者への期待の変化」、「自治体行政への理解の進展」、「自身の認識、姿勢や行動の修正」の3つに分類することができた。

「自治体担当者への期待の変化」については、地域が抱える問題に直面して自治体担当者に対する隊員の期待が変化することがわかった。具体的には、着任2年目に隊員の退任後の進路に関する誤った情報が地域に広がり、自治体担当者に期待することが地域住民に対する協力隊事業についての説明や周知から、関心を持ってもらえる有益な情報の発信へと変化した(A氏)という発言があった。

「自治体行政への理解の進展」については、隊員が任期中に自治体行政への理解を深めることで、自治体担当者との意思疎通が円滑になることがわかった。具体的には、自治体担当者に自身の活動の提案を賛成してもらえない場合でも、提案を受け入れられるものにするために解決すべき問題点を教えてくれているといった前向きな意味だと理解できるようになり、自治体担当者からも前向きな話をしてもらえるようになっていった(A氏)という発言があった。また、これまでの企業と自治体行政の文化の違いを理解できるようになり、着任2年目からは、自治体担当者への働きかけの方法がわかるようになった(C氏)という発言があった。さらに、隊員から自治体側へ積極的な働きかけをすることで、隊員と自治体側との意思疎通を促し、隊員の自治体行政への理解を深める可能性があることがわかった。具体的には、市長や自治体職員に対して、地域おこし協力隊の地域における意義や役割を明確にする働きかけを行い、着任2年目から自治体の支援範囲を教えてもらえるようになったのかもしれない(C氏)という発言があった。また、隊員が自治体行政への理解を深めることは、自治体行政と地域住民が相互理解を深めるきっかけになる可能性が示唆された。具体的には、自治体ができることとできないことを説明できるようになったことで、地域住民の自治体行政に対する理解を促したり、地域住民からの要求への自治体行政の対応を促したりなど、地域住民と行政の距離を縮める役割を果たせるようになった(A氏)という発言があった。

「自身の認識や姿勢、行動の修正」では、隊員が自治体側の状況に合わせて着任後に自身の認識や姿勢、行動を変化させることがわかった。具体的には、自治体担当者に予算のことなどを教えてもらうつもりだったが、自治体側にも協力隊事業に関するノウハウがなく、自分から他の市町村の事例を紹介するようになった(C氏)という発言があった。また、自治体担当者に地域のスタッフとのミーティングの設定などのお膳立てを期待していたが、自

自治体担当者が日常業務に忙しく、自分たちで行う必要性を感じた（D氏）という発言もあった。

次に、自治体担当者との関係において評価する点、認識する課題やよりよい連携につな

表 4-2 隊員の自治体担当者との関係における変化の内容

分類		発言内容
自治体担当者への期待の変化		・地域住民の間に隊員の進路に関する誤った情報が広まった経験から、自治体担当者に対して、地域おこし協力隊制度の説明などよりも、地域住民が関心を持てる有益な情報の発信を期待するようになった（2年目）。（A氏）
自治体行政への理解の進展		・段々と自治体担当者の言葉を、活動の提案の却下であっても、提案を受け入れるために解決すべき点を教えてくれているといった前向きな意味にとらえられるようになり、自治体担当者からも前向きな話をしてもらえるようになった。（A氏） ・予算のことなどでこれまでの企業文化と自治体行政の文化の違いを理解し、自治体担当者へどういう働きかけをしたらよいかわかるようになった（2年目）。（C氏）
	自治体側へのはたらきかけに起因	・市長へのプレゼンなど、地域おこし協力隊の地域における意義や役割を明確にしようとするはたらきかけを隊員みんなが自治体側に行ったこともあってか、自治体側からできることとできないことを教えてもらえるようになった（2年目）。（C氏）
	新たな役割の発揮	・行政ができることとできないことを説明できるようになり、地域住民と行政の距離を縮める役割を果たせるようになった。（A氏）
自身の認識や姿勢、行動の修正		・当初は予算のことなどを色々と教えてもらうつもりだったが、一期生で自治体にもノウハウの蓄積がなかったため、自分から他の市町村の事例を紹介するようになった。（C氏） ・当初は担当者に地域のスタッフとのミーティングの設定など、お膳立てをしてほしいと考えていたが、自治体職員は日常業務に忙しいことに気が付き、担当者には予算や広報などについて役所内部へのはたらきかけを期待するようになった。（D氏）

資料：聞き取り調査より筆者作成。

る考えを表 4-3 に示す。自治体担当者との関係において評価する点としては、自身の関わる商品の販売に自治体担当者が協力してくれたこと（A 氏）、自身の要望に対する自治体担当者の素早い対応（B 氏）、広報のやり方などを自治体担当者が教えてくれたこと（C 氏）、自身のやりたいことに自治体担当者がブレーキをかけないことや自治体担当者が企画の告知に協力してくれたこと（D 氏）が挙げられた。評価の観点には隊員によって様々だが、自治体担当者の隊員に対する協力的な行動が評価につながっていると見られる。

自治体担当者との関係における課題については、自身の関わる商品の販売への自治体担当者の協力の継続や自身が行う獣害対策の活動の自治体への引継ぎ（A 氏）、任期満了後の連携（B 氏）が挙げられた。また、市が初期に採用した地域おこし協力隊員の一人としての経験を振り返り、自治体担当者が忙しくてできなかったが、自治体担当者と一緒に研修に参加して協力隊事業のノウハウを共有できるとよかったとの発言（C 氏）もあった。さらに、現場を離れているので今後の連携は難しい（D 氏）との発言もあった。自治体担当者との関係における課題やよりよい連携につながる考えは、C 氏の回答を除き、隊員の任期満了後における連携に着目するものだったと言える。

また、E 氏は、8 月に行った聞き取り調査で、自治体担当者には、自分が地域住民との関係を形成する際につなぎの役割を期待すると発言し、連絡が密にとれて意思疎通が想定以上に円滑だと述べた。11 月に行った聞き取り調査では、自治体の人とはほぼ毎日顔を合わせており、わからない地名を確認したりその地域の事情などを聞いたりしていると発言した。

表 4-3 隊員が自治体担当者との関係において評価する点と認識する課題やよりよい連携のアイデア

	評価する点	課題やよりよい連携のアイデア
A 氏	・ 隊員が関わる商品の市役所内での事前注文をまとめてくれた	・ 商品の受注を継続してほしい ・ 獣害対策の引継ぎ
B 氏	・ 要望に対する素早い対応	・ (強いて言えば) 任期満了後の連携
C 氏	・ 広報での周知などの進め方を教えてくれた	・ (一期生としての視点からは) 一緒に研修に参加して、ノウハウを共有できるとよかった
D 氏	・ 隊員がやりたいことにブレーキをかけない ・ 企画の告知への協力	・ 任期後の連携(ができていないので現状課題がない)

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（２）地域住民との関係

地域住民との関係における変化を表 4-4 に示す。隊員の地域住民との関係における変化の内容は、「活動を通じた地域の変化の実感」と「自身の認識や姿勢、行動の修正」の 2 つに分類することができた。

「活動を通じた地域の変化の実感」については、隊員が活動を通じて地域住民の変化を実感していることがわかった。具体的には、獣害対策の活動を通じて対策のポイントをつかむ住民が増えたと実感したこと（A 氏）、地域の外から人を呼ぶ活動を通じて地域の魅力を感じていなかった住民の意識に変化がみられた経験（C 氏）が挙げられた。

「自身の認識や姿勢、行動の修正」については、隊員が着任後に地域や現場の実状に触れ、自身の認識や姿勢を改めたり、行動の方向性を変化させたりすることがわかった。具体的には、着任 1 年目に自治体との仲立ちをうまくできなかった経験から特定の団体と関わらないと決めたこと（A 氏）、地域住民が人口減少抑制のために想像以上に様々な取り組みを行ってきたことを着任後に知り、自身の能力やアイデアと周囲の知識との接合を図るようになった経験（A 氏）が挙げられた。また、特定の人とだけ話しても話が他の人に広がらないことに気づき、着任後 3、4 か月くらいからなるべく関係する全員の人に話をしたり、話を聞いてくれる人が誰なのか考えるようになったりしたこと（C 氏）、はじめは地域のスタッフと一緒にプログラムを作成するつもりだったが、周囲の状況に合わせて着任後 2 年目くらいからプログラムの骨格は一人で作成するようになったこと（C 氏）が挙げられた。さらに、当初の目標の達成が難しく、目標をグレードダウンさせたことやそれにともない活動の姿勢を変化させたこと（D 氏）が挙げられた。

次に、地域住民との関係において評価する点と課題やよりよい連携につながる考えについて感じていることを表 4-5 にまとめた³¹。

地域住民との関係において評価する点としては、自身の活動に地域住民が協力してくれたこと（A 氏、B 氏）が挙げられた。

地域住民との関係における課題やよりよい連携につながる考えについては、現状なし（A 氏、B 氏）という回答があったが、現状ではこれ以上の連携は難しいという発言もあり、今後の状況次第ではよりよい連携が可能だと考えている様子がうかがえた。また、能力のある人とうまく連携できなかった、自身が活動の軸とした施設で新しいことをやる人が増えるという（C 氏）という発言もあった。

また、E 氏は、8 月に行った聞き取り調査の中で、地域住民には自分を外部の人間ではなく地域に居住する当事者として受け入れてほしいと発言した。11 月の聞き取り調査では、猟友会の人と行動をともにしている旨を述べた。

³¹ C 氏には時間の関係でこの事項について質問できなかった。

表 4-4 隊員の地域住民との関係における変化の内容

分類	発言内容
活動を通じた地域の変化の実感	・活動によって獣害対策のポイントをつかむ人が増えた（A 氏） ・地域の外から人を呼ぶ活動を通して、地域の魅力を感じていなかった住民の意識に変化がみられた。（C 氏）
自身の認識や姿勢、行動の修正	・困りごとは何でも間に入って解決しようと思っていたが、自治体との間を仲介しきれなかった経験から、特定の団体とは関わらないことを決めた（1 年目）。（A 氏） ・想像以上に地域ですでにやられていることが多いと気づき、自分のアイデアだけで地域おこしをするというより、周囲の知識や経験との接合を考えるようになった。（A 氏） ・はじめは特定の人と話すことが多かったが、話が他の人に広がっていかないことに気づき、なるべく全員と話すようになった。また、誰が話を聞いてくれる人なのか考えるようになった（3、4 か月目くらい）。（C 氏） ・はじめは地域のスタッフと一緒にプログラム作りをしたかったが、スタッフが日常業務に忙しいこともあり、新しいことをやることに前向きでないと感じたので、プログラムの骨格は基本的に自分一人で作った（2 年目以降）。（C 氏） ・当初の目標の達成が難しく、目標をグレードダウンした。それに合わせて、活動の姿勢としても現場の組織に入り込むことを考えるようになった。（D 氏）

資料：聞き取り調査より筆者作成。

表 4-5 隊員の地域住民との関係において評価する点と課題やよりよい連携のアイデア

	評価する点	課題やよりよい連携につながる考え
A 氏	・事業への協力	・現状なし（これ以上の連携は難しく、現状その余裕がない）
B 氏	・活動への協力	・現状なし（新たな連携のアイデアはあるが、実現可能性が低く、現状はこれで十分）
D 氏	・なし	・期待に応えられず、能力のある人とうまく連携できなかった。 ・現地施設を使って新しいことをやる人が増えてくれたらよい。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（３）他の地域おこし協力隊員との関係

他の地域おこし協力隊員との関係について、月 2 回のミーティング等を通して活動内容が異なる隊員から刺激を受けているという回答を A, B, D, E 氏から得られた³²。しかし、他の隊員との関係が協力隊事業を通じて変化したり、他の隊員との交流を通じて活動に新たな展開が生まれたりというような回答は得られなかった。

（４）その他の変化

協力隊事業を通じた変化の内容のうち、特定の主体との関係における変化として分類できなかったものを表 4-6 にまとめた。変化の内容は、「活動の新展開」、「活動の姿勢の変化」、「退任後の職業や事業の変更」、「居住計画の変更」の 4 つに分類することができた。

「活動の新展開」については、活動の方向性自体には変化がないものの、周囲の人との関わりの中で隊員の活動に新たな展開が生まれることがわかった。具体的には、活動の様子を知る農業委員から新たな土地の紹介を受けたことで、着任時には任期中にできないと思っていた活動ができるようになった（A 氏）、自治体職員との雑談をきっかけに新たな拠点での企画を提案したことで視野が広がった（B 氏）という発言があった。

「活動の姿勢の変化」では、自治体や地域の実状に合わせて、隊員が自身の活動の姿勢を変化させることがわかった。具体的には、自治体・地域と一体になって変化していきかけたが、それぞれの考え方や事業の進め方が違って難しかったため、外部から人を呼ぶことで変化を生じさせようとするようになった（C 氏）という発言があった。

「退任後の職業や事業の変更」では、隊員が退任後に行う事業の計画や隊員の進路が任期中に変化することがあることがわかった。具体的には、着任時に考えていた事業だけでは退任後に生活できそうにない事情があり、新たな事業を考えるようになった（A 氏）、想定していた退任後の進路を任期中に変更した（D 氏）という発言があった。

「居住計画の変更」では、任期中に隊員の家族の居住計画が変化することがあることがわかった。具体的には、賃貸・借家での居住を考えていたが、子育てしやすい環境であり、地元の人も受け入れてくれていると感じるため、着任 2 年目終わりくらいに自宅を建てることを決定した（D 氏）という発言があった。

³² 同上。

表 4-6 隊員のその他の変化

分類	発言内容
活動の新展開	・農業委員会から立地の良い土地を紹介してもらえたことで、当初はできないと思っていた活動ができるようになった。(A 氏) ・自治体職員との雑談がきっかけで、新たな拠点での企画を提案し、視野が広がった。(B 氏)
活動の姿勢の変化	・当初は、自治体・地域と一緒に変化していきたかったが、それぞれのやり方があって難しく、外部から人を呼んで変化を生もうと考えるようになった(半年～1 年目終わりくらい)。(C 氏)
退任後の職業や事業の変更	・退任後の生活について、当初考えていた事業だけでは生活できそうにない事情があり、新たな事業を考えるようになった。(A 氏) ・退任後も現地施設のスタッフとして残っていたが、途中で進路を変更した(2 年目半ば～3 年目はじめ)。(D 氏)
居住計画の変更	・当初は賃貸・貸家での居住を考えていたが、自然が多くて子育てしやすく、地元の人も受け入れてくれているように感じるため、マイホームを建てることにした(2 年目終わりくらい)。(D 氏)

資料：聞き取り調査より筆者作成。

(5) 地域課題への認識と協力隊事業を通じた課題解決度の評価

活動地域の課題への認識と協力隊事業を通じた解決度の評価について、表 4-7 に示す。地域課題として認識していることについては、自由な意見交換をしにくいことや物事の責任者が明確でなく責任の所在があいまいなこと (A 氏)、人口減少 (B 氏、E 氏)、現地施設の交通アクセスの改善や地域の人に自分たちの日常を面白いと思って価値を感じてもらうこと (C 氏)、少子高齢化と人口流出 (D 氏)、獣害 (E 氏) が挙げられた。

地域課題の解決度については、5 (解決に向かっている) あるいは 4 (ある程度解決に向かっている) と回答した隊員はおらず、全体的に評価は低めであった。

評価の理由としては、現時点ではわからない (B 氏)、少しは現地施設の誘客に貢献できたが経営改善にはまだ課題がある (C 氏)、任期中に地域を変えることは難しい (D 氏) という発言があり、地域の課題が解決の方向へ向かうには時間がかかることが示唆された。

表 4-7 隊員の活動地域の課題への認識と協力隊事業を通じた解決度の評価

	地域の課題として認識すること	地域の課題の解決度への評価	評価の理由
A 氏	・自由な意見交換ができない ・物事の責任者があいまい	1（全く解決に向かっていない）	未来的な考えをもち、変えることや新しいことをやることに前向きな人が少ない。
B 氏	・人口減少	3（どちらともいえない）	何もしていないわけではないが、現時点では地域課題が解決に向かっていのかどうかまだわからない。
C 氏	・現地施設の交通アクセスの改善 ・地域の人たちに自分たちの日常を面白いと思ってもらうこと	2（あまり解決に向かっていない）	少しは誘客できたが、現地宿泊施設の経営改善まではできなかった。
D 氏	・少子高齢化と人口流出	2（あまり解決に向かっていない）	地域おこし協力隊の任期には期限があり、地域を変えることは難しい。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（6）協力隊事業に対する満足度

協力隊事業に対する満足度とその理由を表 4-8 にまとめた。協力隊事業に対する満足度について、1 名を除き 4（ある程度満足している）と回答しており、満足度は全体的に高めだった。3（どちらともいえない）と回答した隊員も、協力隊事業は一世帯を地域に移住させるために約 1200 万円の税金を使うので割に合わないと感じているためであり、自分自身は満足していると発言していた。比較的満足している理由としては、成果を出せたこと（A 氏）、地域への貢献を実感できていること（B 氏）、色々な人と新しくつながることができたこと（C 氏）が挙げられた。

表 4-8 隊員の協力隊事業に対する満足度と回答の理由

	協力隊事業に対する満足度	回答の理由
A 氏	4（ある程度満足している）	自分としては集中して、ある程度成果も出せた。自分が手掛けたもので、自分以外の人注目浴びられるとさらに良かった。
B 氏	4（ある程度満足している）	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響もあって現地観光施設の総利用者数は減少しているが、売り上げは増加しており、地域への貢献を実感できている。
C 氏	4（ある程度満足している）	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響で企画していたものができなくなったこともあったが、事業を通して色々な人と新しくつながることができた。
D 氏	3（どちらともいえない）	自分自身は満足だが、地域に1世帯移住させるために税金を1,200万円使うのは非効率的である。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（7）小括

地域おこし協力隊員の自治体担当者との関係における協力隊事業を通じた変化は、「自治体担当者への期待の変化」、「自治体行政への理解の進展」、「自身の認識や姿勢、行動の修正」の3つに大別された。「自治体担当者への期待の変化」については、地域が抱える問題に直面して隊員が自治体担当者への期待を変化させることがわかった。「自治体行政への理解の進展」については、隊員が自治体行政への理解を深めることで自治体担当者との連携が円滑になることがわかった。また、隊員が自治体行政への理解を深めることは、地域住民と自治体行政の相互理解を深めることにつながる可能性も示唆された。「自身の認識や姿勢、行動の修正」については、隊員が着任後に自治体側の状況に合わせて自身の認識や姿勢、行動の方向性を変化させることがわかった。自治体担当者の協力的な姿勢を評価する発言があり、課題としては退任後の連携に着目する回答がみられた。

地域住民との関係における協力隊事業を通じた変化は、「活動を通じた地域の変化の実感」、「自身の認識や姿勢、行動の修正」の2つに分けることができた。「活動を通じた地域の変化の実感」については、隊員が活動を通じて地域住民の好意的な変化を実感していることがわかった。「自身の認識や姿勢、行動の変化」については、隊員が地域や現場の状況に合わせて自身の認識や姿勢、行動の方向性を変化させることがわかった。

他の地域おこし協力隊員との関係においては、協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。

地域の課題としては人口減少の他に様々な項目が挙げられ、協力隊事業を通じた課題の解決度の評価は全体的に低かった。一方、協力隊事業に対する満足度は比較的高かった。

2) 自治体担当者への聞き取り調査の結果

自治体担当者 F、G 氏への聞き取り調査の結果を以下にまとめた。

(1) 地域おこし協力隊員との関係

地域おこし協力隊員との関係における協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。地域おこし協力隊員から影響を受けた点、地域おこし協力隊員との関係において評価する点と今後の課題やより良い連携につながる考えについて表 4-9 にまとめた。地域おこし協力隊員から影響を受けた点として、隊員との交流や隊員の活動を通して、地域住民の経験やスキルなどに関わる情報を得られること（F 氏、G 氏）が挙げられた。地域おこし協力隊員との関係において評価する点としては、地域住民を巻き込んだ活動を行うことができたこと（F 氏、G 氏）、隊員が自治体の受け持つ祭りで出し物をしてくれて、イベント関係で連携できたこと（F 氏）が挙げられた。地域おこし協力隊員との関係においての課題やよりよい連携につながる考えとしては、イベント関係での連携の拡大（F 氏）、ドローンでの農薬散布などの一部の隊員が退任後に行うハードルが高くニッチな事業の開拓・支援（F 氏）、任期後の隊員との連携（G 氏）が挙げられた。退任後の隊員との連携は両氏に共通してみられる課題であった。

表 4-9 自治体担当者が隊員との関係において影響を受けた点・評価する点・認識する課題やよりよい連携のアイデア

	影響を受けた点	評価している点	課題やよりよい連携につながる考え
F 氏	・隊員を通して地域の人の経歴やスキルと いった情報を得られる	・自治体が運営するイベントに出演してくれて、 出し物の幅が広がった ・地域の人を巻き込む活動を行うことができた	・イベント関係の連携の拡大 ・ハードルが高く、ニッチな事業の開拓
G 氏	・隊員の活動を通して、地域の人の情報を得られる	・地元の人を交えた活動を行うことができた	・任期後の隊員との連携

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（２）地域住民との関係

地域住民との関係における協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。地域住民から影響を受けた点、地域住民との関係において評価する点と今後の課題やよりよい連携につながる考えについて表 4-10 にまとめた。地域住民から影響を受けた点としては、日常的な業務の中でスズメバチの駆除などの自分もっていない地域住民のスキルが役に立つこと（F 氏）隊員の活動を評価する地域住民の発言によって隊員が地域に貢献できていることを実感した経験（G 氏）が挙げられた。地域住民との関係において満足する点としては、隊員と地域住民の良好な関係（F 氏、G 氏）が挙げられた。地域住民との関係における課題やよりよい連携につながる考えとしては、隊員の退任後に隊員が関わっていた地域住民の活動をサポートすること（F 氏）、地域住民との交流（G 氏）が挙げられた。

表 4-10 自治体担当者が地域住民との関係において影響を受けた点・評価する点・課題やよりよい連携のアイデア

	影響を受けた点	評価している点	課題やよりよい連携につながる考え
F 氏	・ 地元の人のスキルが役立つことがある	・ 隊員が地元の人と一体となった活動をしたり、地域に溶け込んだりすることができている	・ 隊員の退任後の、活動のサポート
G 氏	・ 地域の方の発言が、隊員が地域に貢献していることの気づきになった	・ 隊員と地元の方が連携できている	・ 地域の方との交流

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（３）地域課題への認識と協力隊事業を通じた解決度の評価

地域課題への認識と協力隊事業を通じた解決度の評価について、表 4-11 にまとめた。地域課題として認識することについては、少子高齢化（F 氏）、市の中心部からの時間的距離（F 氏）、寒暖差が激しく厳しい気候環境（F 氏）、若い世代の中に地域の担い手を引き継ぐ候補が少ないこと（G 氏）などが挙げられた。協力隊事業を通じた地域課題の解決度の評価については、F 氏が 2（あまり解決に向かっていない）と回答し、活動の中で新たな課題があらわれると発言した。G 氏は 3（どちらともいえない）と回答し、企画が一回きりになりかねないとして、任期が限られる隊員の活動の効果が一時的なものになりかねないことに言及した。

表 4-11 自治体担当者の地域の課題に対する認識と協力隊事業を通じた解決度の評価

	地域の課題として認識すること	事業を通じた地域の課題の解決度の評価	評価の理由
F 氏	・ 少子高齢化 ・ 市の中心部からの時間的距離 ・ 厳しい気候環境	2 (あまり解決に向かっていない)	ポジティブな意味で回答。活動の中で新たな課題があらわれる。
G 氏	・ 若い次の世代の担い手がない	3 (どちらともいえない)	隊員の活動の効果が一時的なものになりかねない。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

(4) 協力隊事業に対する満足度

F, G 氏の協力隊事業に対する満足度とその理由を表 4-12 にまとめた。協力隊事業に対する満足度については、両氏とも 4 (ある程度満足している) と回答した。回答の理由として、隊員と地域の橋渡しができたこと (F 氏)、関係人口の増加に貢献できていること (F 氏)、協力隊事業が地域活性化の起爆剤になっていると思うこと (G 氏) が挙げられた。

表 4-12 自治体担当者の協力隊事業に対する満足度と回答の理由

	協力隊事業に対する満足度	回答の理由
F 氏	4 (ある程度満足している)	隊員と地域の橋渡しができた。関係人口の増加に貢献できていると思う。
G 氏	4 (ある程度満足している)	地域の活性化の起爆剤になっていると思う。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

(5) 小括

自治体担当者への聞き取り調査では、地域おこし協力隊員と地域住民双方との関係において協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。隊員との関係において評価する点として、地域住民を巻き込んだ活動を行うことができたことが共通して挙げられ、課題やよりよい連携につながる考えとしては、退任後の隊員との連携が共通して挙げられた。地域住民との関係において評価する点としては、隊員と地域住民の良好な関係が共通して挙げられ、課題やよりよい連携につながる考えとしては、地域住民の活動のサポートや地域住民との交流が挙げられた。地域の課題としては少子高齢化、次世代の地域の担い手不足などが挙

げられ、協力隊事業を通じた解決度の評価は高くなかった。一方、協力隊事業への満足度は比較的高かった。

3) 地域住民への聞き取り調査の結果

地域住民 H, I, J 氏への聞き取り調査の結果を以下にまとめた。

(1) 自治体担当者との関係

自治体担当者との関係について、協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。自治体担当者との関係において評価する点と課題やよりよい連携につながる考えについての発言を表 4-13 にまとめた。自治体担当者との関係において評価する点については、隊員が自治体職員だけでなく猟友会とも行動をともし、現場を見てもらえることを評価する発言 (J 氏) があった。自治体担当者との関係における課題やよりよい連携につながる考えについては、自治体・隊員・地域住民の 3 者で定期的な話し合いができるとよい (H 氏)、地域住民との関わり方について自治体が隊員にきちんと指導を行っているのか疑問であり、もう少し隊員に現場に入って地域住民とコミュニケーションを深めてほしかった (I 氏)、隊員・自治体・猟友会が連携して開催した獣害の勉強会が良かったので、これから被害が増えてきたらまたやらなければならない (J 氏) との回答があった。また、聞き取り調査の中で、もう少し目標・目的を明確にして地域の課題の解決策を話し合える形で協力隊を導入してほしい (H 氏) という発言もあった。

表 4-13 地域住民が自治体担当者との関係において評価する点と認識する課題やよりよい連携のアイデア

	評価する点	課題やよりよい連携につながる考え
H 氏	・特になし	・自治体・隊員・地域住民の 3 者で定期的に話し合いをしたかった。 ・目標・目的を明確に設定して、地域の課題の解決策を話し合える形で協力隊を導入してほしかった。
I 氏	・特になし	・現地スタッフとの関わり方について、行政サイドから隊員へ指導がなされているのか疑問だった。
J 氏	・隊員を猟友会と一緒に行動させてくれる	・獣害が増えてきたらまた勉強会をやらなければいけない。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

(2) 地域おこし協力隊員との関係

地域おこし協力隊員との関係について、協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。地域おこし協力隊員との関係において評価する点と認識する課題やよりよい連携につ

ながる考えに関わる発言内容を表 4-14 にまとめた。

隊員との関係において評価する点については、隊員が開催した獣害対策の勉強会のおかげで猟友会の活動が地域住民に伝わるようになった（J 氏）という回答があった。また、聞き取り調査の中で、特産品を活用した商品開発などの隊員の活動が地域振興につながっていると思う（H 氏）という発言や、隊員の情報発信やイベントの主催・補助といった活動を評価する発言（I 氏）があった。

地域おこし協力隊員との関係における課題やよりよい連携につながる考えとしては、隊員と地域の互いの長所を活かしたい（H 氏）、隊員のもつ知識や経験がより活かされるとよかった（I 氏）という発言があり、隊員の能力や経験を地域や現場の課題解決に結びつけることを複数の地域住民が挙げた。また、I 氏は上述のように、隊員に現場のスタッフともう少し一緒になって行動してもらい、連携を深めたかったと発言したほか、それと関連して、施設の活性化なのか地域の活性化なのか、協力隊の目的をはっきりさせてもらえるとよかったと述べた。関東地方や全国へ施設の情報をより発信することを望む発言もあった（I 氏）。なお、J 氏には時間の関係でこの事項について質問できなかったが、聞き取り調査の中で隊員との関係における不満を感じさせる発言はみられなかった。

表 4-14 地域住民が地域おこし協力隊員との関係において評価する点・認識する課題やよりよい連携のアイデア

	評価している点	課題やよりよい連携につながる考え
H 氏	・隊員の活動が、地域振興につながった。	・互いの長所を活かしたい。
I 氏	・国内への情報発信や、隊員が主催するイベントがありがたく、施設の経営にも少しは結びついている。 ・常にイベントに来てくれ、何かしら役に立ってくれた。	・隊員の持つ知識や経験が、より活かされるとよかった。 ・もう少し一緒になって行動してもらい、連携を深めたかった。 ・施設の活性化なのか、地域の活性化なのか、目的をはっきりさせてもらえるとよかった。 ・関東地方や全国への情報発信をさらにしてもらえるとよかった。
J 氏	・隊員が開催した獣害対策の勉強会のおかげで、猟友会の活動が地域住民に伝わるようになった。	

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（３）地域の課題への認識と協力隊事業を通じた解決度の評価

H, I 氏の地域の課題への認識と、協力隊事業を通じた課題の解決度の評価について、表 4-15 にまとめた。認識する地域の課題として、後継者不足（H 氏）、現地施設の経営改善や地域住民との連携（I 氏）が挙げられた。協力隊事業を通じた課題の解決度の評価としては、H 氏が 2（あまり解決に向かっていない）、I 氏が評価できないと回答した³³。

表 4-15 地域住民の地域の課題への認識と協力隊事業を通じた解決度の評価

	地域（現地施設）の課題として認識していること	事業を通じた地域の課題の解決度の評価
H 氏	後継者不足	2（あまり解決に向かっていない）
I 氏	経営改善、地域住民との連携	評価できない

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（４）協力隊事業に対する満足度とその理由

H, I 氏の協力隊事業に対する満足度と回答の理由を表 4-16 にまとめた。協力隊事業に対する満足度として、両氏とも 2（あまり満足していない）と回答した。I 氏は、今後への期待も含めてそのような回答としたと述べた³⁴。

表 4-16 地域住民の協力隊事業に対する満足度と回答の理由

	協力隊事業に対する満足度	回答の理由
H 氏	4（あまり満足していない）	
I 氏	4（あまり満足していない）	今後への期待も含めてそのような回答とした。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

（５）小括

地域住民への聞き取り調査では、自治体担当者と地域おこし協力隊員双方との関係において協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。協力隊事業の目的を明確にすることが、自治体担当者と隊員双方との関係における課題として挙げられた。また、隊員との関係における課題として、隊員の能力や経験を現場の課題解決に結びつけることを複数の調査対象者が挙げた。

認識する地域の課題は立場によって異なり、協力隊事業を通じた課題の解決度の評価は

³³ J 氏には時間の関係でこの事項について質問できなかった。

³⁴ 同上

高くなかった。回答を得た調査対象者の協力隊事業に対する満足度は比較的低かった。

5. 考察

以上の結果から、地域おこし協力隊員が、協力隊事業を通じて自治体担当者、地域住民との関係における変化やその他の変化を経験していることがわかった。それらの変化のうち、「自治体行政への理解の進展」と、自治体担当者や地域住民との関係における「自身の認識や姿勢、行動の修正」に着目して考察を行う。その後、自治体担当者や地域住民への調査結果から、協力隊事業を通じた変化がみられなかった理由についても考察する。考察を踏まえよりよい事業展開につなげられる可能性がある方策についても述べる。

1) 「自治体行政への理解の進展」に関する考察

地域おこし協力隊員・元隊員 A, C 氏へのヒアリングから、両氏が協力隊事業を通じて自治体行政への理解を深めてきたことがわかった。このような隊員と自治体担当者との関係における協力隊事業を通じた変化は、既往研究の中で必ずしも注目されてきたわけではない。たとえば、竹田・田口（2019）は主として隊員と地域住民との関係における変化に着目しており、隊員と自治体担当者との関係における変化には焦点をあてていない。しかし、本章では、隊員と自治体担当者との関係における変化が、協力隊事業を展開していく上で重要な意味をもちうることを示した。具体的には、自治体行政への理解を深めたことで、自治体担当者と互いに前向きに話ができるようになったり、自治体担当者への働きかけの仕方がわかるようになったりしたという発言があった。これらの発言内容から、隊員が自治体行政への理解を深めることで隊員と自治体担当者との意思疎通が円滑になり、事業の展開も円滑になることが考えられる。さらに、自治体行政への理解を深めたことで自治体と地域住民の距離を縮められるようになったという発言があったように、隊員が自治体行政への理解を深めることは、隊員を媒介に自治体と地域住民が相互理解を深めることにもつながる可能性がある。したがって、隊員の「自治体行政への理解の進展」は隊員・自治体担当者・地域住民の 3 者の連携を円滑にするものであり、隊員の自治体行政への理解を促進する方策は一定の効果を有していると思われる。たとえば、隊員の着任初期に自治体行政への理解を深めるための機会を設けることが一つの方策として考えられる。また、新任の隊員が、調査対象の隊員の発言にあった自治体担当者の言葉の前向きな捉え方や、企業と自治体行政の文化の違いを理解したことでわかるようになった自治体担当者への働きかけの仕方などを知ることができれば、その隊員は自治体担当者との連携を円滑に行いやすくなるはずである。したがって、先輩隊員や元隊員が、後輩の隊員に自治体行政の考え方や気をつけるとよい点などを伝授する機会を設けることも考えられる。

2) 「自身の認識や姿勢、行動の修正」に関する考察

地域おこし協力隊員 A, C, D 氏へのヒアリングによって、協力隊事業を通じて、隊員が自治体担当者や地域住民との関係において自身の認識や姿勢、行動を変化させることがわ

かった。このような認識や姿勢、行動の修正は、図司（2013：p.351）が指摘する「隊員を地域に受け入れてはじめて、隊員と受入地域の間の姿勢や方向性のズレが露呈する状況」が存在し、隊員がその「ズレ」に対応する状態を示すものとも言える。このような隊員の対応を調査した研究として、柴崎・中塚（2018）は、隊員が直面するリアリティ・ショックを4つにまとめている。しかし、本章ではそれらのリアリティ・ショックに対応するような隊員の発言はみられなかった。本章でみられた隊員の認識や姿勢、行動の修正は、隊員の想像以上に自治体担当者が忙しいことや協力隊事業についてのノウハウがまだないこと、地域住民が隊員の想像以上にこれまでも積極的な活動を行ってきたこと、逆に地域住民があまり前向きな姿勢でないことなどに対処するものであって、既往研究におけるリアリティ・ショックの克服過程とは内容が異なるものとも言える。このように、地域おこし協力隊員が着任前後に感じるギャップには様々なものがありうるため、既往研究の結果にとらわれず、個別の事情を理解する姿勢が求められる。なお、本章で既往研究にある4つのリアリティ・ショックの克服に対応する隊員の認識や姿勢、行動の修正がみられなかったことは、隊員の活動の自由度や忙しさが隊員にとって適切であること、隊員と自治体行政や地域組織との間に隊員のキャリアの方向性に関するギャップがないこと、隊員が自身の経験やスキルを活かしていること、曖昧な雇用形態や隊員に向けられる画一化されたイメージが存在しないことなどの可能性を示唆していると考えられる。特に、既往研究において離職願望を持つ隊員が直面していた「キャリアの方向性に関するリアリティ・ショック」に対応する状況がないと示唆されることは、本章対象地の協力隊事業を評価する観点として重要である。また、隊員の協力隊事業における満足度が総じて比較的高いことから、本章対象地においては、深刻な「隊員と受入地域の間の姿勢や方向性のズレ」が存在しないか、「ズレ」を埋めるための「自身の認識や姿勢、行動の修正」が有効に機能していることも示唆される。

3) 自治体担当者と地域住民に協力隊事業を通じた変化がみられなかった理由の考察

自治体担当者と地域住民への聞き取り調査では、協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。以下ではその理由について考察する。

自治体担当者への聞き取り調査で協力隊事業を通じた大きな変化がみられなかった理由の一つには、調査対象者数が十分ではなかった点があると考えられる。本章では2名の自治体職員に聞き取り調査を行ったが、他にも協力隊事業の担当経験をもつ自治体職員がいるため、協力隊事業における自治体担当者の変化を十分に捉えきれていない可能性がある。また、自治体担当者が各隊員を担当する期間が約1年であるため、協力隊事業に関わる変化が生じることに、十分な期間でない点も考えられる。

しかしながら、地域おこし協力隊員・元隊員が認識する協力隊事業を通じた変化について、4名の隊員全員から回答を得た。その中には、着任後1年以内に経験する変化も含まれることから、以上のような理由だけでは自治体担当者に協力隊事業を通じた変化が見られなかった理由を説明することはできない。したがって、自治体担当者にとっては隊員や地域住民

との間に協力隊事業に関する「姿勢や方向性のズレ」があまり存在せず、自身の認識や姿勢、行動を変化させる必要がないことが考えられる。自治体担当者の協力隊事業に対する満足度が比較的高いことは、こうした可能性を裏付けるものである。

地域住民へのヒアリングで協力隊事業を通じた変化がみられなかった理由の一つにも、調査対象者数の制約があると考えられる。3名へのヒアリングだけでは多様な地域住民の変化の全体像をとらえることはできない。しかし、調査対象者3名はいずれも隊員との直接的な接触があり、協力隊事業との関係が薄いというわけではない。それにもかかわらず協力隊事業を通じた変化がみられず、特にH、I氏は自治体担当者のように協力隊事業に対する満足度が高いわけでもない。したがって、隊員や自治体担当者との間の「姿勢や方向性のズレ」が埋まっていない可能性がある。しかし、それは同時にその「ズレ」を埋めるための変化が起きる余地が存在するということでもある。具体的には、H、I両氏とも協力隊事業の目的をはっきりさせてほしいとの発言や、隊員の能力や経験を地域の課題解決により活かせるとよいという内容の発言をしていることから、隊員や自治体担当者が地域住民と協力隊事業の目的や連携の方法を議論・共有する機会を設けることが考えられる。特にH氏の要望のように隊員・自治体担当者・地域住民の3者による定期的な会議の場を設けたり、交流の場を設けたりすることは、3者の連携を円滑にする可能性がある。

6. おわりに

本章では、協力隊事業を通じて隊員・自治体担当者・地域住民の3主体が経験する変化や各主体の協力隊事業への評価などを明らかにした。

その結果、調査対象地域では、地域おこし協力隊員が協力隊事業を通じて他主体との関係その他において変化を経験しており、事業への満足度が比較的高いことがわかった。特に隊員が自治体行政への理解を深めることが、協力隊事業の円滑な展開に重要な役割を果たす可能性が示された。また、隊員は着任後に想定と異なる現実に直面して自身の認識や姿勢、行動を修正しているものの、その内容は必ずしも既往研究の結果と一致しないこともわかった。

一方、自治体担当者や地域住民には協力隊事業を通じた大きな変化はみられなかった。その理由として、調査対象者数の制約や自治体担当者の担当期間の短さが考えられる。また、自治体担当者の協力隊事業に対する満足度は比較的高いのに対し、回答を得た地域住民の協力隊事業に対する満足度は高くなかった。そのため、自治体担当者は自身の認識や姿勢、行動を修正する必要を感じていないが、地域住民や関係する他主体には変化の余地があるとも考えられる。特に、調査対象地域では、隊員・自治体担当者・地域住民の3者で定期的な会議や交流を行うことで、協力隊事業の目的や連携の方法を共有・議論することができ、より円滑な連携が生まれる可能性がある。

引用文献

- [1] 柴崎浩平・中塚雅也(2018)「地域おこし協力隊のリアリティ・ショックと克服過程」『農業問題研究』 54(2) : 25-35.
- [2] 総務省「地域おこし協力隊」, https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html (2022年1月30日参照)
- [3] 竹田晴香・田口太郎(2019)「中山間地域における外部人材の役割変化と地域の受容・協働プロセスに関する研究—岡山県美作市上山地区の地域おこし協力隊を事例に—」『農村計画学会誌』 38(Special_Issue) : 273-282.
- [4] 図司直也(2013)「地域サポート人材の政策的背景と評価軸の検討」『農村計画学会誌』 32(3) : 350-353.

第5章 新規就農者の営農に関する情報の獲得と利用

二見 純平

1. はじめに

1) 研究の背景

2020 年農林業センサスによれば、日本全国における基幹的農業従事者は高齢化が進み、その平均年齢は 1990 年の 56.7 歳から 2020 年には 67.8 歳となり、約 11 歳上昇している。また、2020 年の農林業センサスによると、基幹的農業従事者数は同期間、約 293 万人から約 136 万人へと推移しており、農業従事者の高齢化と減少が進行している。こうした中で、農林水産省（2020）は、令和 2 年度食料・農業・農村基本計画において、持続的かつ力強い農業の実現のために、担い手への農地集積とともに担い手の育成確保を推進していくとしている。全国農業会議所（2016）が実施した新規参入者及び新規親元就農者を対象としたアンケート調査によると、新規参入者の 48.3%と新規親元就農者の 45.9%が「営農技術の向上」を今後 5 年程度における経営の最重要課題としている。しかしながら、同調査によると、新規参入者の約 5 割と新規親元就農者の約 8 割が営農技術の習得に苦労している。新規就農者は技術の向上を中長期的に重要な経営課題としている一方で、その習得に苦労している状況が伺える。

このような背景もあり、新規就農者の営農技術習得に関する研究蓄積が進んでいる。技術習得と新規就農者の定着に関して内山（1999）は、新潟県、山形県、茨城県の新規参入者及び新潟県の新規参入者が居住する地域の地域住民への聞き取り調査を行なった。その結果、農業外からの新規参入者が技術を学び、生産物の品質が向上することで地域農業者の一員と認知されることを指摘している。営農技術や営農に関わる知識に関しては、梅本・山本（2010）や藤井ら（2010）が知識に関する概念の整理や、知識抽出の方法に関してまとめている。実際の知識の共有・継承に関しては、山口・中塚（2009）が兵庫県において伝統的な作物である黒大豆に関して、一般的知識、応用的知識など知識類型別に共有されているコミュニティを明らかにしている。さらに、山口（2012）は、兵庫県において伝統的な黒大豆の熟練生産者の知識を、一般度に基づいて類型化し、知識の獲得先を①JA・普及センターの活動（普及員など）、②地縁レベルコミュニティ（親、集落内の生産者など）、③地域レベルコミュニティ（資材メーカーの展示会、部会、種子協議会など）に分類している。そして、一般化されていない高度な固有知識は地縁レベル、地域レベルのコミュニティにおいて共有・継承されているとした。また、知識の共有と継承問題に関しては、組織的な知識共有と管理に関する概念であるナレッジマネジメントの観点からも研究が行われている。末永（2009）は、ナレッジマネジメントの歴史的背景や周辺知識を整理した上で、農林水産業におけるナレッジマネジメントの実態と今後の発展可能性に関して考察を行なっている。また、農業における情報の特徴として、外的環境である天候や病害虫などから影響を受ける不

確実性の高さを指摘している。農業情報の収集や獲得に関しては、土田（2003）が、専業農家の属性と情報獲得の姿勢や傾向、また情報提供に関する不満などの実態を明らかにしている。病虫害情報や生育情報、技術情報といった情報タイプ別に、使用されている情報源が分析されている。生育情報について選択される情報源として「農家・農家組合」がその他の種類の情報に比べて、より多く挙げられていた。

以上のように、新規就農者が営農を行う上で、抱える技術獲得の課題、農業における知識の類型化と共有、専業農家における外部の情報獲得について、研究蓄積が進んでいる。しかし、新規就農者の営農技術に特に注目して外部の情報獲得に関する実態を明らかにした研究や、情報の獲得から利用までの一連のプロセスを明らかにする研究は不足している。

2) 研究の目的

以上を踏まえて、本章は、新規就農者がどのような形で営農技術に関する情報を獲得し、利用しているのかを明らかにすることを目的とする。また、新規就農者の地域での営農に関わる知識共有について地域交流の側面から実態を把握する。具体的には、山口（2012）が明らかにした知識共有における熟練農業者の地域レベルコミュニティの重要な役割を受け、部会などの地域における生産者で構成されたコミュニティが、玉山地域でどのような役割を果たしているかを明らかにする。そして、結果を踏まえて玉山地域における新規就農者の営農知識の獲得に関して考察を行い、それに基づき新規就農者支援に関する示唆を試みる。また、以下では、2020 年農林業センサスを参考に、新規参入者を土地や資金を独自に調達した新規就農者とし、親元就農者は、相続・贈与等を通して一部であっても、親から農地などの経営資源を譲り受けた新規就農者とする。本章ではいずれかの就農者を示す場合を除いては、新規就農者とする。

2. 調査の対象と方法

1) 調査の方法

岩手県盛岡市玉山地域の新規就農者を対象に、2021 年 8 月から 11 月にかけて調査票を用いたアンケート調査、オンラインツール（zoom）を用いた聞き取り調査と対面の聞き取り調査を実施した。

アンケート調査は、玉山総合事務所の職員の方々に現地で配布いただいた。アンケート調査は、新規就農者に関する背景情報及び利用情報源の傾向を把握することを目的とした。質問項目は、新規就農者の属性、営農上の目標、技術獲得に対する姿勢、目的別利用情報源、地域交流に対する姿勢である。特に、目的別利用情報源に関しては、5 つの目的と 11 の情報源を設定した。具体的には、営農技術に関する情報獲得の目的として、1) 基本的な営農技術を知るため、2) 新しい栽培方法を取り入れるため、3) 新しい品種・作物を取り入れるため、4) 新しい機械を取り入れるため、5) 経営拡大に必要な技術を取れ入れるため、の 5 つを設けた。目的別利用情報源の選択肢は、表 5-1 のとおりである。営農技術やその他栽培

に関わる 5 つの目的それぞれに関して、上位 3 つにあたる選択肢を選び、順位を記入する方式で調査を行った。情報源のうち 1 番目に選ばれたものを 3 点、2 番目に選ばれたものを 2 点、3 番目に選ばれたものを 1 点として得点化して、集計した。

次に、オンラインの聞き取り調査は、より広範な情報獲得から活用までのプロセスや、地域交流が知識共有において果たす役割を明らかにすることを目的とした。質問項目は、アンケート調査で把握しきれなかった属性情報、新規就農者が営農技術を獲得したプロセス、地域交流を通じた営農技術の獲得方法、具体的な地域交流の方法である。聞き取り調査を録音した発話内容を文字起こしし、事例間で共通点・相違点を分析し、類型化を行った。類型化に関しては、山口（2012）の知識獲得先の特徴に基づく分類や、習得した知識の一般化の程度による分類を参考にした。対面の聞き取り調査でも、目的や質問項目、分析方法は同様であった。

表 5-1 利用情報源の選択肢

1. 県・市町村・農業委員会	2. 普及センター，農業試験場	3. 農協・関連部会
4. 農機メーカー・卸先・販売	5. 新聞・雑誌・書籍・テレビ	6. インターネット
7. 他の新規就農者	8. 近親者	9. 玉山地域の農業者
10. 玉山地域外の農業者	11. 研修先	

註：情報の入手先に関しては全国農業会議所の全国新規就農相談センターの「新規参入者の経営資源の確保に関する調査結果」（平成 31（2019）年 3 月公表）<https://www.befarmer.jp/uploads/statistics/RyxYJETfbUww65nf3VzZ202003171448.pdf> を参考に選定。

資料：アンケート調査票より筆者作成。

2）調査の対象（アンケート調査・オンライン聞き取り調査・対面の聞き取り調査）

調査対象は、玉山総合事務所が把握している直近 10 年（2012～2021）間に就農した 8 名のうち、有効回答があった 6 名である。そのうち 3 名が新規参入者、3 名が親元就農者であった。聞き取り調査は、新規参入者 3 名、親元就農者 2 名に対して実施した。玉山地域に所在する多様な属性の新規就農者を対象にすることで、研究目的を明らかにする。

新規就農者の概要に関してみていく。表 5-2 は本調査でアンケート調査の有効回答があった 6 名の新規就農者の概要である。6 名はすべて専業農家であるが、作付け作物は、トマトが 2 名、水稻が 2 名、イチゴが 1 名、肉用牛の肥育が 1 名である。就農時期も、2013 年が 2 名、2016 年が 1 名、2018 年が 1 名、2020 年が 1 名、2021 年が 1 名と様々である。

表 5-2 アンケート調査に回答した新規就農者の概要

番号	就農形態	就農時期	年齢	作付け品目	従業者数	聞き取りの有無	聞き取り実施日
1	新規参入	2013 年	40 代	トマト	17 (0)	○	11 月 21 日
2	新規参入	2013 年	40 代	トマト, リーフ系 レタス, 白菜	28 (2)	○	9 月 27 日
3	親元就農	2016 年	50 代	水稻, 枝豆, そば	3 (3)	○	11 月 21 日
4	新規参入	2021 年	30 代	夏イチゴ	1	○	9 月 21 日
5	親元就農	2018 年	30 代	水稻, 乳用牛	3 (3)	×	×
6	親元就農	2020 年	40 代	水稻, 肉用牛	2 (2)	○	10 月 11 日

註 1：番号は便宜的に付したものである。

註 2：従業者数の括弧内は家族労働者数を表しており、聞き取りの有無は○が有、×が無を意味する。

資料：アンケート調査より筆者作成。

3. アンケート調査結果

1) 親元就農者と新規参入者の比較

情報の獲得傾向を知るために、全体的な傾向を調べ、親元就農者 3 名と新規参入者 3 名で利用情報源の比較を行った。親元就農者は、「インターネット」、「近親者」、「県・市町村・農業委員会」からの情報獲得の機会が多い（図 5-1）。一方で、「玉山地域の農業者」、「玉山地域外の農業者」、「他の新規就農者」や「研修先」からの情報獲得の機会が比較的少ないことがわかる。

次に、新規参入者は、「普及センター・農業試験場」、「研修先」、「インターネット」からの情報獲得の機会が多い（図 5-2）。一方で、「新聞・雑誌・書籍・テレビ」、「県・市町村・農業委員会」、「近親者」からの情報獲得の機会が特に少ないことがわかる。

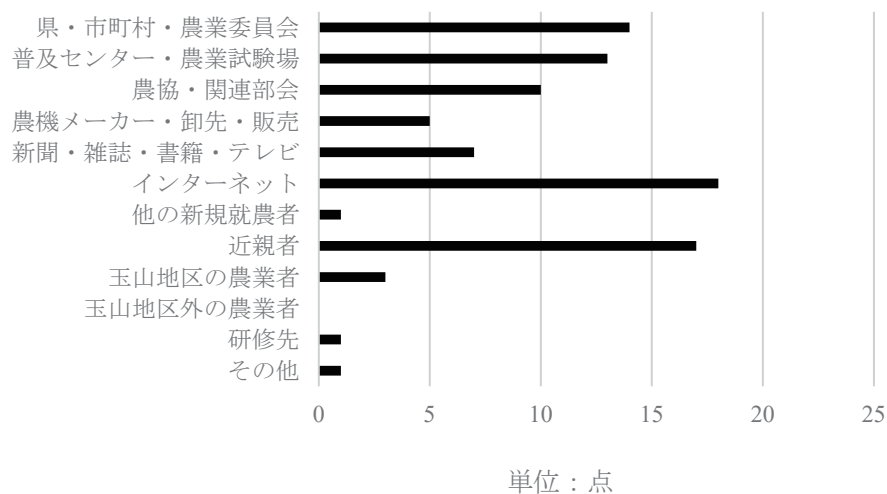


図 5-1 親元就農者の利用情報源

註：親元就農者 3 名の回答を総合得点化した。なお得点化に関して、1 番目、2 番目、3 番目に選ばれた選択肢を、それぞれ 3 点、2 点、1 点に変換した。

資料：アンケート調査より筆者作成。

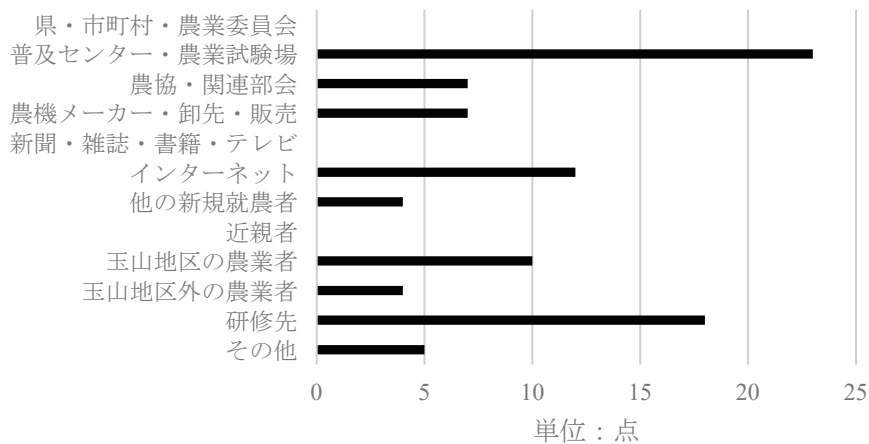


図 5-2 新規参入者の利用情報源

註：新規参入者 3 名の回答を総合得点化した。なお得点化に関して、1 番目、2 番目、3 番目に選ばれた選択肢を、それぞれ 3 点、2 点、1 点に変換した。

資料：アンケート調査より筆者作成。

2) 目的別利用情報源

表 5-3 は、アンケート調査回答者 6 名の営農技術や営農に関わる 5 つの目的それぞれに関して、上位 3 つの情報源を示している。

新規参入者は、研修先を主な情報源として利用している傾向が見られる。それに対して親

元就農者は、近親者を主な情報源としている。そして、新規就農者は、全体的に様々な目的のためにインターネットを主な情報源としている。新規参入者2名（ID1, 2）、親元就農者2名（ID3, 6）が、経営拡大と新しい栽培方法に関する情報を獲得する際に、普及センター・農業試験場を主な情報源としている。

表 5-3 利用情報源のアンケート調査結果

ID	①基本的な営農技術を知るため	②新しい栽培方法を取り入れるため	③新しい品種・作物を取り入れるため	④新しい機械を取り入れるため	⑤経営拡大に必要な技術を取れ入れるため
1	1：普及センター， 農業試験場 2：玉山地域の農業者 3：その他	1：普及センター， 農業試験場 2：玉山地域の農業者 3：その他	1：普及センター， 農業試験場 2：玉山地域の農業者 3：その他	1：農協・関連部会 2：玉山地域の農業者 3：その他	1：普及センター， 農業試験場 2：玉山地域の農業者 3：その他
2	1：研修先 2：普及センター， 農業試験場 3：農協・関連部会	1：普及センター， 農業試験場 2：他の新規就農者 3：インターネット	1：普及センター， 農業試験場 2：農機メーカー・ 卸先・販売 3：農協・関連部会	1：農機メーカー・ 卸先・販売 2：他の新規就農者 3：インターネット	1：普及センター， 農業試験場 2：農協・関連部会 3：農機メーカー・ 卸先・販売
3	1：インターネット 2：農協・関連部会 3：研修先	1：普及センター， 農業試験場 2：新聞・雑誌・ 書籍・テレビ 3：インターネット	1：農協・関連部会 2：県，市町村，農 業委員会 3：他の新規就農者	1：農機メーカー・ 卸先・販売 2：近親者 3：農協・関連部会	1：普及センター， 農業試験場 2：県，市町村， 農業委員会 3：その他
4	1：研修先 2：インターネット 3：玉山地域外の農 業者	1：研修先 2：インターネット 3：玉山地域外の農 業者	1：研修先 2：インターネット 3：玉山地域外の農 業者	1：研修先 2：インターネット 3：農機メーカー・卸 先・販売	1：研修先 2：インターネット 3：玉山地域外の農 業者
5	1：近親者 2：県，市町村， 農業委員会 3：インターネット	1：近親者 2：県，市町村， 農業委員会 3：インターネット	1：近親者 2：県，市町村， 農業委員会 3：インターネット	1：近親者 2：県，市町村， 農業委員会 3：インターネット	1：近親者 2：県，市町村， 農業委員会 3：インターネット
6	1：新聞・雑誌・ 書籍・テレビ 2：普及センター， 農業試験場 3：玉山地域の農業者	1：インターネット 2：農協・関連部会 3：普及センター， 農業試験場	1：インターネット 2：農協・関連部会 3：普及センター， 農業試験場	1：インターネット 2：農機メーカー・ 卸先・販売 3：新聞・雑誌・ 書籍・テレビ	1：普及センター， 農業試験場 2：玉山地域の農業者 3：新聞・雑誌・ 書籍・テレビ

註1：表内1, 2, 3はそれぞれ1番目, 2番目, 3番目に選ばれたものを示す。

註2：情報の入手先に関しては全国農業会議所の全国新規就農相談センターの「新規参入者の経営資源の確保に関する調査結果」（平成31（2019）年3月公表）<https://www.be-farmer.jp/uploads/statistics/RyxYJETfbUww65nf3VzZ202003171448.pdf> を参考に選定。

資料：アンケート調査より筆者作成。

3) まとめ

以上のアンケート調査結果から、新規参入者と親元就農者における利用情報源の共通点と相違点が把握できる。

共通点としては、インターネットが様々な目的のための主な情報源として汎用的に利用

されているのに対し、経営拡大や新しい栽培方法に関する情報の獲得目的の点では、普及センター・農業試験場が主な情報源となっている点である。このことから、普及センター・農業試験場は経営拡大や新しい栽培方法に関して有用な情報を提供している可能性が考えられる。相違点としては、親元就農者は、「他の新規就農者」や「研修先」、「玉山地域内外」からの情報獲得の機会が少ない一方で、「近親者」や「県・市町村・農業委員会」からの情報獲得の機会が新規参入者に比べ多いことがわかった。

このような差が生じる要因はいくつか考えられるが、実際の農業経験を知るという目的のために用いる情報源として、親元新規就農者は、最も身近な近親者から情報を得ることができるため、他の新規就農者や研修先、玉山地域内外の農業者から情報を得る機会が少ないことが考えられる。一方で、新規参入者は、「普及センター・農業試験場」、「研修先」、「インターネット」からの情報獲得の機会が多く、「新聞・雑誌・書籍・テレビ」、「県・市町村・農業委員会」からの情報獲得の機会が特に少なかった。このことから新規参入者は、情報獲得の際に、研修先のネットワークを重視していることが推察される。次節では、上記の結果に関連して聞き取り調査から得られた結果を示す。

4. 聞き取り調査結果

1) 対象者概要

(1) ID1

ID1 は、2013 年 4 月に新規参入で就農した施設栽培のトマト農家である。ハウスは 36 棟であり、経営面積は、借地含め 91a である。従業員は 17 名であり、その内訳は 2 名の正規雇用者と 15 名の季節雇用者からなる。収穫量は経営面積の拡大に伴い増加しており、2020 年度はおよそ 140t である。ID1 は、就農当時には、4、5 種類の品種を植えていたが、経営に適した形の良い品種を絞り込んだことで、品質が安定してきていると回答している。また、ID1 は、岩手県内で最上位の単収（10a あたり）を目標としている。今後は、単収の向上だけでなく、規格外のトマトを活用した 6 次産業化にも力を入れていく予定である。

就農ルートについては、子供の頃の農業経験はなく、オーストラリアでワイン用の葡萄農園で期間限定の農作業に従事したのが最初の農業経験であった。後帰国後、非農業関連企業の会社員として 3 年間勤務したが、農業に従事したいと考え、転職した。2 年間の稲作個人農家での就労や震災復興の補助金を活用した 1 年間の野菜農家での研修を経て就農した。

(2) ID2

ID2 は、2013 年 4 月に新規参入で就農した野菜農家である。トマトを主として、リーフ系レタス、白菜の施設栽培を行っている。経営面積は 198a で、うち 70a が借地である。経営の内訳は、簡易ビニールハウス 45 棟（128a）でトマトを、トマトの後作としてハウスの 30-40a と借地（70a）で春先にリーフ系レタスを、同じ借地（50a）でトマトと出荷が被らない時期に、リーフ系レタスの後作として白菜を栽培している。従業員は 28 名であり、2 名の家族労働者と 2 名の通年雇用者、24 名の農繁期の季節雇用者からなる。収穫量は、経営面

積拡大に伴い増加しており、2020年度の収穫量は165tである。ID2は、市場の基準でA級やB級が増えてきており、品質の向上を実感している。今後は、更なる規模拡大を考えている。

就農ルートについては、子供の頃の農業経験はなく、大工として10年以上働いていた。結婚後、妻の実家で、稲刈りなどを手伝っていた。農業研修は、2年間受けており、1年目はキャベツと菌床椎茸を栽培している研修先で、2年目はトマト農家でトマト栽培に関して学び、独立就農した。

(3) ID3

ID3は、2014年4月に親元就農した農家である。稲作を主として、黒平豆や枝豆、そば等の栽培を行っている。経営耕地面積は、稲作が約50aであり、2022年にさらなる農地を受託し、拡大して行く予定である。ID3は、トマトなどの施設園芸を中心に栽培を行なっている両親とともに3名で営農している。ただし、親元就農であるように、ID3と両親は、それぞれ独立した経営である。収穫量は、天候の影響を受けながらも経営面積拡大や肥料の改良に伴い増加してきた。品質は、食味値が年々向上している。今後は、経営拡大や人員の増加を考えている。

就農ルートについては、本格的に農作業の手伝いを始めたのは、小学校高学年からで、その頃から田植え、稲刈りは手伝っていた。高校卒業後、青果市場で2年間働いた後に地元のスーパーで1年働いた。その後、建設業界で22年間主に圧接工として働いた。いずれ就農しなければいけないという思いがあったことに加え、両親の経営に研修に来た新規就農者との交流で刺激を受けたことや農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)の給付金の受給要件上の最長年に近いなどの理由から、両親から稲作用の農地を分けてもらう形で独立就農した。

(4) ID4

ID4は、2021年4月に新規参入で就農したイチゴ農家である。イチゴのみの施設栽培を行っている。経営耕地面積は、3.3aのハウス2棟である。営農は、一人で行っている。2021年9月時点の収穫量は、830kgである。品質は、製品量／収穫量で計算される製品率が95%となっている。今後は、市に提出した営農計画の達成を目指しており、達成に向けて必要であれば経営の拡大も行う意向である。

就農ルートについては、子供の頃の農作業手伝い経験はなく、システムエンジニアとして8年間、映像制作をする仕事を2年間行ったのちに、研修先として農業法人に就職した。農業法人に勤めながら、県立農業大学校に半年間通い、就職2年目に岩手大学農学部が主催しているアグリフロンティアスクールに1年間通った。その後、さらに2年間上記の農業法人で就農経験を積んだ後に独立就農した。

(5) ID6

ID6は、2020年4月に親元就農した肉用牛の畜産農家である。畜舎面積が104㎡で、自家消費米の経営耕地面積が20aである。繁忙期には父や母が手伝うこともあるが、普段の飼

養管理は一人で行っている。2020年度は、肉用牛の親牛14頭を飼育し、5頭の子牛を販売している。今後は、肉用牛の親の頭数を増やしていく予定である。

就農ルートについては、家が農家だったので、子供の頃からある程度農作業手伝いをしてきた。その後農業高校に通い、水稻や畜産に関して広く浅く農業に関する知識を身につけた。国内の自動車メーカーで19年間、フロントスタッフや営業、整備士として働いた後に、親の老齢化や牛の血統を揃えるのに多くの時間がかかることを考慮し、就農を決意した。

2) 新規参入者の研修先のネットワークの利用

聞き取り調査結果から、新規参入者（ID1, 2, 4）の研修先の利用傾向を表5-4に示す。すべての新規参入者が農業全般に関する基礎的な技術（栽培技術や機械操作など）を研修先で学んでいることがわかる（1-1, 1-2, 2-1, 4-1）。また、研修終了後も、栽培している作物に関する体験談の聞き取りや栽培ノウハウに関する相談を行っている例も見られた（2-2, 4-2）。研修先のネットワークを活用して、出荷先（4-3）や農地（2-3）など、営農技術以外の販路や経営資源の情報を獲得しているケースもあった。一方で、ID1の事例では、基本的な情報や現在の営農との関連度が比較的低い情報の獲得に留まり、研修終了後には研修先ネットワークの活用は見られなかった。

表 5-4 新規参入者（ID1, 2, 4）の研修先の利用傾向と獲得される情報の種類

利用傾向の特徴と 情報の種類	回答者の発話内容
農業全般に関する 基本的な情報、 現在の営農との関 連度低い	「1年間の研修先であった野菜農家では、機械の使い方など全般的かつ基本的な技術を学ぶに留まった。」（1-1） 「2年間の水田農家での研修では、農業を仕事にするとはどういうことや、どれくらい努力しなければならないかを学んだ。」（1-2）
特定の作物に特化 した情報、 現在栽培営農技術 と関連度高い	「営農技術に関しては、2年目の研修先のトマトを栽培している農業農家で学んだことが農業技術のすべて。」（2-1） 「営農技術のベースは雇用就農時に学んだ栽培技術で、そこで獲得した営農技術を応用している。」（4-1）
情報源として継続	「土づくりに関する具体的な体験談を、長年トマト栽培をしている研修先に聞いている。」（2-2） 「雇用就農先のイチゴ農家から、電話での聞き取りを通して、現場レベルの栽培に関するノウハウや現場での実際の事例や経験を聞き取り。」（4-2）
営農技術以外の販 路や経営資源の情 報獲得	「農地の情報も研修先のツテを利用して獲得した。」（2-3） 「一部の出荷先を研修先から紹介してもらった。」（4-3）

註：エピソード番号は、IDと同一IDでのエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1とは、ID1の1つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

3) 獲得情報の経営固有知識への変換と応用のプロセス

新規就農者は、多様な情報源から情報を獲得し、それらを自身の経営に合うように変換、応用している様子がうかがえる（表 5-5）。新規就農者らは、病気への対処法や肥料散布などの情報を獲得し、その情報を生育具合などの各経営の状況に適した形に変換していた（1-1, 3-1, 4-1, 4-2, 6-1）。さらに自身の経営に合うように変換した後、固有の知識として応用している事例も見られ、独自のマニュアル作成と経営内部での共有（2-1）や新しく取得した代かきの方法を既存の方法と統合する（3-2）といった応用が行われていた。

表 5-5 新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の知識の獲得・変換・応用のプロセス

プロセス	回答者の発話内容
獲得	「飼いは農家ごとに独自の方法がある。他の農家でどのように牛飼いを行っているかに興味があったために、他の牛飼いの牛舎に見学に行って参考にした。」（6-2）
変換	「病気への対処方法に答えはなく自分たちで考え固有のやり方で対処する必要がある。書籍などで情報を獲得して試していく。どれを信じるかも自分たちで考える必要がある。」（1-1） 「代かきを他の農家にそれぞれ固有の手法を聞きながら、自分にあっているかどうかを試行錯誤して試して正解に近づけていく。」（3-1） 「同じシステムを使えるわけではないので、時期に合わせた水量、株の生育具合に合わせた肥料付与、株の状況に合わせた摘果や薬剤散布、収穫など一つ一つの判断で、研修先で学んだ技術や情報を自分のノウハウを応用して、活用している。」（4-1） 「得た情報を 100%実施するのではなくて、取捨選択しながら、考えて適用していく。」（4-2） 「基本的な知識を普及センターや書籍、インターネットで得て、それらを自分の経営に合わせてカスタマイズする。」（6-1）
応用	「独学した青森等で流行っている営農技術を独自でマニュアル化し、従業員と共有。」（2-1） 「代かきで、他の農家などから学んだ新しいやり方と古いやり方をミックスするなど調整している。」（3-2）

註：エピソード番号は、ID と同一 ID でのエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1 とは、ID1 の 1 つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

4) 地域交流の実態とその効果

次に、聞き取り調査の結果から、表 5-6, 5-7 で新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の地域交

流を、地域交流が増加した事例とそうではない事例に分類した。地域交流が増加した事例では、交流が行われる場面別に類型化し、発言内容から特徴点（すなわち、栽培上の情報の獲得など）を抽出した（同表）。また、交流が減少した事例では、その理由から類型化を行った。

まず、地域交流が増加した事例では、地域交流の範囲は、「近隣地域」「農協・部会」「就

表 5-6 交流が増えている新規就農者（ID2, 3, 4, 6）の地域交流

交流が行われる場面	特徴点	回答者の発話内容
近隣地域での交流	-	「地域の共同作業では、顔を覚えてもらうことが目的となっている。手伝いを行って、代わりに新米をもらうなど交流もある。」(2-4) 「地域交流の中で様々な相談はするものの、営農技術に関しては特に情報を獲得することはない。」(3-3) 「集落の方とはハウスを立てている場所が目立つ場所にあったために顔が知られてきた。」(4-1) 「共用水路や道路の草刈りといった地域の共同作業を通して地域の方との交流が増えている。」(6-1) 「地域でのネットワーク構築が情報獲得や地域の農業者の方に認知してもらう観点から、重要である。」(6-2)
	栽培上の情報獲得	「近隣農家（同じ新規就農者や他のトマト栽培をされている方）には、トマトの病気など、営農上で発生した課題に関して相談している。」(2-3)
	経営上の情報獲得	「地域交流を通して、悩み相談や伸びそうな種、血統に関する情報交換をしている」(6-3)
	将来の経営資源の獲得	「地域での交流では、コネクションができることがメリット。そろそろ離農したい人と交流があれば、田の貸し借りがしやすくなる。」(3-4)
農協・部会	-	「農協の活動で繋がりができて、土日の手伝いなどをお願いできるようになり、そういったつながりは重要だと考えている。」(2-2) 「部会などに参加して、あつて話していく中で交流する人が増えていった。」(3-1)
	栽培上の情報獲得	「また、部会では、農家の方から失敗談、成功談を聞いて、自分もやってみるかの検討材料にしている。」(2-5) 「玉山地域の黒平豆の研究会で栽培技術に関して情報交換をしている」(3-5)
就農する際に必然的に交流する人	-	「就農するにあたってやりとりした関係各所の方々とは、就農にあたってのやりとりで交流する人が増えた。」(4-2)
SNS	販路拡大	「SNS を通した交流では、新たな直売先との取引に繋がった。」(4-3)

註 1：就農時の地域で交流している人の数と 2021 年 8 月時点で交流している人数の推移は、ID2 が 3 名から 8 名、ID3 が 10 名から 50 名、ID4 が 4 名から 7 名、ID6 が 0 名から 5 名への推移していた。

註 2：エピソード番号は、ID と同一 ID のエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1 とは、ID1 の 1 つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

農時に必然的に交流する人」に分類された。また、その他の交流として「SNS を通じてつながった人」が見られた。地域の共同作業などの日常的交流によって地域で顔が知られることになる場合が3名の新規就農者から見られた（2-4, 3-3, 4-1, 6-1, 6-2）。また、近隣地域での交流を通じて、栽培上の情報の獲得（2-3）や経営上の情報の獲得（6-3）、将来の経営資源の獲得（3-4）が見られた。農協・部会における交流では、日常的交流によって土日の農作業手伝いの確保（2-2, 3-1）、玉山地域の特産品である黒平豆等の栽培上の情報の獲得（2-5, 3-5）が見られた。就農する際に必然的に交流する人（行政など）は、交流が増えたという事実のみの発言に留まった（4-2）。SNS では、販路拡大の効果が見られた（4-3）。

次に、交流が減少した事例の理由は、「参加できる共同作業が少ない」、「多忙で参加できない」、「目的が経営情報獲得に限定」、「その他」の4つに分類された（表 5-7 参照）。

参加できる共同作業が少ない場合に関しては、農地を借りているため共同作業の話が来

表 5-7 交流が減っている新規就農者（ID2, 3, 4, 6）の地域交流

交流が減少した理由	回答者の発言内容
参加できる共同作業が少ない	「土地を借りているからかあまり誘われず、地主さんに声がかかるのでいつやるといふ回覧板が回ってこないのやりようもないこと」（1-6） 「営農している地域は協定農地が近辺になく、近くに組織だつて行われている共同作業が少なく、また一人で営農を行っており、共同作業に捻出する時間がないことから共同作業には参加していない。」（4-4）
多忙で参加できない	「イベントが収穫の時期に重なることから JA の青年部に参加していない。」（1-4）
目的が経営情報獲得に限定	「就農された直後に比べて、自分が栽培しているトマトの情報が一番欲しいので、トマトやっている人と交流したくて限定されてきた。」（1-1） 「同様の境遇である新規参入の人とより多く交流するようになった。自分が新規参入であったので、新規参入の人の方が、状況が被っているため参考になる。」（1-2）
その他	「近年はコロナで集まりがないため参加できない」（1-3）

註1：就農時の地域で交流している人の数と2021年8月時点で交流している人数の推移は、ID1が5名から2名に推移していた。

註2：エピソード番号は、IDと同一IDでのエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1とは、ID1の1つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

ないことなどが挙げられていた (1-6, 4-4)。また、多忙で共同作業に参加できない場合に関しては、特に農繁期と地域イベント（夏祭りなど）が重なってしまうことが挙げられた (1-4)。交流目的が経営情報獲得に限定される場合に関しては、交流する相手と同一品目を栽培していること (1-1) や同様の就農ルートであること (1-2) が挙げられた。その他としては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行する中で集まりがないことが挙げられた。

5) 情報獲得のきっかけ

聞き取り調査の結果から、新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の営農技術に関する情報獲得のきっかけを表 5-8 に示す。全農家共通して、営農上発生した課題への対処を挙げている (1-1, 2-2, 3-1, 4-1, 6-1)。例えば、ID4 は、品質の低下や作物の状態の悪化といった営農上の課題が発生した際に、情報の獲得を行っていた。ID2, 3 の 2 名からは、売り上げや品質基準などの生産上の目的の達成を目指す生産志向への対応が挙げられた (2-1, 3-2)。例えば、ID2 は、売り上げと品質を向上させることを目的として新品種導入を行う際に、普及センターを利用していた。

表 5-8 新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の情報獲得のきっかけ

情報獲得のきっかけ	回答者の発話内容
営農上発生した課題への対処	「営農上の課題が発生した時、情報を獲得する。病気や営農していてわからない事が発生した際は、本を読んだ。」 (1-1) 「規模拡大に付随して時間や品質のロスが発生した際、人の動かし方に関して、トヨタの「カイゼン」などを参考にした。」 (2-2) 「品質基準など営農上の課題が発生したときに情報獲得。」 (3-1) 「きっかけは、品質の低下や株の状態の悪化など普段の営農の中で発生した課題や疑問が発生した際。」 (4-1) 「親の育てた子牛が貧相だった際やコロナによる価格の低迷が情報獲得のきっかけとなり、自分なりに情報収集を行った。」 (6-1)
生産志向への対応	「売り上げと品質を高めたいと思い、品種の導入や農業技術の向上に関する情報を、普及センターなどから収集した。」 (2-1) 「栽培している水稻の品種で、タンパクを低くする必要があり、情報を収集した。」 (3-2)

註：エピソード番号は、ID と同一 ID でのエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1 とは、ID1 の 1 つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

6) 新規就農者の情報獲得の目的

新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の営農技術に関する情報獲得傾向を表 5-9 に示す。すべ

ての農家が、情報獲得の際に、多様な情報源を活用していた。情報獲得の際、1) 裏付け（情報源の信頼の不足）のため（1-1, 2-1, 6-1）、2) 自分にあった情報を探すため（1-2, 3-1, 4-1）の2つの目的が主に確認された。裏付けに関しては、特にインターネット上の情報に対して信頼度が低いことが確認された（1-1, 6-1）。また、自分にあった情報を探すためという目的では、ID2が、答えがない土づくりに関して、様々な情報源をあたって自分にあった固有のやり方を探していた。

表 5-9 新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の情報獲得の目的

情報獲得の目的	回答者の発話内容
裏付け	「裏付けをする。インターネットにも胡散臭い情報がある。インターネットで最新の情報をとって、普及センターに確認・裏付けした後に実際の農家に聞いて体験談を聞く。」（1-1） 「多様な情報源を使い、裏をとっている。他の産地での事例など一つの情報でも色々なところから同じ話を聞いて確認をする。」（2-1） 「インターネット上の情報は鵜呑みにするとやばいのもあって、他の人がやっているからと言ってそのまま導入するのは良くない」（6-1）
自分にあった情報を探すため	「病気への対策（土づくり）は、自分たちで考え自分たちにあった固有のやり方で行う必要がある。一方で病気の対処は、答えがなく、どれを信じるかも自分たちで考える必要があり様々な情報源にあたっている。」（1-2） 「色々な情報源から情報を集めて、試した上で、自分で使えそうな情報を獲得。自分で試して使いやすければ取り入れる。勧められても自分で見てみて使ってみないとわからないので試してみて決める。」（3-1） 「独立を考える中で必要になってきた情報を自らのノウハウに合わせて農業者からの情報を取捨選択した。得た情報を100%実施するのではなくて、考えて適用する。」（4-1）

註：エピソード番号は、ID と同一 ID でのエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1 とは、ID1 の1つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

7) 同一の環境条件を基準とした情報源の選択

気候条件を考慮して、比較的外部環境が近似している地域から情報を獲得するなど、新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の営農技術や営農状況に関する同一の環境条件³⁵を基準とした情報源の利活用を表 5-10 に示す。

註³⁵ 環境条件は、田畑ごとの土壌環境や気候など営農に影響を与えと考えられる外的な要素を示す。

5名の農家のうち4名は、営農状況に関する情報（生育情報や病虫害の情報など）獲得の際、情報源の環境条件を考慮していた。営農技術の場合、環境条件を考慮している農家としない農家がみられた。例えば、営農状況に関する情報に関して、新規就農者らは、田畑ごとの土壌環境や気候などの環境条件を考慮して自己経営の環境条件と近接した地域から情報を獲得していた（1-1, 2-1, 3-1, 4-2）。営農技術に関しては、上記のような気候などの環境条件を考慮していたのはイチゴ農家（ID4）のみであり（4-1）、その他の農家は環境条件を

表 5-10 新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の環境条件を考慮した情報利用傾向

情報利用傾向	回答者の発話内容
営農状況，環境条件の考慮	「栽培状況に関しては、地域性を意識している。自分の栽培環境に関係のない（近くないところ）栽培状況に関する情報は取っ払う。例えば、水やりや肥料は、畑によって違い、害虫は、現場単位で違う。」（1-1） 「多様な情報源を使っており、様々な情報源を利用することで、裏をとっている。例えば、他の産地ではどうなのかなど一つの情報に関して色々なところから同じ話を聞いて確認をしている。普及センターや玉山地域の農家さんからの情報が岩手県内のみの話であるのに対し、種苗メーカーからの情報は他の地域での話を聞いている。」（2-1） 「インターネットの情報は南の方の情報が多い。害虫でよっぽどの被害が出れば普及センターなどに聞き地域の情報を確認する。」（3-1） 「害虫被害の状況やイチゴのなり具合など生育に関する情報は、地域の農家や研修先から獲得している。」（4-2）
営農技術，環境条件の考慮	「インターネットの情報は暖かい地域に適した情報が多く岩手に当てはめると予測でしかない。そのため、現場レベルの栽培に関する栽培ノウハウや現場での実際の事例や経験に関しては、研修先のネットワークや玉山地域外の農業者の農場の現地視察や電話での聞き取りによって情報を獲得している。」（4-1）
営農技術，環境条件の考慮せず	「営農技術に関しては、地域性は、認識はしているものの、優れた技術は普遍性があると考えており、強くは意識していない。」（1-2） 「営農技術は、地域性は特にはなく、一般的。」（3-2）
栽培状況，営農技術ともに環境条件の考慮せず	「読み物（本や専門誌）やインターネット（畜産農家のブログや獣医や農機メーカーのYouTube）を積極的に活用している。畜産に関しては、餌などに関して地域性は多少あるが、専門誌などでも極端に変わった情報が載っているわけではなく、ほとんど地域性は意識していない。飼い方は農家ごとの独自の方法がある傾向が強い。」（6-1）

註：エピソード番号は、ID と同一 ID でのエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1 とは、ID1 の1つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

特段に意識していなかった（1-2, 3-2）。

また、利用する情報源の特徴としては、環境条件を意識し、自己経営の環境に適した情報を獲得する場合には、「普及センター、農業試験場」、「農協・関連部会」、「地域内の他の新規就農者」、「玉山地域の農業者」が情報源として挙げられていた。自身の環境条件に類似していない情報が獲得する際には、「インターネット」、「種苗メーカー」が情報源として挙げられていた。また、畜産農家では、全般的な情報に関して同一環境であることはほとんど意識されておらず、書籍やインターネットを活用して情報を獲得していた（6-1）。

8）一般度による情報源の選択と獲得、活用

新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の営農技術に関する一般度³⁶を基準とした情報源の利活用を表 5-11 に示す。肉用牛の畜産農家を除く新規就農者は、「全作物に適合する情報、作物に特化した上で、基本的な情報か、応用的な情報か」という基準³⁷で情報の獲得・利用を行っていることがわかった。「全作物に適合する情報、特定の作物の基本的な情報、特定の作物の応用的な情報」という基準では、全作物に適合する情報（1-2）、トマトやイチゴなど特定の作物の基本的な情報（1-3, 2-5, 2-6, 3-2, 4-1）、習得が難しい技術（1-4, 2-7, 2-8, 3-3, 4-4）や、特定の答えがない技術（1-4, 3-3）などの応用的な情報で区別していた。それぞれの利用情報源に関しては、「全作物に適合する情報」では、「インターネット」、「SNS」が、「特定の作物の基本的な情報」では「インターネット」、「研修先」、「普及センター」、「書籍」が、「特定の作物の応用的な情報」では、専門的知識の獲得源として「書籍」、「研修先」、「年配の農業者」、「近隣で営農を行う他の新規就農者」、「玉山地域内の農家」、が選択されていた。

註³⁶ ここでいう一般度は、特定の作物・家畜に特化しているかと「基本的、応用的」という技術自体がどれだけ特殊性があるかという2つの基準とする。

註³⁷ ここでいう基本的・応用的は、聞き取り調査の中で発せられた「基本的」、「応用的」などの発話内容が基準となっており、回答者の主観的な判断に基づく。

表 5-11 新規就農者（ID1, 2, 3, 4, 6）の一般度に基づく情報利用傾向

情報利用傾向	回答者の発話内容
全作物に適合する情報	「トマトじゃなくてもいろいろ現場で使われる情報(機械に関する情報など)は SNS やインターネットなどで収集。」(1-2)
作物に特化した基礎的な情報	「トマト栽培のバイブルのような本を参考にし、就農時はとにかく読んでいた。故に、営農技術の基礎であり、この本を基礎に、土づくりなどの他の情報を獲得して応用させていった。」(1-3) 「基本的な情報は、インターネットの情報や研修先で学んだことが主である。」(2-5) 「トマト栽培で、最も難しいと感じている育苗は、基本的な情報を、普及センターから得ている。」(2-6) 「インターネットは自分で検索しなければならない。病気の種類がわかるのであれば、インターネットで調べる。」(3-2) 「インターネットからは、イチゴ栽培に関する一般的知識を獲得。」(4-1)
作物に特化した応用的な情報	「習得が難しいと感じている病気への対策（土づくり）は、対処方法に答えはなく自分たちで考え固有のやり方でやっていく必要がある。病気が出るようになってから行った土づくり（本で学んだ：籾殻を使用）でだんだん減ってきた。」(1-4) 「トマト栽培で、最も難しいと感じている育苗の習得は、長年トマト栽培をしている研修先から体験談を聞く」(2-7) 「トマト栽培で、難しいと感じているボカシ肥料の作成など土づくりに関しては、年配の方や、同じトマトを栽培している近隣で営農している新規就農の方に、作り方を聞いている。」(2-8) 「習得が難しいと感じている代かきは、周りの人たちのやり方も様々で一つの正解はない。地域の他の農家に聞きながら、自分にあっているかどうかを試行錯誤して、正解に近づけていく。新しいやり方と古いやり方をミックスするなど調整している。」(3-3) 「習得が難しいと感じている「定植、剪定」に関しては、研修先の先輩に話を聞いている」(4-4)

註：エピソード番号は、ID と同一 ID のエピソードの順番によって決まっている。例えば、1-1 とは、ID1 の 1 つ目のエピソードであることを示す。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

5. 総合考察

1) 研修先のネットワークの活用

玉山地域の新規参入者は、研修先で取得する情報や技術によって、就農後にもその研修先を情報源として継続的に活用していた。また、研修で学んだこととして、現在栽培している作物に関する基礎的な技術を学んでいる事例と、農業経営のイメージなど特定の作物に限定されない知識を身につけている事例があった。前者の場合、研修終了後も情報獲得源として比較的、積極的に活用されていたのに対し、後者は、積極的な活用は見られなかった。全国農業会議所（2019）の新規参入者を対象にした調査によると、研修先は、多くの新規参入者が継続的に利用する情報源ではあるものの、就農時に比べて就農後には活用する割合が大きく減少する傾向にある。これらの調査結果を踏まえると、栽培する作物に関する基礎的な技術を研修先で学んだ玉山地域の新規就農者は、研修先との継続的な関係が築かれやすいのに対して、研修先とは異なる品目を就農後に栽培する場合には、積極的な交流は維持されにくいと考えられる。

2) 情報獲得のきっかけ

営農技術に関する情報獲得のきっかけは、すべての回答者から営農上発生した課題への対処が、2名から生産志向への対応が確認された。山口（2012）は、黒大豆生産における熟練農家の知識獲得のきっかけとして、「生産上の課題への対応」と「生産志向への適合」を示している。加えて、「生産上の課題への対応」に関する知識獲得時期は、生産開始から数年間に集中していたことを見出している。山口（2012）の結果は、本調査から得られた結果と整合的であり、就農年数が短いほど営農上直面する課題が多く、それらを解決していく必要があると考えられる。

3) 同一の環境条件を基準とした情報源の選択

新規就農者は、獲得する情報タイプ、栽培形態、栽培品目に応じて、情報を獲得する際に経営の環境条件を考慮していることが見られた。営農技術に関しては、情報源が自身の経営環境に類似していることを意識していたのはイチゴ農家のみであったに対し、栽培状況に関しては、4名の農家が意識していることがわかった。土田（2003）によると、専業農家は、病虫害などの生育情報（本章での栽培状況とほぼ同義）を獲得する際に、「農家・農家組合」を情報源として多く利用していた。本調査では、自身の経営に類似した環境の情報を獲得する際に「農家・農家組合」を選択していることがわかった。この結果を踏まえると、生育情報は環境条件の影響が大きいため、自身の経営に類似した状況下での情報獲得が期待できる「農家・農家組合」を利用していると解釈できる。

水稻農家である ID3 が害虫の被害が出るという課題が発生した場合のみ栽培状況に関する情報獲得を行なっているのに対し、施設栽培農家である ID1,2,4 は、課題が発生した場合のみならず他の類似した経営体（農家）での生育情報などより広範な栽培状況に関する情報の獲得を行っている。このことから、水稻経営と施設栽培とで環境条件による影響に違いがあることが推測される。

畜産農家である ID6 では、営農技術や栽培状況に関して情報源が自身の経営環境と類似しているかどうかは意識しておらず、書籍やインターネットを活用して情報を獲得していることがわかった。土田（2003）によると、大規模家畜経営では、技術情報に関して、農家・農家組合からの情報収集が比較的少なく、新聞・雑誌・書籍・テレビからの情報収集が多かった。この結果は、畜産の特徴として、同一環境であることは情報獲得の際の基準としては働いておらず、特定の環境条件によらない新聞・雑誌・書籍・テレビからの情報収集が多いことがあると解釈できる。

このことから、畜産や水田経営、施設栽培といった営農形態により、環境条件による影響に違いがあることで、情報源が自身の経営環境に近い環境であるかどうかという環境条件に対する意識が変わっていることが考えられる。一方で、営農技術に関しては、聞き取り調査結果から施設栽培農家の中でもイチゴ農家のみから地域特有のノウハウの存在が指摘されており、施設栽培の中でも特にイチゴは環境条件の影響が大きい可能性がある。

4) 一般度による情報源の選択と獲得、活用傾向

畜産農家を除く新規就農者の情報獲得・利用における「全作物に適合する情報、特定の作物の基本的な情報、特定の作物の応用的な情報」という基準から、玉山地域において地域コミュニティがさらに役割を発揮する余地があることが指摘できる。

情報獲得・利用基準に関して、特定作物について、基本的な情報か応用的な情報かの違いで分けられる可能性が考えられる。ここでの基本、応用は習得が難しいなど回答者の主観的な基準に基づいている。調査結果では、「特定の作物の基本的な情報」では「インターネット」、「研修先」、「普及センター」、「書籍」が、「特定の作物の応用的な情報」では、専門的知識の獲得源として「書籍」、「研修先」、「年配の農業者」、「近隣で営農を行う他の新規就農者」、「玉山地域内の農家」が利用されていた。山口（2012）は、伝統的な黒大豆の熟練生産者の知識を、栽培暦を参考に一般度に基づいて分類し、一般化されていない高度な固有知識は地縁レベル、地域レベルのコミュニティにおいて共有・継承されているとした。山口の分類も参考にすると、玉山地域では専門的知識に関して、玉山地域内の農家や近隣で営農を行う他の新規就農者などの「地縁レベルコミュニティ」、個人で形成された研修先ネットワークなどの「個人レベルコミュニティ」、「書籍」を用いて獲得されていた。このことから山口（2012）の結果と比較すると、玉山地域において地域コミュニティがさらに役割を発揮する余地があることが指摘できる。「地域レベルコミュニティ」がさらなる役割を発揮しうる理由としては、①新規就農者と熟練営農者の違い、②対象作物の違いなどが考えられる。例えば、聞き取り対象としたイチゴ農家は、同地域での同一作物の栽培農家が少ないと発言していた。

6. おわりに

本章では、玉山地域における新規就農者の情報の獲得と利用傾向に関して、営農作物や就

農ルートなどに注目して分析を行った。主たる結果は次の3つである。

第一に、アンケート調査や聞き取り調査から、新規就農者は、全般的にインターネットを有力な情報源としているという共通点が見られた。そして、新規参入者は研修先を積極的に利活用しており、一部は、研修先で取得する情報や技術によって、研修先を継続的に利用していた。

第二に、栽培条件や営農技術の情報獲得の傾向に関して、新規就農者は、「現場、非現場」、「基本的、応用的」などの一般度による区別を行っている。「現場、非現場」の場合、農業における知識が圃場ごとの土壌環境などのコンテキストに大きく依存する可能性が示された。また、「基本的、応用的」の基準に関して、玉山地域では、地域レベルのコミュニティが情報共有をさらに促すことができる余地があると考えられる。

第三に、情報獲得傾向に関して、同一の環境条件を基準とした情報源の選択と獲得、活用が見られた。新規就農者は、獲得する情報タイプ、栽培形態、栽培品目に応じて、情報を獲得する際に経営の環境条件を考慮していることが見られた。

本章の結果及び考察に基づき、情報の獲得や利用という観点から新規就農者支援に関して次の3点が考えられる。一つ目は、今後の就農を検討している新規就農予定者に対する研修先に関する情報獲得支援である。玉山地域における新規参入者は、就農後も研修先を情報源として活用している。研修先を継続的に利用し、営農技術以外の土地などの経営資源に関する情報を獲得している新規参入者も見られた。新規参入者が営農を継続していく上で、研修先が果たす役割は大きいと考えられる。特に、研修先や研修先を起点としたネットワークからの継続的な情報の獲得が行われるには、栽培品目が同じであるという条件が重要であることを明らかにした。新規参入予定者の研修先探索に際し、栽培品目が同じという条件を考慮すると新規参入者の研修先を起点としたネットワークからの継続的な情報の獲得を促進できる可能性がある。

二つ目は、研修先の持続的な確保のための、地域内での研修先の循環システムの構築である。聞き取り調査から、玉山地域の新規参入者にとって、研修先が重要な情報源となることがわかった。島（2013）によると北海道の町では、トマト作の新規参入支援を目的とした農家で構成されたグループが存在する。そこでは、研修受け入れ農家において研修を受けた新規参入者が、就農後に農家グループに入り、新規参入予定者に向けた面談の実施や新たな研修受け入れ農家として後に続く新規参入者の受け入れなどを通して、就農支援の拡充や研修先の持続的な確保に貢献している。玉山地域においては園芸作が少ない中、2013年に就農したトマト作の2名は、経営規模（面積、従業員数）が大きく、収量・売上などからも経営が安定的であると評価できる。本調査では、トマト作の経営体では、研修先としての機能は見られなかったものの、今後、その2名を含め新規就農者らが、研修先としての機能を有すると、地域内で研修先を持続的に確保でき、地域として研修先をさらに整備することができる可能性がある。

三つ目は、資材メーカーの展示会、農協の部会、種子協議会などの地域レベルコミュニテ

ィの強化である。玉山地域において、より活発な地域レベルコミュニティを助成することで、新規就農者間ないし新規就農者と地域の既農業者間の情報共有を促すことができると推察された。しかし、稲作が盛んな地域であるため、園芸作農家が少ないことや稲作外の同作物農家が少ないことによる、営農技術に関する情報の共有に限界がある。そのため、作物に関わらず、類似した営農状況を有している農業者間のつながりや、多様な情報源を確保できる地域レベルコミュニティを強化することから、地域固有の営農技術に関わる情報の共有と継承も促進されると考えられる。

引用文献

- [1]藤井吉隆・梅本雅・光岡円(2010)「雇用型法人経営における熟練者と非熟練者の作業ナレッジの比較分析」『農業経営研究』48(1)：49-54.
- [2]農林水産省(2020)「2020年農林業センサス」.
- [3]農林水産省(2020)「令和2年度食料農業農村基本計画」
https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r2/pdf/zentaiban.pdf（最終閲覧日2021年12月9日）.
- [4]末永聡(2009)「農林水産業とナレッジマネジメント」『農業経営研究』46(4)：8-16.
- [5]島義史(2013)「新規参入支援における支援主体の連携-北海道A町における施設トマト作による新規参入を事例として」『農業経営研究』51(2)：72-77.
- [6]土田志郎(2003)「専業経営における農業情報収集と経営管理の特徴」『中央農業総合研究センター研究資料』3：1-53.
- [7]梅本雅・山本淳子(2010)「農作業ナレッジの継承に向けた課題と方法」『農業経営研究』48(1)：37-42.
- [8]内山智裕(1999)「農外からの新規参入の定着過程に関する考察」『農業経済研究』70(4)：184-192.
- [9]山口創・中塚雅也(2009)「黒大豆特産地にみる地域レベルの知識管理の実態と課題」『農業経営研究』47(2)：106-111.
- [10]山口創(2012)「生産者の知識獲得におけるコミュニティの機能-兵庫県篠山市の黒大豆生産を事例として-」『農業経営研究』50(3)：56-61.
- [11]全国農業会議所全国新規就農相談センター(2016)「新規就農者の就農実態に関する調査結果」
<https://www.be-farmer.jp/uploads/statistics/1DIUsiQ6BUnDGT2jp33D202003171504.pdf>（最終閲覧日2021年12月9日）.
- [12]全国農工会議所(2019)「新規参入者の経営資源の確保に関する調査結果」
https://www.be-farmer.jp/uploads/statistics/RyxYJETfbUww65nf3VzZ_202003171448.pdf（最終閲覧日2021年12月9日）.

第6章 盛岡市玉山地域における直売所の現状とその機能

丹羽 凌太郎

1. はじめに

1) 直売所の現状

2019年度の農林水産省による6次産業化総合調査によれば、農産物直売所（以下、直売所）の年間販売額は1兆534億円である。農産加工、観光農園、農家レストランなどを含む農業生産関連事業の年間総販売金額は2兆773億円で、直売所の販売額は農業生産関連事業の全体の50.3%を占める。つまり、直売所は農業生産関連事業の大きな柱になっている。

また、直売所は単なる農産物の販売の場ではなく農家にとって有益な機能を有している。一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が2017年に行った全国農林水産物直売所・実態調査では、直売所の開設・運営により実感できた効果を全国の直売所が回答している（図6-1）。

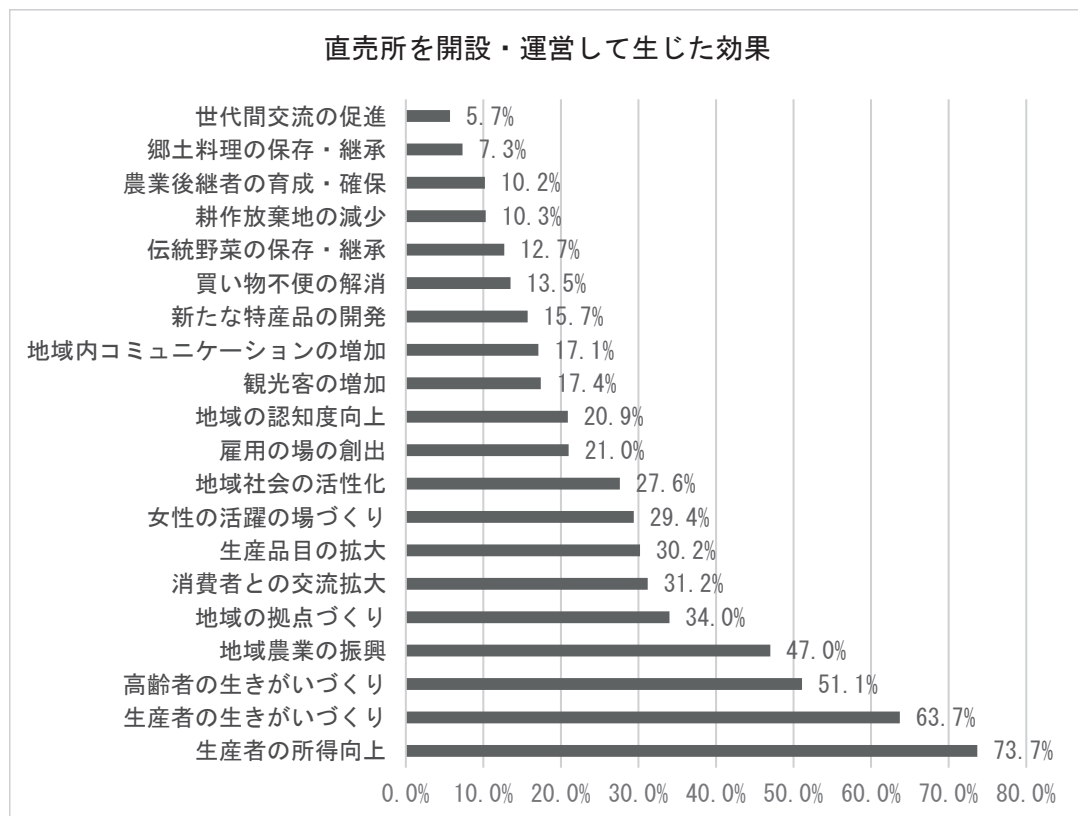


図6-1 直売所を開設・運営して生じた効果（複数回答可）

資料：全国農林水産物直売所・実態調査をもとに筆者作成

7割以上の直売所で生産者の所得向上が、5割以上の直売所で生産者や高齢者の生きがい創出が実際に生じた効果として挙げられており、様々な機能が直売所に存在することがわ

かる。直売所が有する出荷農家にとって有益な機能に関する研究は数多く行われてきた。服部ら(2000)は、青森県での調査を通じて、直売所には、農家の収入を向上させるとともに、消費者との交流や直売所での自らの作物の売り上げがわかることによるやりがいをもたらす、農家が積極的に農業経営に取り組むようになる機能を持つことを見出した。益崎・山路(2010)は直売所に出荷をすることで農家の栽培品目数が増えることや、研修・勉強会に積極的に参加するようになること、農家間での交流が進み仲間が増えることを示した。以上のように直売所は様々な機能を有している。本章では玉山地域の3つの直売所を対象に調査を行い、それぞれの直売所がどのような機能を発揮しているのかを明らかにする。

2) 玉山地域における直売所の現状

まず、岩手県における直売所の情報について簡単に整理する。6次産業化総合調査(農林水産省, 2019)によれば岩手県に直売所は470事業体存在し、1事業体あたりの平均売り上げは4,005万円である。1都道府県あたりの平均直売所数は504.5事業体、1事業体あたりの平均売り上げは5276.2万円である。岩手県は直売所の数、1事業体あたりの売り上げがどちらも全国平均を下回っている。直売所の売り上げ金額ごとの割合をみると岩手県は全国に比べて100万円未満の売り上げの直売所や3億円以上の売り上げの直売所の割合が少なく売り上げが100万円~1000万円の直売所の割合が多くなっている(図6-2)。

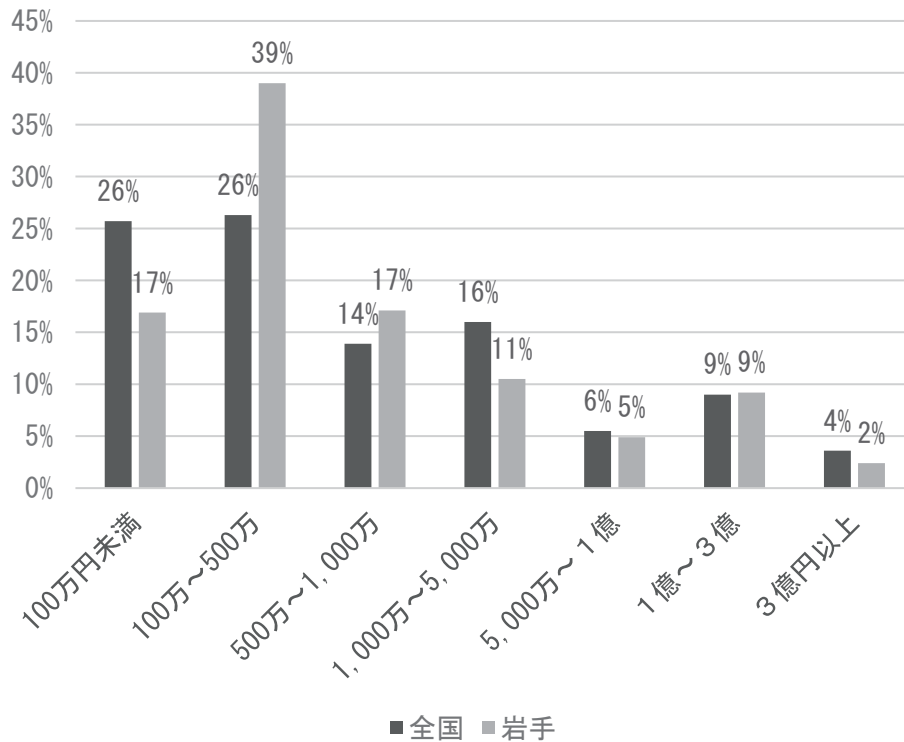


図 6-2 売り上げ金額ごとの直売所の割合

資料：農林水産省 2019 年全国 6 次産業化総合調査より筆者作成

次に玉山地域の直売所の現状について記述する。2015 年の農林業センサスによると、玉山地域の農家が直売所に出荷を行う割合は 5.7%であり全国平均の 7.7%, 岩手県平均の 8.4% よりも低い。さらに、盛岡市の玉山地域を除いた地域の出荷割合は 17.9%であり、玉山地域の割合と差がある。直売所の数も玉山地域とそれ以外の盛岡市内では差が大きく、盛岡市直売所連合会の 15 直売所のうち、玉山地域に位置するものは 2 つのみである。玉山地域と玉山地域を除いた盛岡市で出荷農家の割合に差がある理由の一つとして、玉山地域に野菜作農家が少ないことが考えられる。玉山地域では稲作が盛んであり、一方で野菜作農家は少ない。2019 年度の 6 次産業化総合調査によると全国の直売所で最も販売額が大きい品目は野菜類であり全体の 29.4%を占めるが、米は全体の 5.9%に過ぎない（表 6-1）。直売所に出荷を行う農家の割合と野菜作農家の割合の間には強い相関がある。

表 6-1 全国の直売所の品目ごとの販売金額と割合

	販売金額（百万円）	割合（％）
米	62,572	5.
野菜類	309,878	29.
果実類	181,544	17.
きのこ・山菜類	29,459	2.
畜産物	71,383	6.
その他の生鮮食品	31,475	3.
農産加工品	156,369	14.
花き・花木	79,244	7.
その他	131,441	12.
総額	1,053,366	10

資料：農林水産省 2019 年全国 6 次産業化総合調査より筆者作成

次頁に示した図 6-3 は，2015 年に行われた農林業センサスのデータより，都道府県ごとに直売所に出荷を行う農家の割合と野菜作農家の割合を軸に作成した散布図である．散布図を見ると両者の間に相関があるということが読み取れる．散布図の右下の点である滋賀県を外れ値として相関係数を計算すると 0.64 であり，両者の間に相関関係があることがわかる．

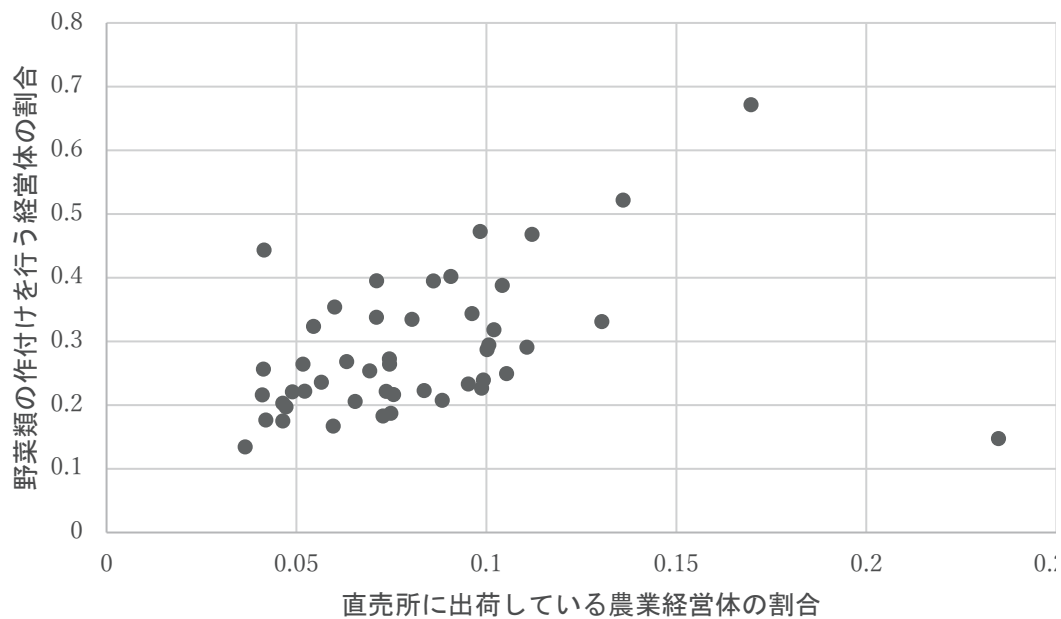


図 6-3 各都道府県の直売所への出荷比率と野菜類の栽培比率の関係

資料：2015 年農林業センサスより筆者作成

また、玉山地域に直売所が少ない理由の一つとして玉山地域の人口密度が小さいということも考えられる。香月ら（2009）は、2004 年に農林水産省によって行われた農産物等産地消実態調査のデータをもとに、直売所が人口稠密地域に分布することを示した。次頁に記した図 6-4 は、2015 年の国勢調査をもとに 1km^2 あたりの人口密度に応じて色分けした地図である。この図から盛岡市の北側の玉山地域には人口が密集している場所が少なく、人口密度が低いことがわかる。

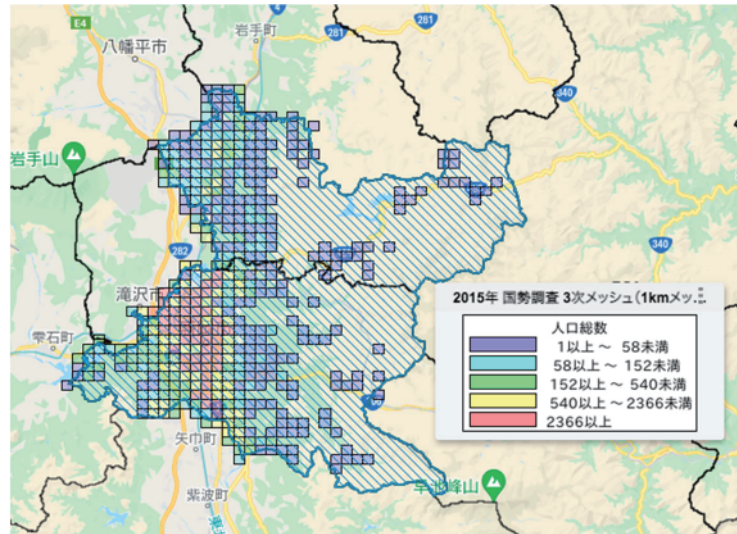


図 6-4 盛岡市の人口分布

資料：2015 年国勢調査をもとに筆者作成

註：人口区分の基準はデフォルトのものを使用

以上のように野菜作農家が少なく人口密度が低いという玉山地域の環境の中で、直売所がどのように経営され、出荷農家にとって有益な機能を発揮しているのかを明らかにすることが本調査の目的である。

2. 調査の対象と方法

1) 調査の対象

玉山地域には、2021 年 4 月時点で 3 カ所の直売所が存在しており、一つはユートランド姫神に併設された直売所（以下、ユートランド姫神産直とする）で、近隣の出荷農家 46 戸によって構成された組織であるいずみ会によって運営されている。次に、ぱっちゃん亭産直は地元薮川の女性約 20 人により構成されているぱっちゃん工房生産組合により運営されている。最後に、姫神の郷は賢治の土株式会社により運営されている。賢治の土と農家の間の仲介を JA 新いわて産直部会が行っている。本章では、これらすべての玉山地域の直売所を対象に調査を実施した。それぞれの詳細についてはインタビュー結果と合わせ 3 節に記述する。

2) 調査の方法

本章では、玉山地域の直売所を運営する組織の代表者と直売所に出荷を行う農家にインタビュー調査を実施した。調査形式は、半構造化インタビュー調査であり、質問票は事前に対象者へ送付した。調査票は、直売所を運営する組織の代表者を対象とした調査票①と直売所に出荷を行う農家を対象にした調査票②、JA 新いわて産直部会を対象とした調査票③

の3種類である。調査票①の調査項目は直売所の出荷農家の特徴、直売所における意思決定、顧客の特徴などである。調査票②の調査項目は、対象者がどのような農業を行なっているか、直売所への出荷を始めたことによる対象者の農業の変化、直売所を通じた農家間の交流などである。調査票③の調査項目は産直部会が行う営農指導、商品の配置、出荷農家の産直部会への登録などである。インタビューは計6回行い、そのうち4回はオンライン、2回は対面で実施した。一度に複数人を対象にインタビュー調査を実施する場合もあり、8名から質的データを得ることができた。対象者は（表6-2）の通りである。B氏以外は所属組織が運営する直売所への出荷を行っており、直売所への出荷を行う農家としてどのように直売所を評価しているのかについてもインタビューを行った。インタビューの結果をもとに、直売所設立の経緯や、運営組織、出荷農家、商品、顧客などの特徴について明らかにした。

表 6-2 インタビュー調査対象者一覧

インタビュー 番号	対象者	対象者の属性	調査形式	調査時間	調査票
1	A	ばっちゃん工房生産組合 旧会長、現会計担当	オンライン	90分	①
2	B	株式会社賢治の土代表取締役	オンライン	90分	①
3	C	いずみ会会長	オンライン	90分	①
3	D	いずみ会事務局長	オンライン	90分	①
4	E	JA 新いわて産直部会会長	オンライン	90分	③
5	F	ユートランド姫神産直・姫神の郷に出荷を行う農家	対面	60分	②
6	A	ばっちゃん工房生産組合 旧会長、現会計担当	対面	60分	②
6	G	ばっちゃん亭産直の出荷農家	対面	60分	②
6	H	ばっちゃん亭産直の出荷農家	対面	60分	②

3. 結果

インタビュー調査結果をもとに、3つの直売所の概況を表6-3に示した。まず、表6-3の内容について記述する。売り上げ、売り場面積、出荷農家数、利用者数の4つの項目について、いずれも姫神の郷が最も大きく、ついでユートランド姫神産直、ばっちゃん亭産直の順になっている。売り上げを利用者数で割って算出した平均客単価については、ばっちゃん亭産直が最も大きく、姫神の郷、ユートランド姫神産直の順になっている。売り上げを出荷農

家数で割った 1 農家あたりの売り上げは姫神の郷が他の二つの直売所に比べて大きくなっている。出荷農家の年齢を見るとどの直売所も 60 代以上が多い。ユートランド姫神産直は 65~75 歳が最も多い年齢層であり他の二つの直売所よりも高齢な出荷農家が多い。販売手数料は売り上げに対してかかる手数料である。姫神の郷に比べるとユートランド姫神産直とばっちゃん亭産直の手数料は少し低くなっている。賢治の土の代表取締役が直売所の経営を始めた 2001 年に調査した結果によると、農協に系統出荷を行った場合に最終的な売価のうち農家が受け取ることができる割合は 40~50%だった。青果物の主要な出荷先である農協に比べると玉山地域の直売所の手数料は低く設定されている。

次に、各直売所について設立経緯、運営組織の特徴、出荷農家の特徴、商品の特徴、顧客の特徴を記述する。

表 6-3 玉山地域の直売所の概況

	ユートランド姫神	ばっちゃん亭産直	姫神の郷
売り場面積	80 m ²	3.23 m ²	298 m ² (青果物は 119 m ²)
出荷農家数	46 人	11 人	120~130 人 (青果物を出荷する農家のみ)
利用者数	44,100 人	1,900 人	260,000 人
出荷農家の年齢層	65~75 歳が多い	60~70 歳が多い	60~70 歳が多い
平均客単価(円/人)	385.5	2315.8	950 ~ 1000
売り上げ/出荷農家 (万円/人)	40.0	40.6	115.2
発揮している機能	生きがい創出	地域農業の振興	収入の大きな向上

資料：インタビュー調査をもとに筆者作成

註：姫神の郷の売り上げはインタビュー時にお聞きしたおおよその坪単価より推定

1) ユートランド姫神産直

(1) 直売所設立の経緯

玉山村役場により都市と農村の交流を目的として、1998 年に宿泊施設や温泉施設を持つ交流・体験型多目的施設であるユートランド姫神が開業した。その際に、ユートランド姫神内に産直コーナーを設けることとなり、当時の村役場を通じて農家を中心となる「いずみ会」が結成された。当時の会員数は 70~80 人である。当時の玉山村には直売所がなく、規格外農産物を販売できる利点を強調した村役場の声掛けに応じて出荷農家が集まった。開業時点では多くの農家が農協への系統出荷を行っており、その作物をユートランド姫神産直にも出荷する農家が多かった。

(2) 運営組織の特徴

ユートランド姫神産直は、いずみ会によって運営されており、ユートランド姫神産直に出荷する農家はいずみ会に参加する必要がある。いずみ会では出荷農家の自主性が尊重されており、出荷する作物の品目、量、品質、価格に関して決まりはなく、農家が自ら判断している。いずみ会は基本的に消費者に安全な商品をお手頃価格で届けるということを経営方針として維持してきた。営農指導はいずみ会が、会員である農家を対象に企画している。農業普及員や種苗会社の人を招いて、毎年3月、6月の2回と、ほとんどの農家が収穫を終えたタイミングに合わせて秋に1回の計3回行っている。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響で2020年以降は行っていない。販売手数料は、計14%（いずみ会2%、ユートランド姫神12%）であり、玉山地域の他の直売所よりも低水準に設定している。そのためいずみ会の資金が少なく保冷庫のような施設をいずみ会で設置することは難しい。いずみ会の会員は、月に1回ほど当番として店頭に立つ。当番について、消費者と交流することが楽しみにしている会員がいる一方で、当番が負担となっている会員もいる。

（3）出荷農家の特徴

D氏によるとユートランド姫神産直が開業した1998年から筆者がインタビューを行った2021年9月までに新たにいずみ会に加わった会員は累計で20名ほどである。一方で、高齢化などによる出荷農家の減少が進行しておりいずみ会の会員は46名まで減少している。このようにいずみ会は新規出荷農家の確保に苦戦している。

いずみ会では玉山の魅力を発信したいという思いから、2020年までは出荷を行うことができる農家を玉山地域に限定していた。そのため盛岡市や隣接する滝沢市や八幡平市の農家からの出荷要望を断っていた。前述の通り、玉山地域には野菜作農家が少ない。C氏は好摩地区で農業を営んでおり近隣に野菜の栽培を行っている農家はC氏以外にいないと述べていた。周囲に野菜作農家が少ないため、ユートランド姫神産直では出荷農家を確保するのに苦労している。そのため、玉山地域が盛岡市に編入されてから時間が経過したことや、出荷農家の減少状況を踏まえ、2020年には出荷可能な農家の範囲を玉山地域から盛岡市全域に拡大する規約変更を行なった。筆者がインタビューを行なった9月時点では出荷農家は玉山地域の農家だけである。

いずみ会会員農家の年齢層で最も多いのは65歳～75歳であり、80代の農家も一定数いる。ユートランド姫神産直の出荷農家は、兼業農家の割合が8割として高く小規模な農家が大半である。そのため、農家個人でハウスや保冷庫などの施設を持つことが難しく、冬に葉物野菜などの栽培を行うことが難しくなっている。その影響で冬の時期における品揃えが少なくなっているという。

（4）商品の特徴

ユートランド姫神産直で扱っている商品は野菜、果実、豆類、花卉、加工品など多岐にわたる。その中でもりんご、にんにく、玉山の特産品である黒平豆をはじめとした豆類の人氣が高い。また、お盆の時期には花卉がよく売れるという。前述した通り冬場の商品の確保には苦戦している。いずみ会は個人でそうした設備を所有し冬場に出荷できる農家が参加し

てくれることを期待している。

（５）顧客の特徴

ユートランド姫神の利用者は温泉を利用する地元の客や団体が多く、ユートランド姫神産直の利用者は温泉の利用後に商品を買っていくことが多い。表 6-3 の通り客単価は低く、一回あたり平均 385.5 円となっている。

２）ばっちゃん亭産直

（１）直売所設立の経緯

盛岡市により岩洞湖活性化センターの横に 6 次産業化の推進や地域雇用・交流人口の拡大のための拠点施設として、農家レストランであるばっちゃん亭が設置され 2014 年 5 月に開業した。その際に、ばっちゃん亭の運営を目的として、薮川地区の女性が組合員となるばっちゃん工房生産組合が設立された。ばっちゃん亭産直の設立前には、多くの組合員が自家消費用に育てた作物の余剰分を捨てていた。これをどうにかできないかという思いや年金以外にも収入が欲しいとの動機から、ばっちゃん工房生産組合によりばっちゃん亭内に産直コーナーが設置された。

（２）運営組織の特徴

運営組織であるばっちゃん工房生産組合の組合員は約 20 人であり、そのうち約 10 人が出荷を行っている。非出荷組合員は、加工品の製造やイベントへの参加などで組合活動に関わっている。出荷作物の品目、量、品質、価格に関して決まりはなく農家が自ら判断している。兼業農家が多いため、土日に出荷が集中することがあるという。ばっちゃん工房生産組合では加工品の製造を行っており、加工品の売り上げはこの際の給料に用いられている。ばっちゃん工房生産組合のほとんどの組合員が薮川の女性であり同年代である。

（３）出荷農家の特徴

ばっちゃん亭産直の出荷農家全員が兼業農家であり、出荷農家の年齢層は 60 代が多い。A 氏は、ばっちゃん亭産直の活動が今後も継続できるように若い出荷農家が増えればという気持ちはあるが、薮川に若い農家がいないと述べている。そのため現実的に若い組合員を増やすことは考えていない。組合員たちは長年の知り合いが多く、直売所を通じて他の組合員と新たに知り合うことはほとんどなかった。設立以来、組合員を辞めた人や新たに参加した人はおらず人数は変化していない。ばっちゃん亭産直の店員は併設する岩洞湖活性化センターに雇用されている二人の組合員である。

（４）商品の特徴

ばっちゃん亭産直の商品の大きな特徴は売り上げの多くを加工品が占めている。2020 年のばっちゃん亭産直全体の売り上げは 447 万円であり、そのうち 325 万円（総売り上げの 72%）が加工品の売り上げである。薮川で採れる行者ニンニクを用いた加工品が多く、醤油漬けや餃子、ホルモン、ソーセージ、大根の漬物などを販売している。ばっちゃん工房生産組合が生産から加工まで行っており、6 次産業化による高付加価値化が行われている。また、

蘆川の気候条件を活かした作物が販売されている。蘆川は気温が低く寒暖差が大きい。こうした条件下で育てることで甘みの強いトウモロコシを育てることができる。収穫前から問い合わせが入り、遠方からトウモロコシ目当てに訪れる人が多い人気商品である。地域の特産である行者ニンニクも人気であり、50個や100個をまとめ買いする人もいる。山間にあることからキノコや山菜も人気のある商品であり、店頭に出すとすぐに売り切れる。

（５）顧客の特徴

ばっちゃん亭は国道455号沿いにある。この国道は車やバイクでのドライブに適しており、ドライブしている方がばっちゃん亭に多く訪れる。また、加工品やトウモロコシやなど特定の商品の愛好者でありそれを目当てに遠方から訪れる人もいる。宮古市や花巻市などの盛岡市外の遠方から訪れる客もいるそうだ。客単価は2,315.8円と他の二つの直売所と比べて相当高額である。一方で、利用者数は他の二つの直売所と比べて少なく年間1,900人ほどである。

３）姫神の郷

（４）直売所設立の経緯

2001年に賢治の土株式会社が設立され代表取締役役にB氏が就任した。B氏は元々百貨店に勤務しており、小売業態での販売経験が豊富な人物である。賢治の土は集客力の強い商業施設への出店を戦略にしている。しかし何の実績もなしに商業施設に出店することはできないため、小さい店舗の経営から始め信用を得てきた。今までに13店舗を開業しており現在は5店舗を経営している。姫神の郷は2008年にイオンスーパーセンター盛岡渋民内に出店した。施設内ではイオンが経営するスーパーマーケットに隣接している。姫神の郷は現在経営している5店舗の中では最も古い。

（２）運営組織の特徴

姫神の郷は賢治の土株式会社により運営されており、賢治の土と農家の間をJA新しいわて産直部会（以下、産直部会と呼ぶ）が仲介している。JA新しいわて産直部会は姫神の郷の開店時にB氏の要請により設立された。産直部会の構成員のうちJAの職員は書記一名のみであり、実質的に農家によって運営されている。産直部会は姫神の郷での商品の配置や営農指導、催事での対面販売、作付・出荷計画の取りまとめなどを行なっている。計画の提出が必要ではあるが作物の出荷に関わる意思決定は農家の自主性に任されており、農家は作物の品目、量、品質、価格などを自由に決定することができる。賢治の土と直接取引を行って姫神の郷へ出荷を行うこともできるが、多くの農家は産直部会を通じて出荷を行っており産直部会の会員数は100名前後で推移している。

③出荷農家の特徴

姫神の郷に出荷する農家はJA新しいわての管轄内に住んでいる農家がほとんどであり、玉山の農家は50%ほどである。他には岩手町、八幡平市、滝沢町の農家が出荷している。中には売り上げが非常に大きい出荷農家があり、平均の売り上げ115万円に対して、1,000万

円以上を売り上げる農家が2,3人存在している。専業農家が85%を占めており、他の直売所に比べて規模が大きい農家が多い。姫神の郷に出荷している農家の多くが、生産物の新たな販路として姫神の郷への出荷を始めた。

（４）商品の特徴

姫神の郷の商品の特徴は品揃えが豊富なことだ。野菜や果実だけではなく肉や魚など盛岡市を中心に岩手県北部の様々な商品を扱っている。商品登録されたものは全部で1,500種類に達する。売り場面積のうち青果物は全体の4割ほどである。イオンが経営するスーパーマーケットの横にあるために、産直らしさを意識した品揃えとなっており地元産であることや旬のものがあることを経営者であるB氏は意識している。

（５）顧客の特徴

姫神の郷の顧客の特徴は人数が多いことだ。年間で26万人が姫神の郷を利用している。周囲の団地に住んでいる人が主な客層である。客単価は950~1000円となっている。賢治の土代表取締役のB氏によればイオンが経営するスーパーマーケットと一緒に使い分けて利用する顧客が多い。

（６）その他の特徴

姫神の郷では情報システムの導入により、農家が自分の作物に関するPOSデータを参照することができる。月ごとにPOSデータがフィードバックされるので農家はその情報を自らの農業に活用することができる。また、携帯で出荷した商品の売れ行きを確認することができ、売り切れ次第追加で出荷することができる。

姫神の郷への出荷を通じて新たな作物を栽培する動きが広がっている。他の出荷農家から話を聞くことや、他の農家が出荷している作物を見ることで新たな作物の栽培に取り組む農家が多いとB氏やE氏は述べていた。ケールやクレソンなどの直売所が出来た当時は目にしなかった作物の出荷が増えている。さらに姫神の郷では、寒じめほうれん草や冬場に埋めて保管するキャベツなど冬に出荷することができる出荷が増えている。

4. 考察

1) 直売所が共通して発揮している機能

最初に、すべての直売所で共通している機能について考えたい。全国でも多くの直売所に見られたように農協への系統出荷に比べて農家の収入を向上させる機能が玉山の直売所全てでも確認された。この働きは手数料が低いこと、自ら価格を設定できることにより成り立っている。玉山の直売所の手数料は14~20%となっている。2019年に行われた6次産業化総合調査によれば、生鮮食品の販売金額に対する直売所の手数料の全国平均は会員に対して14.6%、会員以外に対して15.5%であり玉山地域の直売所の手数料は全国平均に近い。直売所は他の販路に比べ手数料を低く設定できるという利点が玉山地域でも確認することができた。また、自ら価格設定できるというのも大きな要因である。玉山地域は稲作が主たる作物であり、青果物の生産はあまり行われておらず青果物に関しては有力な生産地とは言

えない。A氏、F氏、G氏、H氏は直売所に出荷を始める前に利用していた販路では、現在直売所に出荷している金額よりも低い金額で自らの作物を出荷していた。F氏は直売所以外の販路に出荷を行うと有力な生産地よりも低い価格で出荷することになり、出荷時の価格が低くなってしまったと述べている。玉山地域は野菜や果樹の生産量が少なく生産量が多い地域と比べると市場では価格が低くなってしまう。直売所で販売を行い自ら価格を設定することで他の販路よりも高い価格で販売を行うことができる。A氏、G氏、H氏は直売所への出荷を行う前はほとんど儲けが出なかったが、直売所への出荷に切り替えて収入が上昇したそうだ。青果物の生産が盛んに行われていない地域の農家にとって自ら価格を設定できることの恩恵は大きいと考えられる。

さらに、規格外品の出荷を行うことができるという直売所の基本的な機能は他の地域と同様に玉山地域の直売所では重要な機能である。D氏は有機農業を行っており、E氏は広い土地を活用して収量を重視した農業を行っている。有機農業や収量を重視した農業ではどうしても規格外の作物が多く生産されてしまう。こうした作物の販路を個人で持つことは難しいが、直売所があることによりこのように生産された規格外の作物を販売することができる。彼らはこうした場があることは重要だと述べていた。調査を通じて、直売所があることで規格外品を廃棄せずに済み、自分が生産した作物をだれかに食べてもらえることでモチベーション向上に繋がるという意見を多く見る事ができた。規格外品を出荷できることは、規格にとられない農業をできることと、規格外品を廃棄せずに食べてもらいモチベーション向上に繋がることの二つの効果があると言える。

また益崎・山路（2010）が指摘していたような栽培品目の多品目化という機能が玉山の直売所に共通していた。玉山の直売所では出荷に関する意思決定がほとんど全て農家に委ねられており、農家が自由に出荷を行うことができる。少量での出荷が可能なので、新たに小規模で栽培を始めた作物を実験的に出荷したり、自らの楽しみも兼ねて様々な作物を少しずつ育てて出荷を行ったりすることができ、これにより直売所に出荷する農家の間で栽培する作物の多品目化が進んでいる。B氏やE氏は直売所ができた直後には目にしなかったケールやクレソンといった野菜を多く見るようになったと述べている。次にそれぞれの直売所で特に発揮されている機能について考える。

2) 各直売所の特徴的な機能

ユートランド姫神産直は出荷農家、特に高齢農家の生きがいとして機能している。全国的にも半数の直売所で実感された効果である。ユートランド姫神産直では様々な野菜を少しずつ育てている高齢の方が出荷を行なっている。例えばD氏は自らの農業とは別に80代後半の親が趣味で様々な野菜を育てて直売所に出荷している。自分で手間暇かけて育てた作物を、直売所を通じて消費者に食べてもらえることが生きがいになっている。

ユートランド姫神産直でこうした高齢者による少量多品目の出荷が可能になっている一因として手数料が低いことがあると考えられる。ユートランド姫神産直は手数料が14%と

最も低い。少量多品目の農業は効率的に行うことが難しいが、手数料が低いことにより売り上げが低くても生活の足しにできるような利益を確保できる。ユートランド姫神産直でも姫神の郷でも高齢化により出荷をやめる農家が多い。その中でユートランド姫神産直の方が農家の年齢層が高くなっている。このことは高齢化が進んでいると捉えるのではなく、高齢でも出荷を続けることができる環境や要因があると捉えるべきではないだろうか。手数料が低いことにより高齢農家の生きがいとなる趣味の農業を続けることができ、高齢の農家がユートランド姫神産直出荷への出荷を継続することでユートランド姫神産直の出荷農家の年齢層が高くなっていると考えられる。

ばっちゃん亭産直は蕨川地区で栽培される作物の魅力を広げることで、地域農業の振興に貢献している。蕨川の地理は独特で行者ニンニクや甘みの強い野菜など魅力的な作物が栽培されている。しかし直売所ができる前は販売先がないことや、出荷した際の買取価格が低いといった理由からこうした作物はあまり栽培されていなかった。直売所ができたことでこうした作物を売る事ができ、自ら価格づけを出来るようになった。このことにより栽培量が増えた。行者ニンニクは山でのみ栽培を行っていたが直売所が出来てからは畑での作付けを行うようになった。山菜も以前はほとんど収穫しなかったが、直売所ができてからは売れ行きがよく、山菜を買いたいという声が多いために積極的に収穫を行うようになった。このように直売所があることで、蕨川の農産物が人気を得て需要が増えたことにより生産量を増やしている。結果でも書いたように作物の収穫時期に差し掛かると客から多くの問い合わせが入る。F氏は直売所ができる前はトウモロコシを家族が食べる分と周囲に配る分しか栽培していなかったが、今では客の要望に答えて生産量を増やしており忙しいときには二週間で2,000本の収穫から出荷を行うまでになった。

姫神の郷の大きな特徴は販売力が高く、収益を向上させる機能が他の直売所よりも強いことである。姫神の郷はイオンスーパーセンター内に店舗しており集客力が強く年間の利用者数は26万人にも達する。利用者数が多いのは、隣接しているスーパーマーケットと良い共存関係を築くことができていたためであると考えられる。B氏はスーパーを競合としては捉えず、産直の魅力を高めることでスーパーと直売所が補完し合う関係になるようにしていると語っていた。実際にスーパーで買い物の前や後に姫神の郷にも立ち寄る方が多いとB氏は述べていた。スーパーと補完関係を築くことができていたので、利用者数が多くなり姫神の郷の販売力は強くなっている。複数の直売所に出荷している農家の方も同じ商品でも姫神の郷に出した方が、売れ行きが良いと話していた。そのため姫神の郷に出荷する農家の平均売り上げは115万円と他の直売所に比べ高くなっている。また、姫神の郷では農家の負担を軽減するシステムが取られており、複数の販路を持ちやすくなっている。今回の調査では出荷や当番による時間的な拘束が負担となり、複数の直売所への出荷の妨げとなるという話を聞いた。姫神の郷の出荷農家は自分の商品の売れ行きを把握し出荷を行うことができ、当番で店先に立つ必要がない。これにより他の直売所への出荷や農協への系統出荷を並行して行いやすくなりさらなる収入の向上につなげることができる。姫神の郷の出

荷農家には他の直売所や農協への出荷を行っている方が多い。

姫神の郷の農家の収入向上機能が強くなったのは、企業による経営がなされているからだと考えられる。前述した通り、経営者である B 氏は百貨店で長年の経験があり小売業態のビジネスに精通した人物である。その経験が出店戦略や情報システムの導入など需要を把握し販売に活かす取り組みに反映されている。ビジネスに優れた人物が経営を行うことで収入向上機能が強くなったと言える。

以上のような機能が玉山地域の直売所に存在することを今回の調査で確認することができた。3つの直売所はどれも出荷農家にとって異なった機能を持っている。ユートランド姫神産直は手数料が低いことにより、高齢農家の生きがい創出機能を発揮している。ぱっちゃん亭産直は、他の直売所への出荷が難しい菰川の農家が直売を行う場となり菰川の作物が評価を受ける機会を生み出し、地域農業の振興を果たしている。姫神の郷はその集客力や情報システムにより収益を向上させる機能が強く、出荷農家のうち専業農家の割合が高くなっている。このように3つの直売所はそれぞれ異なる性質の農家に対してその機能を発揮している。そのためどの直売所も玉山地域に欠かすことのできない存在となっている。

今回確認された機能は既存の研究などで確認されたものだった。その中で、自ら価格を設定できることで産地の競争力が低くても高い値をつけて販売することができ、それにより収入を向上させることができるという機能は、は他の地域と比べて、玉山地域で重要性を増していると私は考えた。この機能は青果物の産地としての評価が高くないために価格が低くなってしまうという玉山地域の農業における課題を解決している。

5. まとめ

本章では、野菜の生産量が少なく人口密度も低いという環境を持つ玉山地域で直売所がどのように運営を行い、どのような機能を発揮しているのかを調査するためにユートランド姫神産直、ぱっちゃん亭産直、姫神の郷の3つの直売所を対象にインタビュー調査を行った。玉山地域の野菜作農家の割合が低いという特徴に対して玉山地域の全ての直売所が農家の自主性を重視した運営を行っていた。品質基準や出荷量の制限などを設けないことで、より多くの農家が出荷しやすくなっている。玉山地域の人口密度が低く集客が難しいという特徴に対しては、ユートランド姫神産直と姫神の郷は商業施設内で営業を行うことにより直売所以外の集客機能を持っていた。ぱっちゃん亭産直では、加工品や山菜などぱっちゃん亭産直でしか買えない商品を販売することで客単価が高くなっており、利用者数の少なさを補っていた。直売所が発揮している機能に関して3つの直売所全てが出荷農家の収益を向上させる機能を発揮していることがわかった。この機能の要因の一つとして、規格外農産物を販売できる点および農家自らが値段をつけることができるという直売所の基本的な性質があり、野菜や果樹の生産地としての競争力が低く他の販路への出荷では高い価格をつけられない玉山地域にとってこの直売所の性質は重要だと考えられる。3つの直売所はそれぞれ異なる機能も発揮しており、ユートランド姫神産直は出荷農家の生きがいを創出す

る機能、ばっちゃん亭産直は地域農業を振興する機能、姫神の郷は他の直売所よりも大きく収益を向上させる機能を発揮している。

現在、玉山地域浜民地区には、直売所を併設する道の駅の建設計画が進められている（盛岡市，2019）。併設予定の直売所は、既存直売所が発揮しているさまざまな機能をどのように備えていくのか、あるいはこれまでにない新たな機能を提供することができるのか、地域の消費者や地域社会そのものも含めた需要サイドからの調査が望まれる。また、本章の調査は玉山地域を対象に行っている。他の野菜の栽培が少ない地域でも直売所が同様の機能を発揮しているのか、野菜の栽培が多い地域では直売所がどのような機能を発揮しているのかなど、直売所の機能と地域の特性の関わりについて、より多く地域で調査を行うことが必要である。

参考文献

- [1] 大浦裕二(2010)「日本における農産物直売に関する研究の動向と課題」『関東東海農業経営研究』p37-48
- [2] 香月敏孝・小林茂典・佐藤孝一・大橋めぐみ(2009)「農産物直売所の経済研究」『農林水産政策研究』16号：p.21-63
- [3] 小柴有理江(2004)「農産物直売所の販売額拡大と出荷者の動向」『農林業問題研究』154号：p.200-203
- [4] 小柴有理江(2007)「農産物直売所の展開の特徴と生産者」『農林業問題研究』166号：p.136-140
- [5] 服部俊宏・卓堤聰象・嶋栄吉・今井敏行(2000)「直売所における農産物販売が農家に与える影響」『農村計画学会』19：p301-306
- [6] 福山豊・小林一・松村一善(2008)「農協主体の農産物直売所における生産者の出荷行動に関する一考察」『農林業問題研究』44巻：1号：p.156-162
- [7] 益崎慈子・山路永司(2010)「直売所への参加が農家の生産と今後の意向に与える影響」『農村計画論文集』28巻：Special_Issue号：p.333-338
- [8] 塩光輝「直売所における情報システムの活用について」
https://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/joho/0607_joho01.html（最終閲覧日 2022 年 1 月 4 日）
- [9] 農林水産省(2019)「6次産業化総合調査」
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/rokujika/>（最終閲覧日 2022 年 1 月 4 日）
- [10] 盛岡市(2017)「盛岡市の農業に関する意向調査 報告書」
http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/140/houkhokok.pdf（最終閲覧日 2021 年 12 月 22 日）
- [11] 盛岡市(2019)「盛岡市道の駅基本計画」
https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/252/02_kihonkeikaku.pdf（最終閲覧日 2021 年 12 月 22 日）

[12]森岡亜紀(2008)「全国農林水産物直売所・実態調査から見える直売所の今と野菜販売」
https://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/senmon/1807_chosa02.html（最終閲覧日 2021 年 12 月 22 日）

あとがき

TA：金東律，伏木優介，近藤諒一郎，山下智也

本報告書のあとがきとして，調査と執筆を行った学生たちの指導および支援にあたった大学院生ティーチング・アシスタント（TA）の所感を記す．

（金東律）

地域経済フィールドワーク実習履修生のみなさん，お疲れ様でした．1年間に渡るみなさんの努力の結実が，報告書としての形となり大変嬉しく思います．今回の地域経済フィールドワーク実習において，私は，3名の履修生を担当しました．

磯道さん（第1章）は，玉山地域における景観の評価を，在住者の視点から調査を行いました．調査において最重要であったともいえる景観写真の選定は，中谷先生，竹田先生，TAとの複数回に渡る議論を通じて，なされました．調査対象の選定および調査表の配布・回収についても，理想的な方法と実現可能な方法の折衷案から決まる点を学ぶ機会になったと思います．得られたデータの分析に基づく結果の記述と解釈は，玉山地域と農村地域の実態と乖離せずに示すことが求められます．磯道さんは，16枚の景観写真からなる結果を，図表を積極的に利活用し，丁寧に示すことができ，わかりやすい報告書になったと思います．

甲斐さん（第3章）は，土地改良区における合併の変遷とそれに伴う運営体制や施設管理の変化をテーマにしました．本テーマを決めるまでに，数回のテーマの変更を行い，大変であったかと思います．しかし，甲斐さんは，テーマが確定すると，積極的に土地改良区の役割や合併事例などを探し，土地改良区への理解を深めていきました．初めての聞き取り調査にもかかわらず，丁寧に質問を一つ一つ行っていたことが印象的でした．そして，聞き取り調査から把握した土地改良区の水利の概況を，地図に手書きで加筆することで，報告書の重要な結果の一つにもなりました．土地改良区とのテーマは，私にとって馴染みのなく，指導の不十分さに不安がありましたが，竹田先生のご指導から，甲斐さんの報告書を執筆することができました．

二見さん（第5章）は，新規就農者の営農技術に関連した情報獲得と利活用をテーマにしました．当初，営農技術の向上を調査のモチベーションとしていた二見さんですが，技術の概念指標化や，調査対象の範囲などといった，研究をするにおいて稀ではない調査の難しさから，本テーマに至りました．二見さんは，聞き取り調査を実施することが初回でありましたが，新規就農者の方々と自然なコミュニケーションをとりながら，調査を進めていく姿に，驚かされました．得られたデータは，しっかり文字おこしを行うことで，データに基づく分析に取り組んでくれました．事例間の分析を行いながら，得られたデータを類型化し，抽象

化するプロセスは、簡単ではありません。二見さんは積極的に TA と議論を行い、結果の抽象化までに試みることで、報告書をまとめました。

TA としての指導が不足な点も多くあったかと思いますが、学生への指導について、中谷先生と竹田先生よりご指導をいただき、貴重な経験となりました。また、TA の伏木さん、山下さん、近藤さんに手助けしてもらう機会も多くありました。この場をお借りして感謝申し上げます。

最後に、今回の地域経済・フィールドワーク実習は、盛岡市の「文京区学生と創るアグリイノベーション事業」の一環として進められました。この背景から、盛岡市玉山総合事務所の多大なご協力をいただき、COVID-19 の中にもかかわらず、このように報告書を完成することができました。そして、磯道さんの調査に用いる写真をご提供いただいた玉山総合事務所の皆さま、甲斐さんと二見さんの聞き取り調査にご協力いただいた盛岡市の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

(伏木優介)

本実習に参加し報告書を完成させた 3 年生の皆さん、本当にお疲れさまでした。昨年度に引き続き COVID-19 の影響により、例年のような泊りがけでの現地訪問が行えない中で調査となり歯痒い思いを感じることも多かったのではないかと思います。このような社会状況の制約は学生だけでなく先生方および現地で調査に協力いただいた皆様にも多大な負担をもたらしたと思いますが、それにも関わらず甚大なご支援を賜りました。ここに改めて皆様への労いと感謝の意を表したいと思います。

マクロ経済学という分野の礎を築いた「雇用・利子および貨幣の一般理論」を著した J.M. ケインズは A.マーシャルの教え子であり、マーシャルは学生に、経済学を学ぶ者はイースト・エンドへ行って来いと言っていたそうです。イースト・エンドとはロンドンの下町であり、現実の経済問題を自分の目で見て来いというのがマーシャルの教えであつたのでしょうか。しかし、ケインズが一般理論を著すまでの経済理論は新古典派理論であり、その帰結は自由放任、レッセ・フェールでした。世界恐慌下の大量失業を目のあたりにしたケインズは「イースト・エンドに行くことの結論が何もしないことであるとは！」と新古典派への直感的な反発を覚えたといえます。

突然、上記のような経済学史の話を記述したのは、この話のなかに本実習に通ずることが 2 点あると感じるからです。一つは「百聞は一見に如かず」。マーシャルが学生にイースト・エンドへ行くことを指導したように、本実習でもなんとか学生の皆さんに現地を見てもらおうと日帰りで玉山地域を訪れる日程を確保しました。わずかな時間でも実際に現地を訪問できたことは、日本の農村とそこに暮らす方々の思いを感じ、何が本当の問題なのかをより深く考えるきっかけになったと思います。もう一つは、それでも簡単にはいかないということです。ケインズの直感的な反発は当然の感情であつたとしても、それを不完全雇用と政府介入の妥当性を示す理論として記述できたのはケインズであり、それまでの優れた経済

学者たちもそれを成し遂げてはいませんでした。学生の皆さんも調査や現地訪問を得て感じたことを報告書にどのようにまとめるのか、非常に苦労したと思います。これは難しく当然であり、皆さんはその困難に懸命に挑戦していたと感じます。

このままでは、本実習を通じて「研究のやり方」というよりは「研究の難しさ」を学んだだけに終わってしまいそうですが、しかし、学生の皆さんは経済学研究を行ううえでもっとも重要なことを学べたはずだと思います。それは、多くの経済学者が肝に銘じるマーシャルの言葉、「冷静な頭脳と温かい心」です。皆さんが取り組む問題に直面する人々に寄り添う温かい心を動機に、それまでどんな議論があつてどのような分析手法が用いられてきたか、自分が獲得できる情報とその利用方法は何か、冷静に検討して困難の解決につながる糸口を考える頭脳の二つこそが今後のみなさんの卒業論文をはじめとする研究の基盤となるはずで、本実習がその二つの重要性を肌を感じる貴重な経験の機会となったことを祈念し、結びとしたいと思います。

(近藤諒一郎)

まずは、学部3年生のみなさん、1年間を通したフィールドワーク実習お疲れ様でした。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響下にありながら、オンラインと現地の両方での実習の準備および聞き取り調査にご協力をいただいた盛岡市と玉山の皆様にこの場を借りて御礼を申し上げます。中谷先生、竹田先生、TAの金さん、伏木さん、山下さんには指導にあたって様々なサポートしていただき、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

今年は人数が少ないこともあって、学部3年生のみなさんにとってなかなか大変な実習だったかもしれません。しかし、何を研究対象とするのか、どうやってそれを調べるのか、本当に1から研究をするという経験は非常に代え難いものだと思います。自分も学部3年生の時にこの実習を履修しておりましたが、その時の経験は研究領域を超えて実生活の面でも、今も大変な役に立っているとはっきりと申し上げることができます。何もないところから意味ある研究テーマを見つけ出す批判的思考力、疑問に対して正確なアプローチでもって研究を組み立てる設計力、その情報から意味・価値のあるインサイトを自らの視点でもって発見する眼力、そしてそれらを他者がわかる形で成果物としてまとめあげて外にだす発信力。これらに加えて、フィールドワークを通じて現場の生の声を聞く、つまりは一次情報を取りに行くことの重要性をも学ばせてくれるのは本実習の最大の特徴でもあります。これらの能力が今後どう役立つのかは敢えて説明する必要はないでしょう。1年間を通じて自らの力でひとつの研究をやりきり、これらの能力をたとえ一部でも身に着けたことは誇りに思ってください。

自分自身の振り返りとしては、TAとして力不足だったこともあり、あまりspecificなアドバイスができず、研究一般においていえる抽象的なものに留まってしまうことが多かったことは反省しております。特に同じTAである金さんには、本当に多大なお力をお借りい

たしました。学部3年生に混じって、私も一人の履修生かのごとく多くを学ばせていただきました。また、これもおかしな話ですが、本実習を通じて学部3年生のみなさんが1年間フルに学んで成長していく姿からも、私の方が多く学ばせていただくことができたのではないかと思います。

最後になりますが、学部3年生のみなさんが本実習を通じて大切な多くの能力を育むその一助になれておりましたら幸いです。これからも引き続き頑張ってください。

(山下智也)

地域経済フィールドワーク実習を履修した学部3年生の皆さん、1年間本当にお疲れさまでした。また、オンラインでの調査が中心であるにも関わらず我々の調査に多大なるご協力を頂いた盛岡市及び玉山総合事務所の皆様にこの場をお借りして心より御礼申し上げます。自然豊かで魅力あふれる玉山地域とご縁を持つことができ、今後ずっと心の中に特別な存在として残るであろうことを嬉しく思います。

昨年度に引き続き、本年度のFW実習も新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を多分に受けたものとなりました。感染状況の度重なる変化により、現地調査や報告会の日程・形式の変更が何度も生じ、例年以上にタフなフィールドワーク実習であったと思います。調査地を訪問して現地の雰囲気や存分に堪能したり、現地の皆様から直接お話を伺ったりする機会が少なかったことも心残りです。

オンライン調査の難しさに加え、FW実習の履修生の間でコミュニケーションを取る機会が少なかったことも大きな障害であったのではないかと感じています。私が学部3年生時にFW実習を履修した際には、履修生の間で進捗を共有したり、声を掛け合ったりしながら調査・分析を進めた思い出があります。直接顔を合わせることができず「孤独」な状況の中で調査・分析を進めざるを得なかった本年度の履修生の皆さんには辛いことも多かったと思いますが、そのような状況下でもしっかりと報告書をまとめきったという経験を大いに誇り、自信にしていきたいと思います。履修生の皆さんにとっては、自ら課題を発見し、文献や資料を集め、分析や考察を行う機会(すなわち研究)は初めてであったと思います。学習した内容をアウトプットする試験の論述やレポートとは異なり、自分自身の研究成果やアイデアを他者に分かりやすく伝える努力をするという経験は、学生生活のみならず今後の人生においても大いに役立つはずです。

TAとしてのこの1年間を振り返ると、履修生の皆さんや先生方とディスカッションや調査を共にする中で、自分の考えを適切に言語化し有益なアドバイスを行うことの難しさや責任の重さを痛感し、自らの力不足を反省することが度々ありました。TAを務めあげることができたのは、ひとえに履修生の皆さんや先生方、伏木さんをはじめとする他のTAの皆さんのご指導やサポートによるものです。皆さまに感謝申し上げます。履修生の皆さんが、玉山地域という1つのフィールドについて様々な切り口や手法を用いて調査・分析を行う姿を間近で見られたことは、私にとって大変刺激的で勉強になる経験でした。この経験

を今後に生かしていきたいと思います。

最後に、昨年度・本年度の FW 実習によりオンライン調査のノウハウが蓄積されたと思います。この2年間の経験を良い財産としつつ、来年度以降の FW 実習では、「生の声を聞く」という FW 実習本来の醍醐味が存分に感じられることを願っております。